

美唄市都市計画マスタープラン

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の概要.....	2
1-1 計画策定の目的.....	2
1-2 計画の位置付け.....	2
1-3 計画の期間.....	4
1-4 計画の対象区域.....	5
2 改訂時の計画策定体制.....	6
2-1 改訂時の計画の策定体制.....	6
第2章 美唄市の現況.....	9
1 自然的現況.....	10
1-1 位置.....	10
1-2 地形と土地利用.....	11
1-3 気象.....	12
2 歴史的現況.....	14
2-1 沿 革.....	14
2-2 地形と土地利用.....	14
3 社会的現況.....	17
3-1 人 口.....	17
3-2 産 業.....	21
4 都市計画の現況.....	26
4-1 土地利用規制の現況.....	26
4-2 都市施設の現況.....	30
5 その他の現況.....	34
5-1 主要幹線道路の交通量.....	34
5-2 公共賃貸住宅の現況.....	35
5-3 宅地開発の現況.....	36
5-4 未利用地の現況.....	37
5-5 避難場所の現況.....	39
第3章 まちづくりの意向調査.....	41
1 まちづくり市民アンケート調査の概要.....	42
1-1 まちづくり市民アンケート調査の概要.....	42
2 まちづくり市民アンケート調査の結果.....	43
2-1 回答者の属性.....	43
2-2 生活環境の住みやすさについて.....	45
2-3 市民が望むまちづくりについて.....	50
2-4 まちづくりの方向について.....	53

第4章 解析・評価	55
1 解析・評価の流れ	56
1-1 解析・評価の流れ	56
1-2 評価の概要	57
2 解析の内容	58
2-1 現況調査における解析（課題の抽出）	58
2-2 アンケート調査における解析（課題の抽出）	61
3 評価の内容（課題の整理）	64
3-1 まちづくりの保全的要素の評価	64
3-2 まちづくりの阻害的要素の評価	65
3-3 まちづくりの不足的要素の評価	67
4 市民視点によるまちづくり	73
4-1 美唄市総合計画等市民検討会議からの意見	73
第5章 まちづくりの基本方向	79
1 まちづくりの基本方向について	80
2 美唄市総合計画の概要	81
2-1 新たな時代の目指すべきまちづくり	82
3 第5次国土利用美唄市計画の概要	90
3-1 市土地利用の基本方針	90
3-2 地域類型別土地利用の基本方向	93
3-3 目標年次	93
4 まちづくりの基本方向について	94
4-1 まちづくりの基本方向	94
4-2 まちづくりの方向性（将来都市構造）	95
第6章 まちづくりの基本方針	99
1 まちづくりの基本姿勢	100
1-1 まちづくりの目標	102
1-2 まちづくりの基本姿勢の柱	103
2 まちづくりの基本方針	111
2-1 うるおいのあるまちづくり	111
2-2 集約型のまちづくり	112
2-3 交通体系の充実化	118
2-4 緑豊かなまちづくり	122
2-5 魅力あるまちづくり	125
2-6 市民が主役のまちづくり	132

第7章 地域別まちづくり基本方針.....	133
1 地域別まちづくり基本方針の概要.....	134
1-1 地域別まちづくり基本方針の概要.....	134
1-2 地域区分の設定.....	134
2 地域別まちづくり基本方針.....	135
2-1 中央地域.....	135
2-2 東部地域.....	141
2-3 北部地域.....	144
2-4 南部地域.....	147
2-5 西部地域.....	150
第8章 概略実施プログラム.....	153
1 概略実施プログラムの概要.....	154
2 概略実施プログラムの内容.....	155
2-1 うるおいのあるまちづくりに向けた自然環境の保全と活用.....	155
2-2 コンパクトなまちづくりに向けた計画的な土地利用の推進.....	155
2-3 円滑で安全な交通網に向けた交通体系の構成.....	158
2-4 緑豊かなまちづくりに向けた公園緑地の配置と緑化の推進.....	158
2-5 魅力あるまちづくりに向けた都市景観の向上.....	161
2-6 住みよいまちづくりに向けた生活環境の向上.....	162
2-7 みんなでつくるまちづくりに向けた市民参加体制の構築.....	164
資料.....	165

第1章

計画の概要

1 計画の概要

1-1 計画策定の目的

美唄市(以下「本市」という。)においては、昭和 23 年から都市計画区域を定め、昭和 32 年には市街地に用途地域を定めて土地利用や街路、公園、下水道など都市基盤を計画的に整備し、その成果も目に見えるようになって来ているものの、近年の少子高齢化の進行や中心市街地の空洞化傾向など著しい社会情勢の変化や市街地の拡大などにより様々なまちづくりの諸問題も生じてきております。

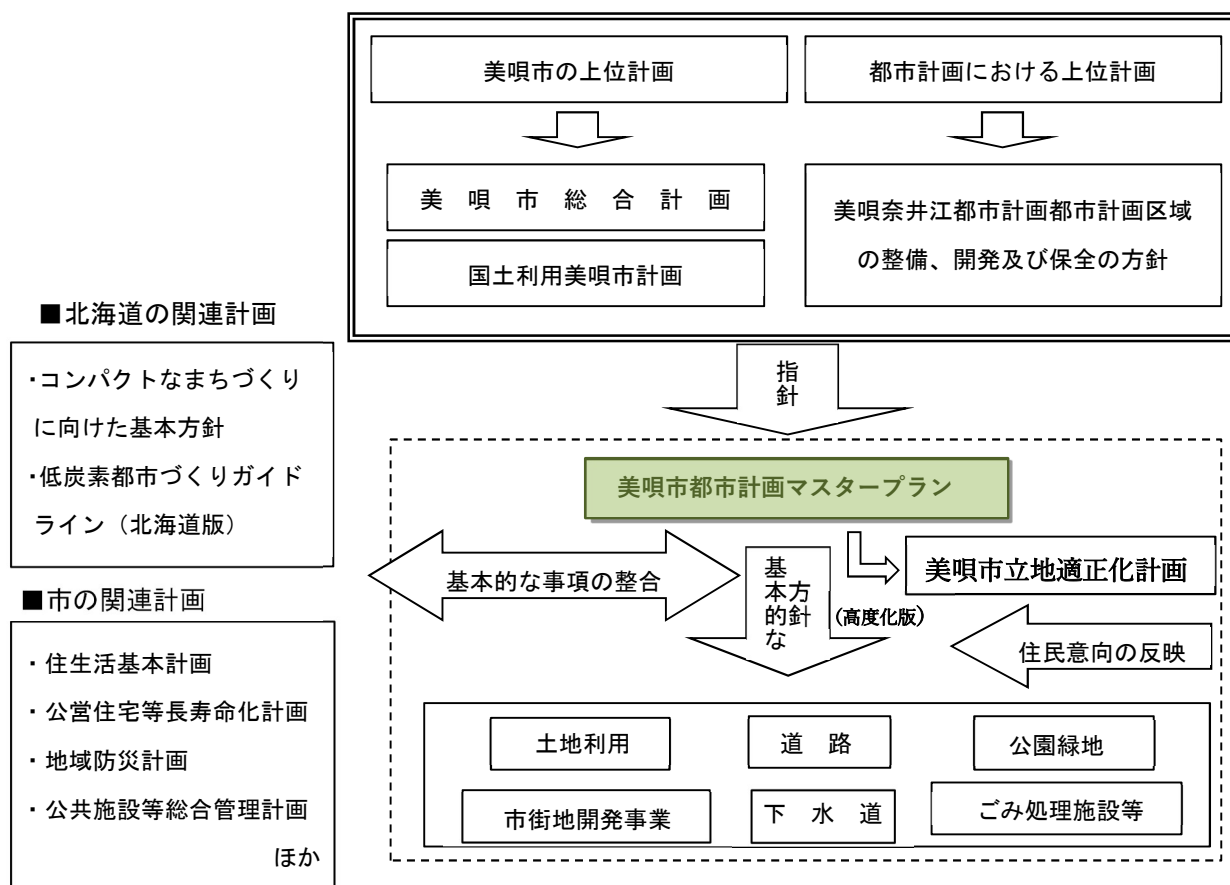
このような本市の都市計画の現状と背景を踏まえ、本市の目指すべき長期的なビジョンを市民と行政が一体となって構築するとともに、将来的なまちづくりの基本的な方針を示し、ゆとりとうるおいのある魅力的なまちづくりを進めていくことを目的として『美唄市都市計画マスタープラン』(以下「本計画」という。)を策定します。

1-2 計画の位置付け

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 の規定により、市町村の基本構想である「美唄市総合計画」(以下、「総合計画」という。)及び「国土利用美唄市計画」を上位計画とし、更には、北海道における「美唄奈井江都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合性を図るとともに、昨今の地球環境問題に関して、都市構造と温暖化にある深い関係性を考慮し、平成 25 年に北海道が温暖化問題改善に向け策定した低炭素都市づくりガイドラインを踏まえるものとします。その上で、本市の都市計画における土地利用、交通体系、公園・緑地、下水道などに関して、これらを基本方針として位置付け、本市が将来に渡り 1 つの都市として持続可能となるまちづくりを進めるため平成 30 年度に策定した効率性に優れコンパクトで住み良いまちづくりを基本とする『美唄市立地適正化計画』を本計画に反映していくものとします。

本計画の位置付けと内容のイメージは、下記の図に示すとおりです。

図 1-1 美唄市都市計画マスタープランの位置付けと内容イメージ

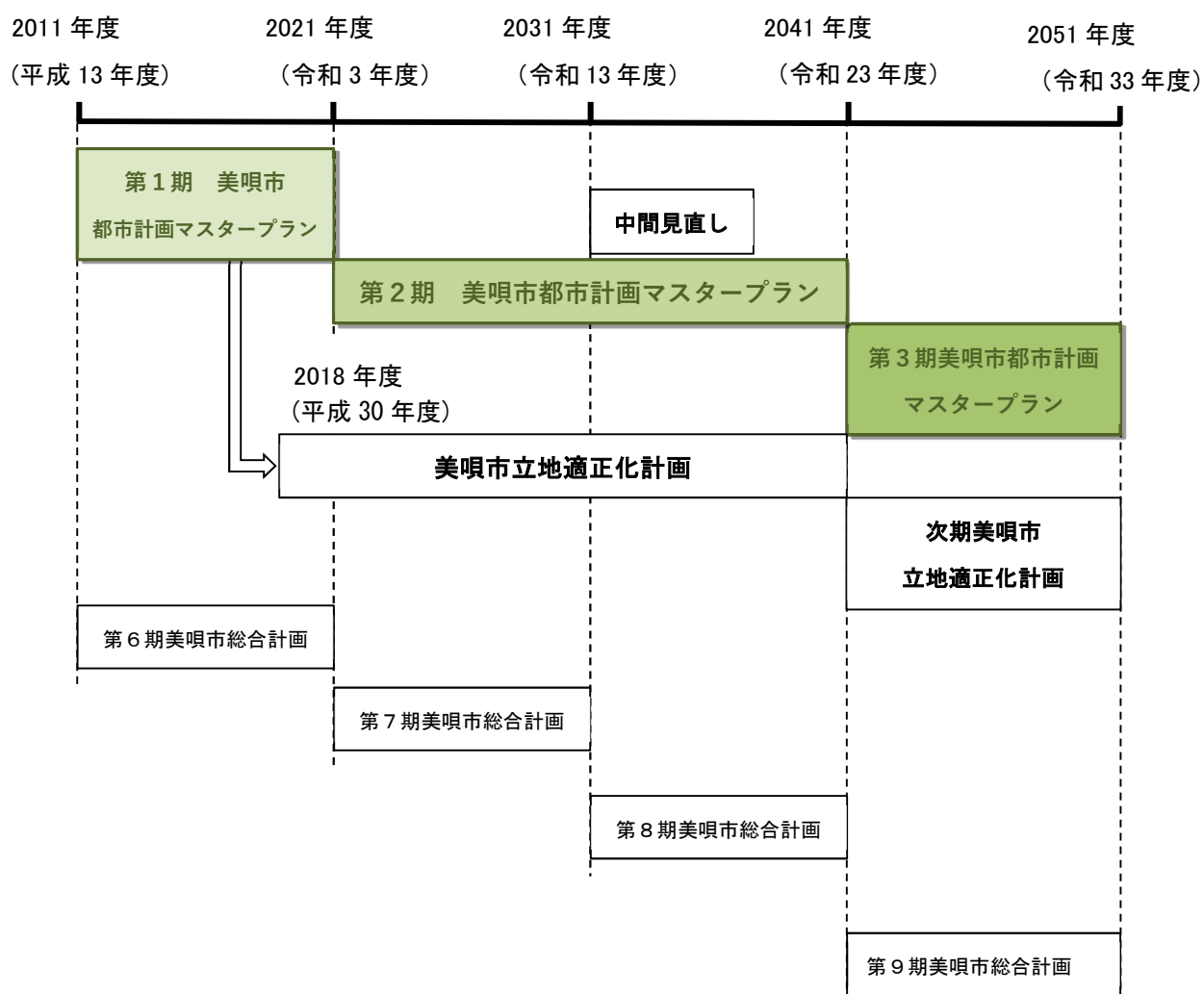


1-3 計画の期間

本計画は、策定の目的から長期ビジョンであるため、令和3年度を基準年とし、令和22年度(西暦2040年)までの20年間を計画期間として策定したものでありますが、計画期間の中間年において計画の進捗状況や社会情勢の変化等を考慮し計画全体を見直し、その時代のニーズに即した計画へと移行していくことを基本とします。

計画期間の基本的な考え方は、下記の図に示すとおりです。

図1-2 美唄市都市計画マスタープランの計画期間の基本的考え方

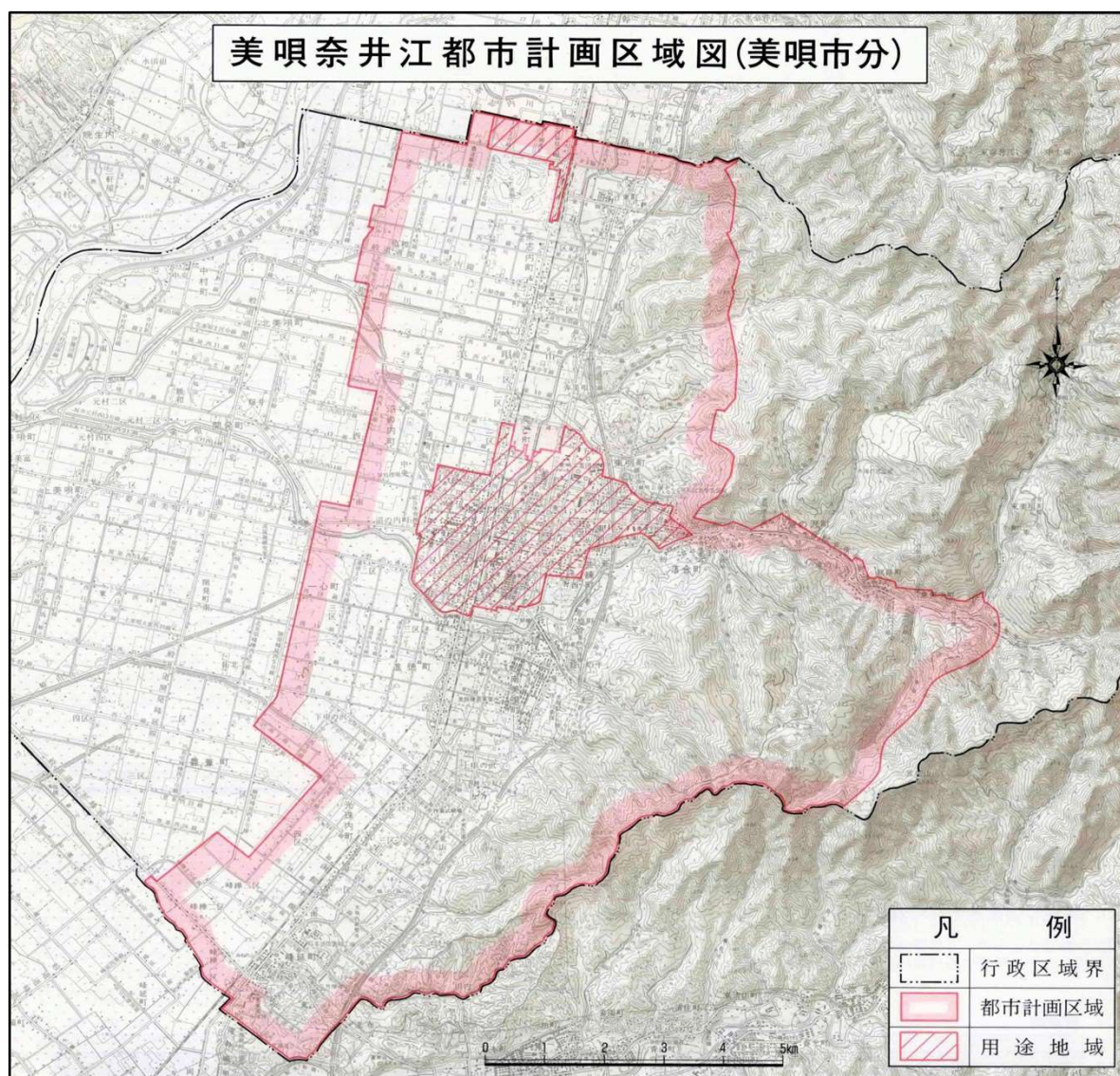


1-4 計画の対象区域

本計画の計画対象区域は、美唄奈井江都市計画区域における美唄市分(約11,821ha)を基本とし、都市計画区域に隣接して都市計画的な施策を計画する必要がある場合や、対象区域外であっても本市のまちづくりに重要な地域・地区については、計画対象区域と考えます。

計画対象区域となる美唄奈井江都市計画区域の美唄市分の位置は、下記の図に示すとおりです。

図 1-3 計画対象区域



2 計画の策定体制

2-1 計画の策定体制

本計画の策定体制は次頁の図に示すとおりで、策定機関の概要は以下に示すとおりです。

(1) 都市計画マスタープラン策定庁内検討委員会

庁内の関係する課長職によって構成され、都市整備部長が委員長となって計画内容について最終的な検討を行う行政側の機関として位置付けられます。

(2) 美唄市総合計画等市民検討会議

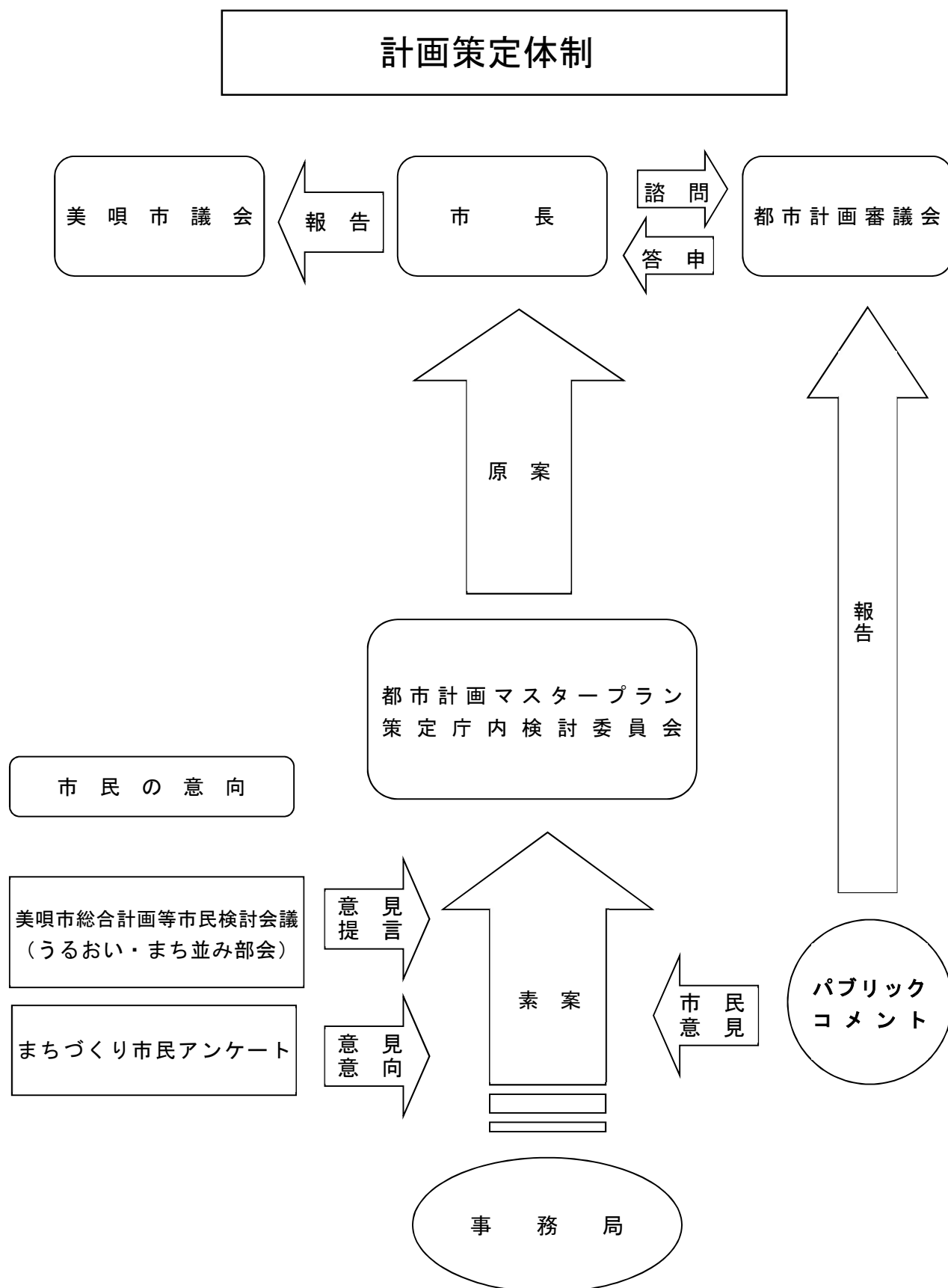
市長から委嘱された一般市民と市職員によって構成され、「総合計画」の計画内容の検討及び市民意見の反映を図る市民側の協議機関として位置付けられ、本計画においても、美唄市総合計画等市民検討会議からの意見を反映させています。

(3) 都市計画審議会

都市計画法、条例に基づき設置される機関で、策定検討委員会を経て市長から諮問される計画内容を調査審議し、市長に答申する市民側の最高審議機関として位置付けられます。

(4) 事務局

都市整備部都市建築住宅課が中心となって構成され、策定作業の進行管理、連絡調整、情報提供など、計画策定に係わる総括的な事務を担う機関として位置付けられます。



第2章

美唄市の現況

1 自然的現況

1-1 位置

本市は北海道の道央圏に位置し、東は美唄山を境として芦別市に、西は石狩川を挟み月形町及び浦臼町に、南は三笠市・岩見沢市に、北は奈井江町に隣接し、総面積 277.69k m²と東西約 32km、南北約 19km の広ぼうを有しています。

また、本市の中心部を JR 函館本線と国道 12 号及び北海道縦貫自動車道が南北に縦貫しており、札幌市と旭川市までそれぞれ約 1 時間と恵まれた交通条件を有しています。

表 2-1 美唄市の位置

総面積	方 位		広 ば う	
	緯度（東経）	緯度（北緯）	東 西	南 北
277.69k m ²	141° 40′ 40″	43° 14′ 46″	32 km	19 km
	～	～		
	142° 3′ 50″	43° 24′ 58″		

（資料）市勢要覧

1-2 地形と土地利用

本市の地形は、東部丘陵地帯と西部平野地帯とに大別されます。東部丘陵地帯は、緑に囲まれた比較的高度が低いなだらかな起伏が連続する丘陵地で、北海道中央部に属する石狩山地にその続きを持っていますが、芦別市に隣接する地域は標高 986.9mの美唄山をはじめ、南北方向に比較的高い山があり、これらの分水嶺から美唄川などの諸河川が石狩川に向けて流路をとっています。また、西部平野地帯は、石狩平野に属する低地平野地帯で、そのほとんどが米作を中心とした農耕地として利用されています。

本市の土地利用は、総面積のうち山林が約 33%、田が約 31%を占めており、宅地は約 4%となっています。

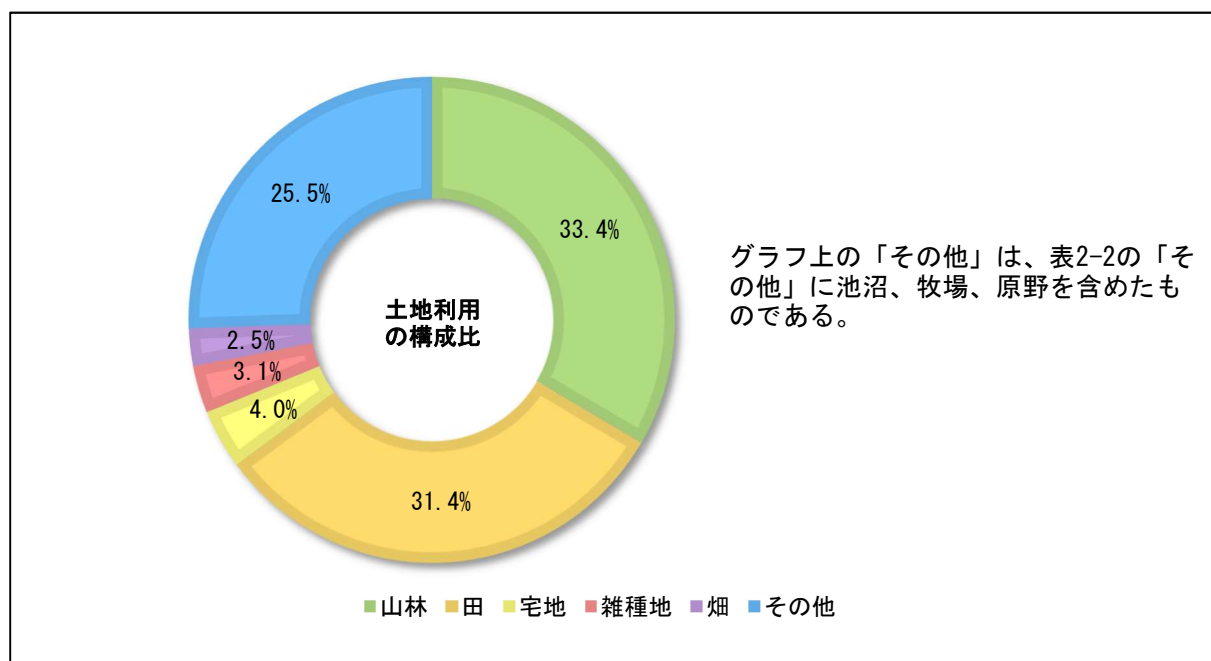
表 2-2 土地利用の現況

区 分	合 計	田	畑	宅 地	池 沼
面積 (ha)	27,769	8,725	691	1,100	25
構成比 (%)	100%	31.42%	2.49%	3.96%	0.09%

区 分	山林	牧場	原野	雑種地	その他
面積 (ha)	9,285	55	128	874	6,886
構成比 (%)	33.44%	0.20%	0.46%	3.15%	24.80%

(資料) 美唄市統計書 平成30年

グラフ 2-1 土地利用の構成比



1-3 気象

本市の気象は、本市が日本海側の内陸に位置することから、裏日本型の気候に属し、比較的気温の寒暖の差が大きく、四季の変化ははっきりしています。

春季は大陸から低気圧や高気圧が交互に東進してくるため、天候が変わりやすいですが、移動性高気圧に覆われると好天の日が続く傾向となっています。夏季は太平洋高気圧の影響を受け気温は高くなり、最高気温は 30℃以上にもなりますが、オホーツク海上に冷たい高気圧が停滞すると一転して気温は下がり、農作物に影響を与えることもしばしば見受けられます。一方、秋季は前線の南下や発達した低気圧の通過、台風の影響などによって降水量が比較的多く、春季と同様に天候が変わりやすい日が続きやすくなります。冬季は大陸の高気圧が発達して冬型の気圧配置となり、北西の季節風によって雪が降りやすく、1月下旬を中心として氷点下の日が多くなります。

例年 10 月上旬には、初霜、下旬には初雪が降り、積雪は年間平均 120～130cm となるため、本市は豪雪地域に指定されています。

また、本市における気象の変化について、平成 30 年度と平成 9 年度とを比較した場合、年間の降水量に関しては、約 8%増加しています。年平均気温については、0.5 度、最高気温については、1.9 度高い結果となっています。

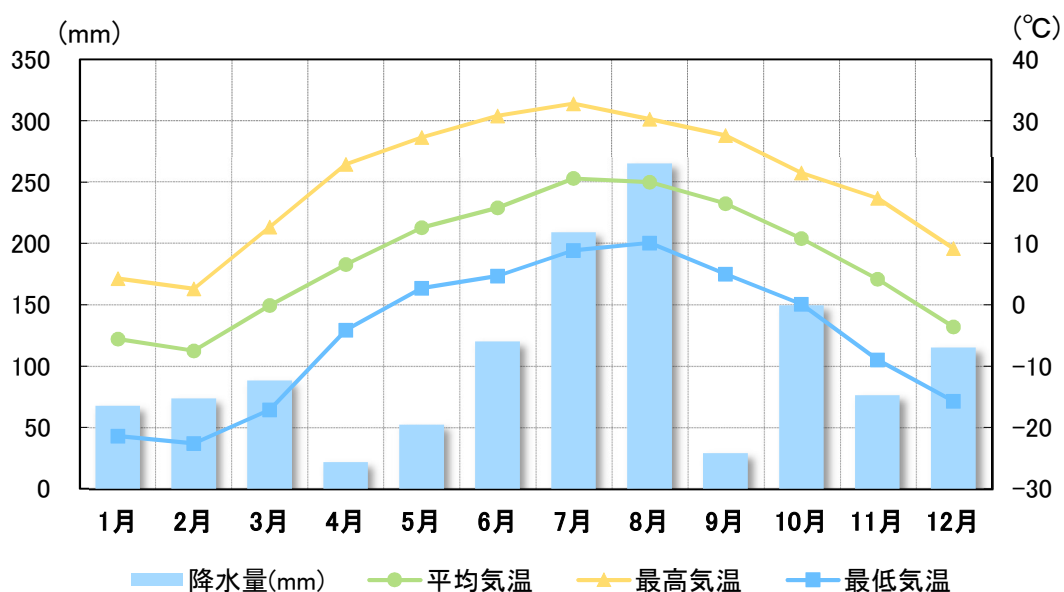
表 2-3 美唄市の気象（平成 30 年の月別）

月	降水量 (mm)	気温 (°C)			風速 (m/s)		最多 風向	日照時間 (h)
		平均	最高	最低	平均	最大		
1 月	67.5	-5.6	4.3	-21.4	2.9	13.5	西南西	67.9
2 月	73.5	-7.5	2.6	-22.6	3.4	11.2	北	84.1
3 月	88.0	-0.1	12.7	-17.1	3.4	12.4	西	163.0
4 月	21.5	6.6	22.9	-4.1	3.4	11.0	南	181.4
5 月	52.0	12.6	27.3	2.7	3.1	9.3	北北東	210.3
6 月	120.0	15.8	30.8	4.7	3.3	9.5	南	139.3
7 月	209.0	20.6	32.8	8.9	2.8	10.1	北	161.0
8 月	265.0	20.0	30.3	10.1	2.6	10.0	北	118.9
9 月	29.0	16.5	27.6	5.0	2.6	19.2	南南東	164.1
10 月	149.5	10.8	21.5	0.1	2.5	11.5	西	142.4
11 月	76.0	4.2	17.4	-9.0	2.3	8.6	南	68.9
12 月	115.0	-3.6	9.2	-15.7	2.7	12.2	西	33.2
合計または 平均	1,266.0	平均	最高	最低	平均	最大	-	1,534.5
		7.5	32.8	-22.6	2.9	19.2		

H9 年度の合計 または平均	1,167.0	平均	最高	最低	平均	最大	-	1,346.6
		7.0	30.9	-19.5	2.7	14.0		

(資料) 気象統計情報

グラフ 2-2 美唄市の気象（平成 30 年の月別）



2 歴史的現況

2-1 沿革

本市は、明治23年に「沼貝村」として誕生し、大正15年に町制施行するとともに「美唄町」と改称し、昭和25年に北海道15番目の市制施行によって「美唄市」となりました。

本市は、大正初期の三菱炭鉱の開鉱、昭和初期の三井炭鉱の開鉱によって炭鉱のまちとして栄え、昭和31年には人口9万人以上となりましたが、その後のエネルギー構造の変化により、昭和38年の三井美唄炭鉱の閉山を機として中小炭鉱の閉山が相次ぎ、昭和48年の三菱美唄炭鉱の閉山によって、市内の全ての炭鉱が閉山となり、炭鉱・石炭で栄えた時代が終わりました。

こうした中、石炭産業以外の農工一体の産業構造を目指し、東明工業団地や空知中核工業団地（現空知団地、以下「空知団地」という。）の造成などによる積極的な企業誘致を展開するとともに、農業においては各種事業による農地の基盤整備を進め、優良な水田面積の拡大などにより、農工が調和した都市づくりを進めてきました。

近年においては、ラムサール条約の登録湿地に認定された「宮島沼」との豊かな自然環境の共生を図るとともに、少子高齢社会への対応や快適な都市環境の創出、循環型社会の構築、さらに豊かで活力ある産業の創造や交流のまちづくりを進めてきました。

2-2 地形と土地利用

（1）都市計画区域

本市の都市計画は、昭和23年に全行政区域を対象にした「美唄都市計画区域（約27,502ha）」の決定を契機に進められてきており、その後、昭和44年には都市計画法の改正によって、現市街地を中心とする約1,737haに縮小されましたが、空知中核工業団地の造成に関連して、隣接する奈井江町と一体となった都市計画を進める必要性から、昭和50年に「美唄奈井江都市計画区域」として拡大され、美唄市分の面積は約11,292haとなりました。令和元年には区域の変更は行っていないですが、測量精度の高度化による面積の修正を行い、約11,821haとなり現在に至っています。

表2-4 都市計画区域の推移

年 月 日	面積(ha)	内 容
昭和23年1月1日	27,502	当初決定、全行政区域を指定
昭和44年5月20日	1,737	都市計画法の改正に伴う縮小
昭和50年6月20日	11,292	奈井江町と一体となった「美唄奈井江都市計画」として拡大
(令和元年10月18日)	11,821	測量精度の高度化による面積の修正

(2) 用途地域

本市の用途地域は、秩序ある市街地の形成を目的として昭和32年に約405.5haを決定して以来、その時代の情勢と市街地の拡大に併せ拡大変更及び内部の変更等を繰り返し、令和2年では約962.0haとなっています。

現在の用途地域は、下記の表2-5に示すとおりです。

表 2-5 用途地域の推移

年 月 日	面積(ha)	内 容
昭和32年4月23日	405.5	当初決定
昭和40年7月22日	475.5	拡大変更
昭和44年5月7日	641	拡大変更
昭和48年9月1日	755	都市計画法改正に伴う変更及び拡大変更
昭和52年2月10日	1,007	拡大変更
昭和55年12月16日	1,007	内部変更
昭和58年7月7日	1,129.2	拡大変更
平成4年3月17日	996.2	縮小変更、空知中核工業団地の一部を縮小
平成8年4月1日	1,018.2	都市計画法改正に伴う変更及び拡大変更
平成11年3月10日	1,018.7	内部変更、近隣商業地域の容積率の変更
平成23年11月15日	986.7	縮小変更、癸巳地区の一部を縮小
平成28年9月8日	987.0	内部変更
令和2年10月20日	962.0	縮小変更、茶志内地区の一部を縮小



3 社会的現況

3-1 人 口

(1) 総人口と世帯数

本市の国勢調査における人口は、石炭産業が全盛期であった昭和 30 年の 88,667 人をピークにして、その後の炭鉱の閉山によって昭和 35 年以降は減少傾向に転じ、昭和 40 年から昭和 50 年にかけては各調査年において平均約 22%の減少を示し、ピーク時の昭和 30 年の人口に対し昭和 50 年の人口は 57%の減少となっており、約 20 年間で人口が半減したことになります。

昭和 50 年以降は、減少率は鈍化しているものの、減少傾向は継続しており、平成 27 年では 23,035 人となっています。

世帯数は、昭和 50 年までは、ほぼ人口と同様に推移し、昭和 50 年以降は人口の減少に関わらず、ほぼ横這いの状況であり、1 世帯当たりの人員は昭和 60 年以降 3 人/戸を割り込んでいることから、近年の核家族化現象が顕著に表れていると思われます。

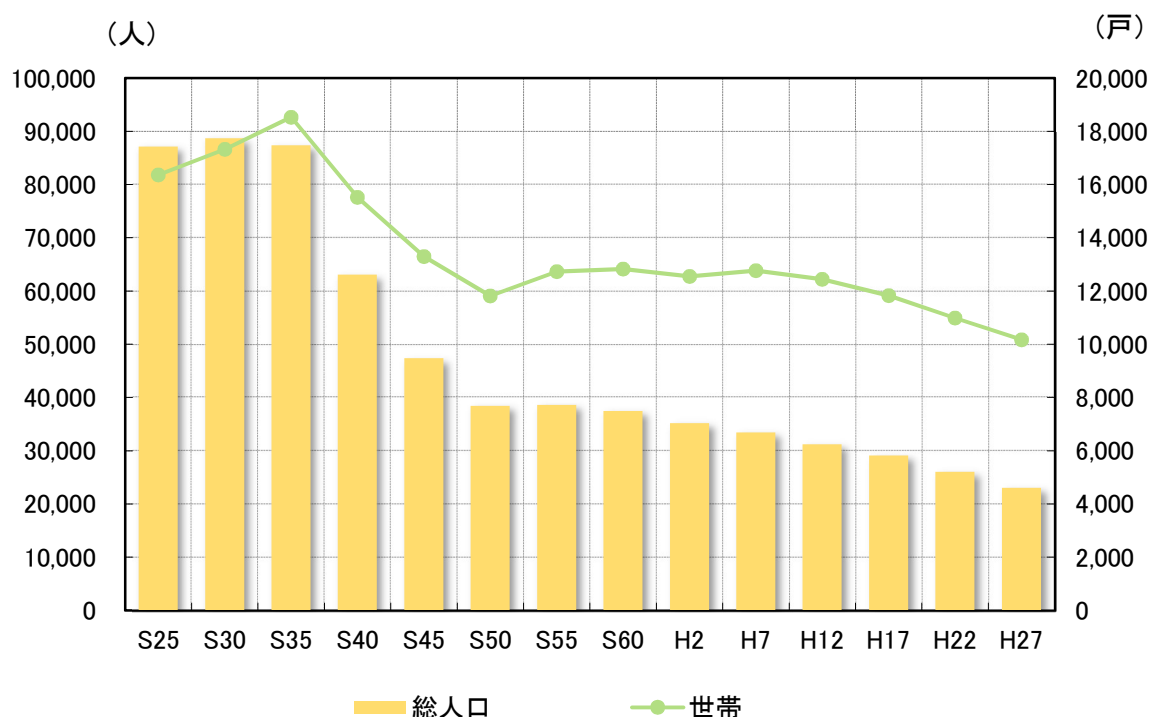
表 2-6 総人口と世帯数の推移

年次	人 口					世帯数 (戸)	1 世帯 当たり 人 員 (人/戸)	人口 増減率 (%)
	総 数 (人)	男 性		女 性				
		総 数 (人)	構成比 (%)	総 数 (人)	構成比 (%)			
昭和 15 年	54,122	29,221	54.0	24,901	46.0	9,333	5.8	—
昭和 22 年	72,222	38,080	52.7	34,142	47.3	12,854	5.6	33.4
昭和 25 年	87,095	44,841	51.5	42,254	48.5	16,356	5.3	20.6
昭和 30 年	88,667	44,509	50.2	44,158	49.8	17,323	5.1	1.8
昭和 35 年	87,345	43,342	49.6	44,003	50.4	18,529	4.7	▲1.5
昭和 40 年	63,051	30,663	48.6	32,388	51.4	15,517	4.1	▲27.8
昭和 45 年	47,369	22,608	47.7	24,761	52.3	13,295	3.6	▲24.9
昭和 50 年	38,416	18,549	48.3	19,867	51.7	11,815	3.3	▲18.9
昭和 55 年	38,552	18,883	49.0	19,669	51.0	12,734	3.0	0.4
昭和 60 年	37,414	18,459	49.3	18,955	50.7	12,820	2.9	▲3.0
平成 2 年	35,176	17,000	48.3	18,176	51.7	12,552	2.8	▲6.0
平成 7 年	33,434	16,145	48.3	17,289	51.7	12,771	2.6	▲5.0
平成 12 年	31,183	14,952	47.9	16,231	52.1	12,437	2.5	▲6.7
平成 17 年	29,083	13,850	47.6	15,233	52.4	11,832	2.5	▲6.7
平成 22 年	26,034	12,215	46.9	13,819	53.1	10,992	2.4	▲10.5
平成 27 年	23,035	10,753	46.7	12,282	53.3	10,173	2.3	▲11.5

(資料) 国勢調査

(▲は減少を表す)

グラフ 2-3 総人口と世帯数の推移



(2) 年齢階級別人口

本市の年齢階級別人口は、平成7年以降、15歳から65歳までの生産年齢人口が総人口に占める割合は、平成7年の約66%が平成27年では約53%に減少し、15歳未満の幼年人口の割合は平成7年の約13%が平成27年では約9%に減少し、66歳以上の高齢人口は生産年齢人口や幼年人口とは逆に平成7年の約21%が平成27年では約38%とほぼ倍増しています。

この傾向は、近年の我が国の少子高齢化現象が本市においても顕著に現れていると思われます。

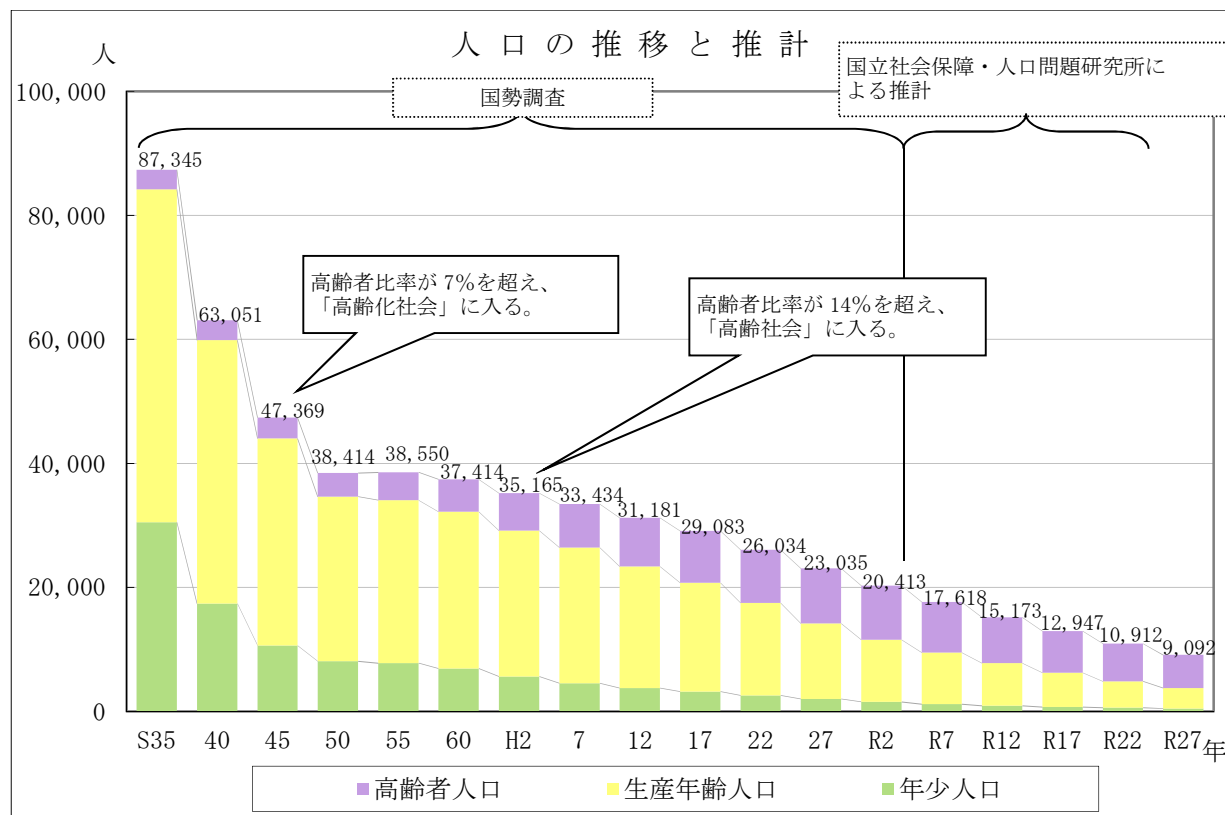
表 2-7 年齢階級別人口の推移

年齢階級	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)
幼年人口	4,497	13.45	3,717	11.92	3,178	10.93	2,573	9.88	1,973	8.57
生産年齢人口	21,932	65.60	19,644	63.00	17,528	60.27	14,887	57.18	12,205	52.98
高齢人口	7,005	20.95	7,822	25.08	8,377	28.80	8,555	32.86	8,853	38.43
年齢不詳	0	0	0	0	0	0	19	0.07	4	0.02
合 計	33,434	100	31,183	100	29,083	100	26,034	100	23,035	100

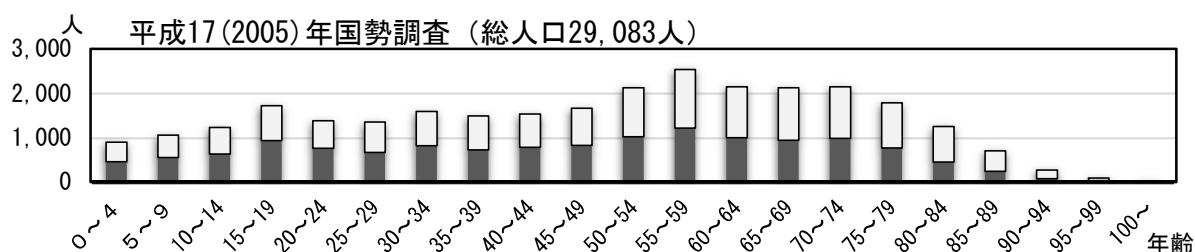
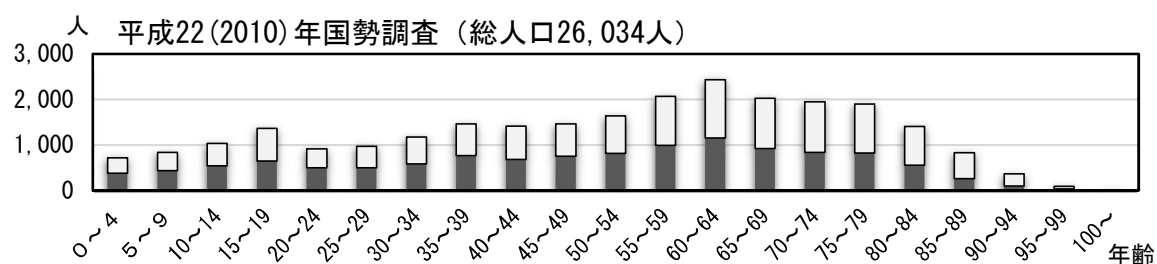
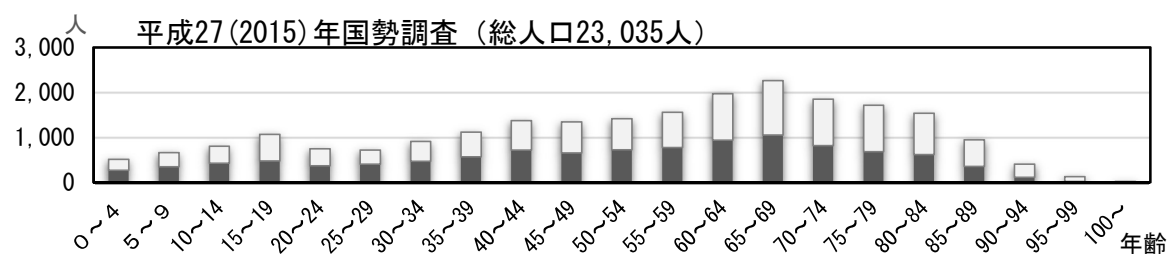
(資料)国勢調査

(3) 美唄市の人口の推移と推計

グラフ 2-4 人口の推移と推計



5 歳階級別人口の推移(黒部分: 男性、白部分: 女性)



(4) 産業別人口

本市の就業人口は、徐々に減少し、平成 27 年で 10,047 人となっていますが、総人口に占める就業率は平成 7 年以降、ほぼ横ばいの状況であり平成 27 年では約 44%となっています。

また、産業別の人口は、平成 7 年から平成 27 年の 20 年間では、第 1 次産業で約 44%、第 2 次産業で約 52%、第 3 次産業で約 26%の減少を示しています。

表 2-8 産業別人口の推移

区 分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	総 数 (人)	構成比 (%)	総 数 (人)	構成比 (%)	総 数 (人)	構成比 (%)	総 数 (人)	構成比 (%)	総 数 (人)	構成比 (%)
第 1 次産業	2,566	16.6	2,070	14.8	1,838	14.6	1,601	14.7	1,436	14.3
第 2 次産業	4,385	28.4	3,826	27.3	2,890	23.0	2,328	21.4	2,097	20.9
第 3 次産業	8,472	54.9	8,035	57.4	7,740	61.5	6,781	62.2	6,276	62.4
そ の 他	11	0.1	62	0.5	112	0.9	190	1.7	238	2.4
就業人口計	15,434	100	13,993	100	12,580	100	10,900	100	10,047	100
総人口 (人)	33,434		31,183		29,083		26,034		23,035	
就業率 (%)	46.2		44.9		43.3		41.9		43.6	

(資料) 国勢調査

(5) 区域別人口

都市計画区域の人口は、平成7年以降、年々減少してきているものの、総人口における都市計画区域内への集中率はほぼ横ばいで推移し、平成27年では、約94%となっています。又、用途地域の人口も徐々に減少していますが、総人口における用途地域内への集中率及び都市計画区域における用途地域内への集中率とも平成17年までは、増加してきていたものの、その後は、減少へと転じ平成27年では本市の総人口のうち約63%が市街地に居住しています。

表 2-9 区域別人口の推移

区 分			平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
行政区域人口 (人)	A		33,434	31,181	29,083	26,034	23,035
	都市計画区域人口	B	31,002	29,017	27,192	24,283	21,528
	用途地域人口	C	20,852	20,145	19,403	17,079	14,492
	用途地域外人口		10,150	8,872	7,789	7,204	7,036
	都市計画区域外人口		2,432	2,164	1,891	1,751	1,507
集中率	都計区域 B÷行政区域 A		92.7%	93.1%	93.5%	93.3%	93.5%
	用途区域 C÷行政区域 A		62.4%	64.6%	66.7%	65.6%	62.9%
	用途区域 C÷都計区域 B		67.3%	69.4%	71.4%	70.3%	67.3%

(資料) 国勢調査

3-2 産 業

(1) 農業

本市の農業における耕地面積は、平成17年以降ほぼ横這い状況となっており、令和元年における耕地面積の約93%が水田となっています。これに対し、畑の耕地面積は少ないものの、小麦や大豆、玉葱を中心に生産しています。

また、農家数は年々減少する傾向で、令和2年の農家数を平成22年と比較すると約28%の減少を示していることから、ICTを活用したスマート農業の加速化や優れた担い手農家の育成・確保など、施策の展開を図るとともに、農業生産基盤の整備を計画的に進めています。

表 2-10 農家数の推移

年 次	農 家 数 (戸)				
	総 数	専業農家	兼 業 農 家		
			総 数	第 1 種	第 2 種
平成 17 年	818	240	578	479	99
平成 22 年	681	285	396	296	100
平成 27 年	593	334	259	178	81
令和 2 年	486	－	－	－	－

(資料) 農林業センサス

表 2-11 耕地面積の推移

年 次	耕 地 面 積 (ha)			水田率 (%)
	総面積	田	畑	
平成 17 年	9,454	8,760	694	92.7
平成 18 年	9,453	8,760	693	92.7
平成 19 年	9,454	8,760	694	92.7
平成 20 年	9,455	8,760	695	92.6
平成 21 年	9,455	8,760	695	92.6
平成 22 年	9,445	8,750	695	92.6
平成 23 年	9,445	8,750	695	92.6
平成 24 年	9,445	8,750	695	92.6
平成 25 年	9,443	8,750	693	92.7
平成 26 年	9,433	8,740	693	92.7
平成 27 年	9,423	8,730	693	92.6
平成 28 年	9,420	8,730	690	92.7
平成 29 年	9,410	8,720	690	92.7
平成 30 年	9,409	8,720	689	92.7
令和元年	9,406	8,720	686	92.7

(資料) 北海道農林水産統計年報

(2) 工業

本市の工業は、平成11年以降、事業所数、従業員数、出荷額のいずれにおいても減少しており、特に出荷額については、平成28年で約149億円となり平成11年と比較すると約39%減少しています。

表 2-12 製造業出荷額の推移

年 次	事業所数	従業員数 (人)	出荷額 (万円)
平成 11 年	76	1,481	2,426,942
平成 12 年	71	1,425	2,275,413
平成 13 年	70	1,356	2,327,966
平成 14 年	63	1,182	2,148,162
平成 15 年	60	1,072	2,102,252
平成 16 年	57	1,047	1,843,776
平成 17 年	59	1,049	1,642,631
平成 18 年	60	1,005	1,569,630
平成 19 年	58	995	1,544,707
平成 20 年	60	948	1,548,306
平成 21 年	54	890	1,736,953
平成 22 年	52	847	1,580,935
平成 23 年	49	848	1,554,235
平成 24 年	48	833	1,570,520
平成 25 年	45	807	1,502,810
平成 26 年	43	804	1,587,614
平成 27 年	45	781	1,607,435
平成 28 年	41	837	1,491,710

(資料) 平成28年工業統計調査

(3) 商業

本市の市街地中心部に商店街が形成され、近年の郊外型店舗の進出等により、商店数は平成9年の384店舗が平成26年では183店舗に減少しています。

商業販売額においては、近年の他近隣市町村への購買力の流出等による販売額の減少が目立ち、平成9年から平成26年では約49%減少しています。

表 2-13 商業販売額等の推移

年 次	総 数		
	商店数	従業員数 (人)	年間販売額 (万円)
平成9年	384	2,055	4,282,199
平成11年	355	1,955	3,564,862
平成14年	314	1,819	3,150,074
平成16年	281	1,638	2,899,693
平成19年	258	1,502	2,648,128
平成26年	183	1,043	2,189,952

(資料) 経済産業省「商業統計調査」

(4) 観光

本市の観光資源は、日本最北端のマガンの寄留地である宮島沼、アルテピアッツァ美唄、交流拠点施設をはじめとして、「びばい歌舞裸まつり」などの各種イベントがあり、平成 22 年度では年間約 37 万人の観光客が本市を訪れていました。その後は、令和元年度では、約 40 万人となり増加しています。

令和元年度の観光入込客数を季節別の構成比でみると、6 月～9 月の夏期が最も多く、次いで 4 月～5 月の春期となっており、最も少ないのが 10～11 月の秋期となっています。

表 2-14 観光入込客数の推移

区 分	観光入込客数（千人）				
	合 計	春 期	夏 期	秋 期	冬 期
平成 22 年	366.0	80.1	156.6	54.2	75.1
平成 23 年	323.7	65.1	128.8	53.0	76.8
平成 24 年	323.6	77.5	124.6	47.2	74.3
平成 25 年	312.5	55.2	145.8	42.1	69.4
平成 26 年	302.8	80.1	112.2	35.0	75.5
平成 27 年	302.7	69.7	124.0	50.5	58.5
平成 28 年	300.8	66.6	118.0	49.0	67.2
平成 29 年	302.3	71.6	120.4	47.1	63.2
平成 30 年	311.0	58.9	115.2	46.7	90.2
令和元年	396.6	102.1	166.3	50.0	78.2

（資料）北海道開発局「北海道観光入込客数調査報告書」

4 都市計画の現況

4-1 土地利用規制の現況

(1) 用途地域

本市の用途地域は、昭和32年4月23日に面積405.5haを当初決定し、平成8年の都市計画法の改正に伴う新用途地域への変更などを経て、令和2年10月20日に10種類の用途地域で約962.0haを変更決定し現在に至っています。第1種及び第2種低層住居専用地域には10mの建築物の高さ制限が付加されていますが、外壁の後退距離、建築物の敷地の最低限度は設定されていません。また、近隣商業地域は容積率が200%と300%の地域に分けられています。

表 2-15 用途地域の現況

種 類	面 積	建築物の 延べ床面積の 敷地面積に 対する割合	建築物の建築 面積の敷地 面積に対する 割合	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの限度	構成比
第1種低層 住居専用地域	約165ha	6/10以下	4/10以下	—	10m	17.1%
第2種低層 住居専用地域	約15ha	6/10以下	4/10以下	—	10m	1.5%
第1種中高層 住居専用地域	約133ha	15/10以下	6/10以下	—	—	13.9%
第2種中高層 住居専用地域	約219ha	20/10以下	6/10以下	—	—	22.8%
第1種住居地域	約99ha	20/10以下	6/10以下	—	—	10.3%
第2種住居地域	約2.3ha	20/10以下	6/10以下	—	—	0.2%
準住居地域	—	—	—	—	—	—
田園住居地域	—	—	—	—	—	—
近隣商業地域	約14ha 約7.7ha	20/10以下 30/10以下	8/10以下 8/10以下	— —	— —	1.4% 0.8%
小 計	約21.7ha					2.2%
商業地域	約24ha	40/10以下	8/10以下	—	—	2.5%
準工業地域	約141ha	20/10以下	6/10以下	—	—	14.7%
工業地域	約142ha	20/10以下	6/10以下	—	—	14.8%
工業専用地域	—	—	—	—	—	—
合 計	約962.0ha					100%

(令和2年度末)

(2) 準防火地域

用途地域の指定に併せ、市街地における火災時の延焼防止を目的とした準防火地域が、近隣商業地域及び商業地域を中心に約 51ha 指定されています。

表 2-16 準防火地域の現況

区 分	面積 (ha)	指 定 用 途 地 域
準防火地域	51	近隣商業地域及び商業地域の全部 第 1 種住居地域及び準工業地域の一部

(3) 特別工業地区

準防火地域と同様に、用途地域の指定に併せ市街地内における工業の振興と利便性の向上を図るとともに、建築物の無秩序な混在を未然に防止するための特別用途地区として、2 種類の特別工業地区が準工業地域及び工業地域の一部に指定されています。

第 1 種特別工業地区は、準工業地域の用途規制を基本とし、軽工業を中心とした利便性の向上と建築物の無秩序な混在の未然防止を目的として、ホテル、旅館、料理店及び公害の恐れのある工場などが規制されます。一方、第 2 種特別工業地区は、工業地域の用途規制を基本とし、工業地域としての利便性の向上と特化を目的として、住宅、共同住宅、店舗併用住宅、マージャン屋、パチンコ店などが規制されます。

表 2-17 特別工業地区の現況

区 分	面積 (ha)	基本用途地域	規 制 用 途
第 1 種特別工業地区	51	準工業地域	ホテル、旅館、映画館、待合、料理店、 環境悪化のおそれのある工場等
第 2 種特別工業地区	67	工業地域	住宅、共同住宅、下宿、寄宿舍、 店舗・事務所兼用住宅、図書館、神社、神院、 教会、養老院、託児所、マージャン屋、 パチンコ屋、射的場、自動車教習所、 公害のおそれのある工場等

(4) 特定用途制限地域

本市では、都市計画区域内の用途地域が定められていない区域（白地区域）において、その区域の良好な環境を形成・保持する観点から建築してはならない建築物を定めて土地利用を規制するため、令和3年度から新たに特定用途制限地域を指定しています。

白地地域において、無秩序な市街地の拡大を招く建築物の建築を特定用途制限地域の指定により規制し、まとまりのある市街地形成に向けたコンパクトシティを推進していきます。

表 2-18 特定用途制限地域の現況

区 分	面積 (ha)	規 制 用 途
安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ 美唄周辺地区	175ha	環境悪化のおそれのある工場 危険物の貯蔵または処理に供する建築物 遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等 ホテルまたは旅館
農村環境保全地区	約 4.057ha (※保安林の 区域を含ま ない。)	環境悪化のおそれのある工場 危険物の貯蔵または処理に供する建築物 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等 遊技場、展示場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等 共同住宅、寄宿舍、下宿に供する建築物で 500 ㎡を超えるもの カラオケボックス キャバレー、料理店 店舗、飲食店等の用途に供する部分の床面積合計が 500 ㎡を超えるもの ホテル、旅館の用途に供する部分床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの
主要幹線沿道及び 生活拠点地区	1,893ha	環境悪化のおそれのある工場 危険物の貯蔵または処理に供する建築物 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等 展示場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等 カラオケボックス キャバレー、料理店 店舗、飲食店等の用途に供する部分の床面積合計が 3,000 ㎡を超えるもの

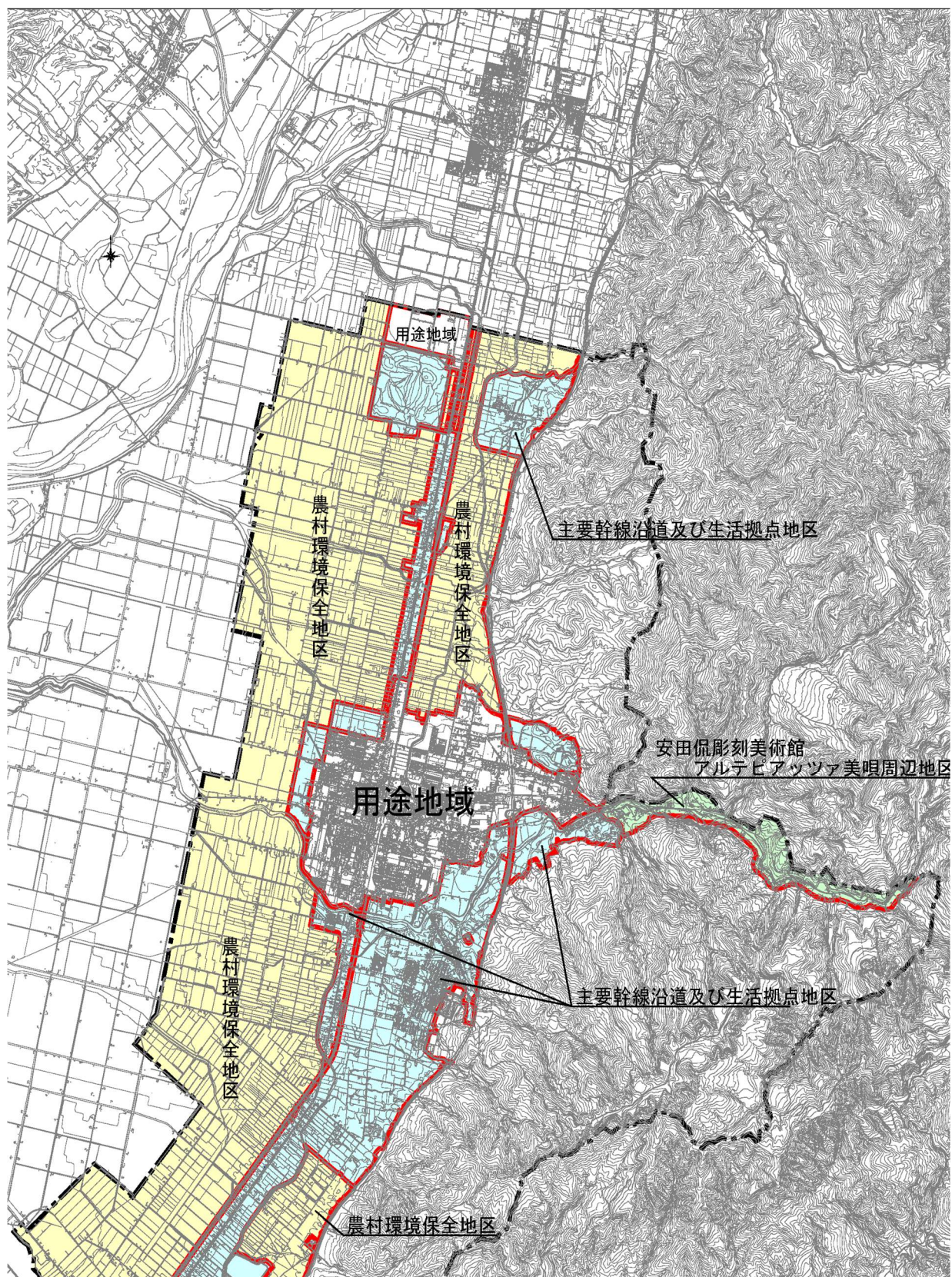


図 2-2 特定用途制限地域

4-2 都市施設の現況

(1) 道路

本市の都市計画道路は、用途地域を中心に歩行者専用道路を含め、約 43,600m の道路網を構成しています。改良率は約 61.8%、舗装率は約 56.8%となっております。

表 2-19 都市計画道路の現況

名称		計画		整備	
路線番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)	延長 (m)	整備済 (%)
3・2・1	大通	30	8,830	8,830	100%
3・4・2	東明通	18	3,450	2,680	78%
3・4・3	栄通	18	930	930	100%
3・4・4	翠明通	18	2,820	2,190	78%
3・4・5	あかしあ通	18	2,420	1,900	79%
3・4・6	明治通	18	920	500	54%
3・4・7	新川通	16	920	920	100%
3・4・8	昭和通	16	920	0	0%
3・4・9	旭通	16	3,440	650	19%
3・4・10	東雲通	18	1,250	0	0%
3・4・11	菜の花通	16	3,270	1,820	56%
3・4・12	東3条通	15	1,660	1,150	69%
3・4・13	三井通	15	1,770	0	0%
3・4・14	しらかば通	18	3,040	0	0%
3・4・15	かえで通	18	3,400	0	0%
3・4・17	三線通	18	1,280	1,280	100%
3・4・18	すずかけ通	18	920	0	0%
3・4・19	東明公園通	18	440	0	0%
3・4・20	銀河通	16	330	330	100%
3・4・21	中央通	22	90	90	100%
3・4・111	西一線通	18	560	560	100%
7・4・1	末広東通	16	390	390	100%
7・5・2	東2条通	14	430	430	100%
8・6・1	コスモス通	8	120	120	100%
合 計		—	43,600	24,770	56.8%

(平成 31 年度末)

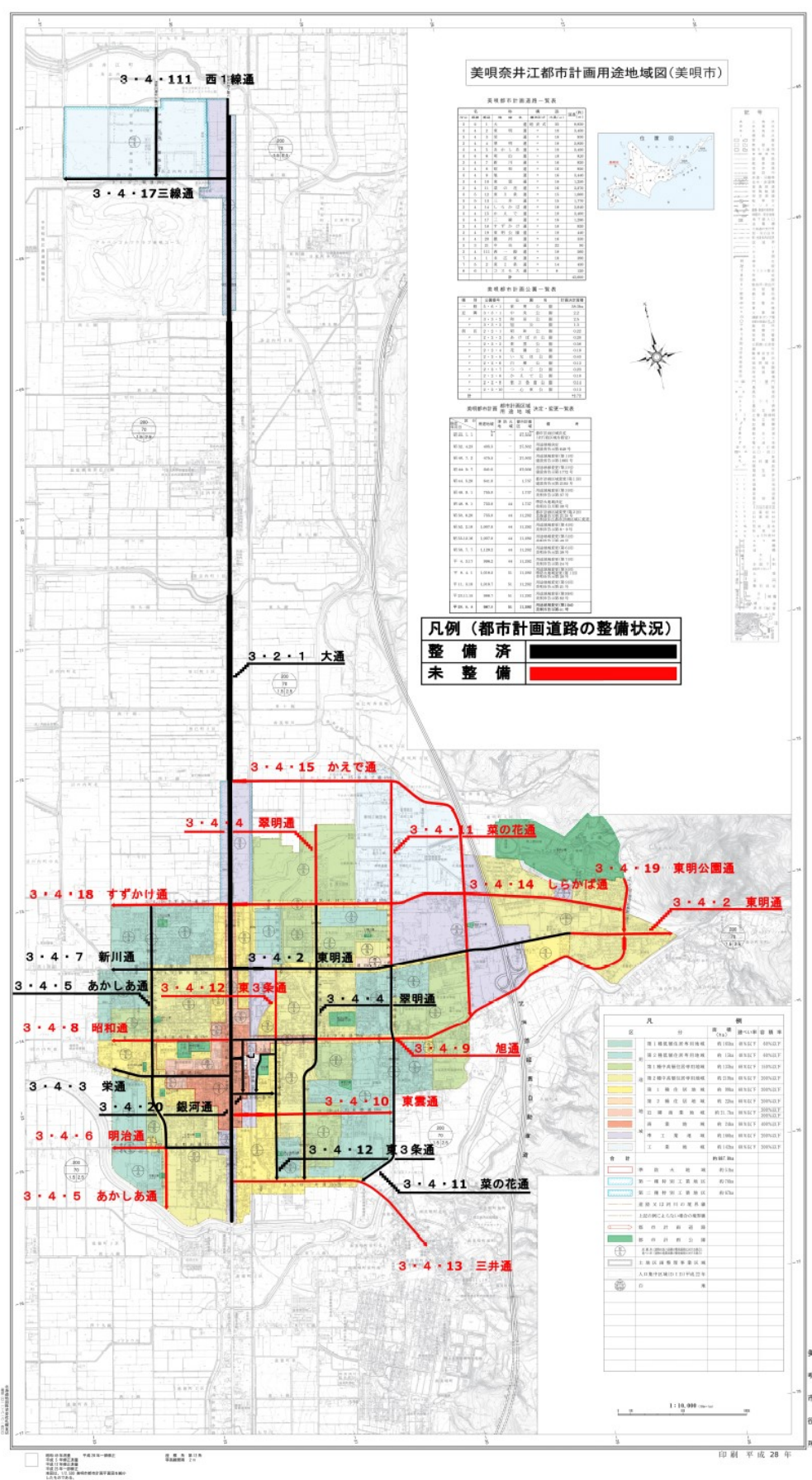


図 2-3 都市計画道路整備現状図

(2) 公園・緑地

本市の都市計画公園は、用途地域内を中心に街区公園が10ヶ所、近隣公園が3ヶ所、総合公園が1ヶ所の合計14ヶ所の46.73haが都市計画決定され、そのうち41.02ha（約87.8%）が供用されています。

また、都市公園が2ヶ所、都市緑地が1ヶ所の整備、供用されています。

表 2-20 都市公園の現況

名 称		種 別	面 積		整備率 (%)
公園番号	公園名		計 画 (ha)	供 用 (ha)	
2・2・1	昭和公園	街区公園	0.22	0.22	100.0
2・2・2	あけぼの公園	〃	0.20	0.20	100.0
2・2・3	東雲公園	〃	0.58	0.58	100.0
2・2・4	花園公園	〃	0.19	0.19	100.0
2・2・5	いなほ公園	〃	0.43	0.43	100.0
2・2・6	白樺公園	〃	0.13	0.13	100.0
2・2・7	つつじ公園	〃	0.23	0.23	100.0
2・2・8	かえで公園	〃	0.18	0.18	100.0
2・2・9	東3条南公園	〃	0.14	0.14	100.0
2・2・10	一心東公園	〃	0.13	0.13	100.0
小 計		10ヶ所	2.43	2.43	100.0
3・3・1	和田公園	近隣公園	2.50	2.50	100.0
3・3・2	中央公園	〃	2.20	1.30	59.1
3・3・3	旭公園	〃	1.30	1.30	100.0
小 計		3ヶ所	6.00	5.10	85.0
5・6・1	東明公園	総合公園	38.30	33.49	87.4
都市計画公園 計		14ヶ所	46.73	41.02	87.8
	ゆたか公園	近隣公園	1.10	1.10	100.0
	南美唄公園	街区公園	1.00	1.00	100.0
都 市 公 園		2ヶ所	2.10	2.10	100.0
	遊縁通り	都市緑地	2.98	2.98	100.0
緑 地 計		1ヶ所	2.98	2.98	100.0
公園・緑地の合計			51.81	46.10	89.0

（資料）都市公園台帳（令和2年度末）

（備考）その他に我路ファミリー公園（8.3ha）、都市計画区域外に炭鉱メモリアル森林公園（4.7ha）が供用されています。

(3) 下水道

本市の下水道は、美唄奈井江都市計画下水道と6市4町による石狩川流域下水道によって整備が進められています。

表 2-21 下水道の現況

種 別	計 画	供 用		備 考
	排水区域 (ha)	面積 (ha)	整備率 (%)	
公共下水道	1,201.5	948.4	78.9	処理人口 16,208 人
特定環境保全下水道	127.6	99.7	78.1	下水道普及率 77.8%
合 計	1,329.1	1,048.1	78.9	

(資料) 上下水道課 (令和元年度末)

(4) その他

本市では、道路、公園、下水道の他に都市施設として、ごみ焼却場及び処理場、火葬場が都市計画決定されています。

また、JR 美唄駅周辺における未利用地を活用し、地域に不足している公共公益施設の拡張整備を行い、中心市街地としての都市機能の向上と魅力あるまちづくりを行うため、土地区画整理事業が実施され、平成 19 年度には本工事等の事業を完了しています。

表 2-22 その他の都市施設の現況

区 分	施設名称	計 画		供 用	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
ごみ焼却場	美唄ごみ焼却場	1	0.9	1	0.9
ごみ処理場	美唄市生ごみ堆肥化施設	1	20.0	1	20.0
火葬場	美唄斎苑	1	2.0	1	2.0

(資料) 生活環境課 (令和2年度末)

5 その他の現況

5-1 主要幹線道路の交通量

本市の主要幹線道路において、定期的に交通量を調査しているのは、北海道縦貫自動車道の三笠 IC～美唄 IC 間、国道 12 号の光珠内町と癸巳町の 2 箇所の計 2 路線、3 調査地点となっています。北海道縦貫自動車道は、平成 9 年以降は、平成 22 年度で一旦増加しているものの、ほぼ横ばい傾向にあるといえます。一方、国道 12 号の交通量については、癸巳町側での拡幅が完了したため、混雑度が減少していますが、光珠内側については、依然として交通容量を超える交通量があることを示しており、国道 12 号を中心とした広域交通網における何らかの対策が必要となっています。

表 2-23 主要幹線道路の交通量の推移

路線名	年 次	12 時間交通量（台）			大型車	混雑度
		総 数	普通車	大型車	混入率	
北海道縦貫 自動車道 (三笠 IC～ 美唄 IC)	平成 9 年度	12,291	10,526	1,765	14.36	0.33
	平成 11 年度	11,772	10,265	1,507	12.80	0.30
	平成 17 年度	10,414	8,805	1,609	15.45	0.27
	平成 22 年度	19,048	14,956	4,092	21.48	0.53
	平成 27 年度	11,927	10,211	1,716	14.39	0.40
国道 12 号 (光珠内)	平成 9 年度	16,484	11,953	4,531	27.49	1.43
	平成 11 年度	16,159	12,319	3,840	23.76	1.33
	平成 17 年度	14,187	10,650	3,537	24.93	1.17
	平成 22 年度	9,565	8,126	1,439	15.04	1.10
	平成 27 年度	13,343	10,337	3,006	22.53	1.51
国道 12 号 (癸巳町)	平成 9 年度	13,982	9,699	4,283	30.63	1.48
	平成 11 年度	14,086	10,082	4,004	28.43	1.46
	平成 17 年度	11,038	8,305	2,733	24.76	1.04
	平成 22 年度	6,643	5,338	1,305	19.64	0.68
	平成 27 年度	9,853	6,899	2,954	29.98	0.54

(資料) 道路交通センサス

5-2 公共賃貸住宅の現況

本市の公共賃貸住宅は、道営及び市営を含め約 1,249 戸となっていますが、平成 27 年度に策定した「美唄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、効率的な公共賃貸住宅の改善や建替等を進めています。

表 2-24 公共賃貸住宅の現況

区分	団 地 名	管理戸数（戸）	建設年度
道営住宅	ゆたかニュータウン	141	H6～H8
	コスモス団地	29	H16
	であえーる中央公園団地	39	H21～H22
	小 計	209	
公営住宅	進徳団地	32	H13～H16
	南美唄団地	44	S40～S45
	いなほ団地	148	S48～S50
	進徳東団地	110	S53～S56
	東光団地	88	S60～H2
	東明恵愛団地	17	H2～H4
	峰延東陽光団地	24	H4～H5
	有明団地	56	H3～H5
	東雲団地	18	H6～H8
	ゆたかニュータウン	289	H6～H12
	共練団地	64	S57～S59
	有為団地	118	H13～H17
	美の里団地	32	S60～S63
	小 計	1,040	
合 計		1,249	

（資料）美唄市公営住宅等長寿命化計画（平成 27 年度）

5-3 宅地開発の現況

平成6年度以降の都市計画区域内における開発行為は、用途地域内の未利用地を中心に40件、約56.5haが宅地として開発され、その内およそ4割が分譲宅地となっています。

表 2-25 開発行為の推移

事業主体	施行年度 面積(ha)	施行 年度	備考
土地開発公社	3.81	H6	分譲宅地（新橋団地）
民 間	2.07	"	分譲宅地
"	0.88	"	"
"	1.16	"	"
"	0.92	"	事務所
美唄市	1.00	H7	公営住宅敷地
民 間	0.39	"	分譲宅地
"	1.44	"	"
"	0.31	"	"
"	0.50	H8	倉庫、作業所
"	3.13	"	公営住宅（共練第3団地）
"	0.69	"	分譲宅地
"	1.13	"	"
"	0.71	"	事務所兼工場
"	0.45	"	分譲宅地
"	1.72	"	"
"	0.46	H9	"
"	0.73	"	"
"	2.00	"	倉庫
"	0.35	"	玄米ばら集出荷調製施設
"	2.00	H10	"
美唄市	1.31	"	公営住宅（共練第3団地）
民 間	1.45	H11	分譲宅地
"	0.81	"	店舗用地及び分譲宅地
"	0.98	H12	物品販売店舗
"	0.38	"	"
"	0.96	"	分譲宅地
"	1.45	"	"
"	0.81	H13	"
"	0.75	"	"
"	0.65	"	"
美唄市	10.76	H14	温泉、宿泊施設
民 間	0.63	H15	分譲宅地
"	1.44	"	本堂、会館、納骨堂
"	0.85	H16	分譲宅地
"	2.24	"	物品販売店舗
"	0.43	H24	物品販売店舗
"	1.53	H27	物品販売店舗
"	2.59	H28	事務所、倉庫、ヤード
"	0.63	H31	大豆乾燥調製貯蔵施設
合 計	56.50		

5-4 未利用地の現況

用途地域内における未利用地は、開発行為によって減少しつつあるものの、未だ次表に示すとおり用途地域の約 10.2%となる約 97.8ha が残存しており、今後の市街地形成及び市街地土地利用の課題となっています。

表 2-26 用途地域内の未利用地の状況

	主な用途地域	面積 (ha)	概 要	今後の開発動向
①	第1種中高層住居専用地域	35.6	当地区は、殆どが道有地となっており、空知団地の造成時に従業員の住宅用地として確保した地区である。 その後の社会情勢の変化に伴い工業団地の分譲が進まず現在に至っている。 現在の土地利用は、ほとんどが原野となっている。 ※立地適正化計画における「居住誘導区域外」である。	北海道では当地区の活用に係る検討調査を実施しているものの、宅地化の方向性は不確定となっている。
②	第1種中高層住居専用地域	6.7	これらの地区は、市街地中心部に比較的近いものの、周辺地区が民間の宅地分譲地として開発行為が進む中で取り残され、現在に至っている。これらの地区の現在の土地利用は、大半が農地となっている。 ※立地適正化計画における「居住誘導区域内」である。	周辺地区が良好な住宅団地となっていることから、民間の開発が期待される地区であるものの、現在の社会情勢のもとでは、その実現は不確定なものとなっている。
③	第1種低層住居専用地域	7.6		
④	第1種低層住居専用地域	4.1		
⑤	第2種中高層住居専用地域	2.7		
⑥	第1種低層住居専用地域	8.2	これらの地区は、市街地の縁辺部に位置し開発が進まず現在に至っている。これらの地区の現在の土地利用は、大半が農地となっている。 ※立地適正化計画における「居住誘導区域外」である。	これらの地区は、立地適正化計画における居住誘導区域外であることから、今後の開発動向については、必要に応じて勧告を行うことがあるなど、宅地化への動向は、一層不確定なものとなっている。
⑦	第1種低層住居専用地域	3.1		
⑧	第1種低層住居専用地域	19.0		
⑨	第2種中高層住居専用地域	7.2		
⑩	第2種中高層住居専用地域	3.6	当地区は、旧美唄工業高校の跡地であり、本市市街地のほぼ中心部に位置している。 ※立地適正化計画における「都市機能誘導区域」である。	市内各地に点在する老朽化が著しい公営住宅を集約すべき敷地として確保された土地である。今後、関係住民との合意形成が求められる。
	合 計	97.8		

(資料) 現況調査 (令和元年度末)

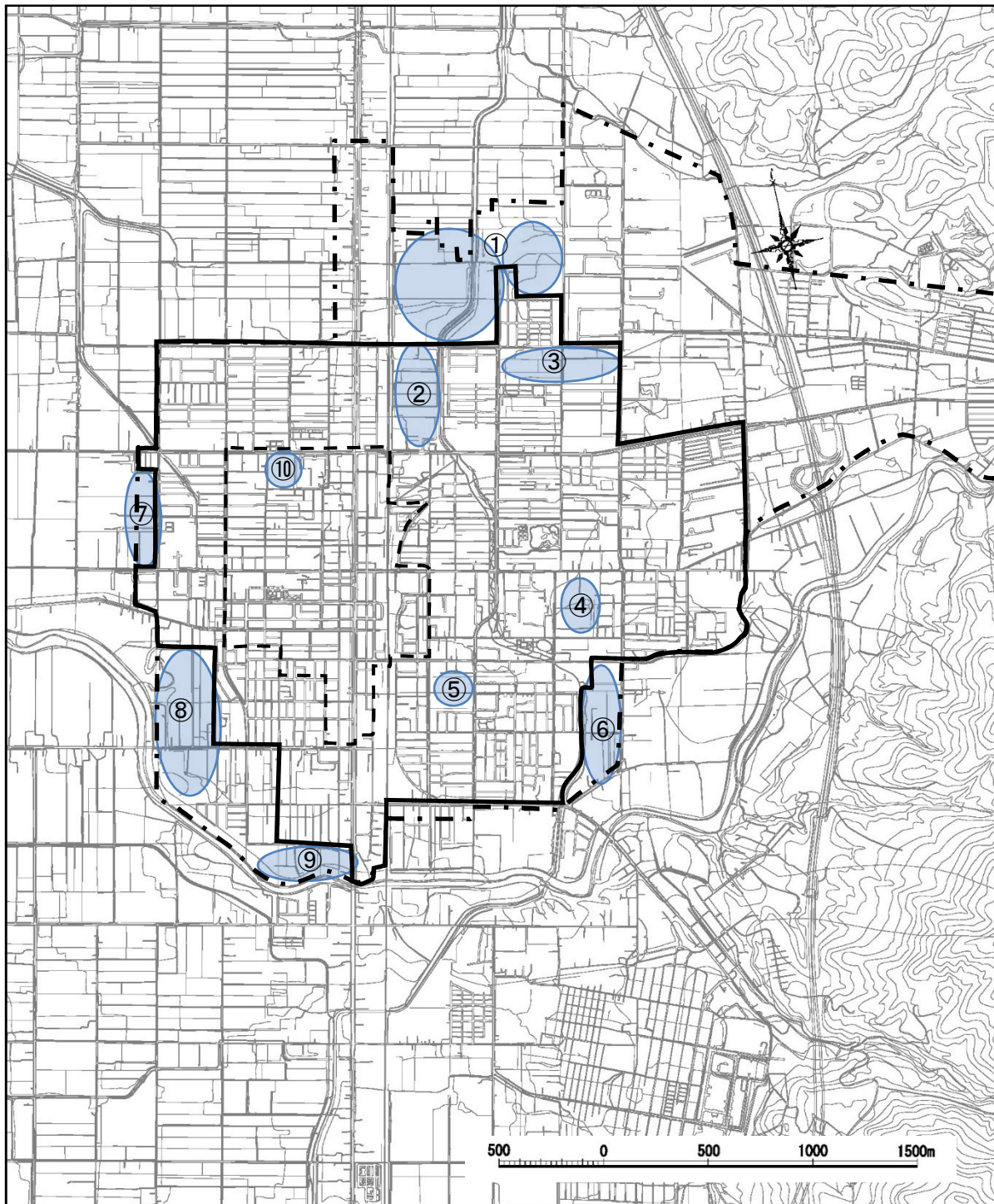


図 2-4 用途地域内の未利用地位置図

凡 例	
	未利用地位置
	用途地域
	居住誘導区域
	都市機能誘導区域

5-5 避難場所の現況

本市の「美唄市地域防災計画」に基づいて、都市計画区域内の指定・地区別避難所及び広域・指定緊急避難場所は、下記の表に示すとおりとなっています。

表 2-27 都市計画区域内の指定・地区別避難所の現状

地区名	避難場所施設名	収容人数	地区名	避難場所施設名	収容人数
		(人)			(人)
条丁目 共練町 一心町	北福祉会館	50	西美唄町	西美唄福祉会館	50
	東福祉会館	50	開発町	開発福祉会館	50
	南福祉会館	50	上美唄町	中美唄会館	30
	東4条福祉会館	50		上美唄総合福祉会館	50
	ゆたか会館	50	光珠内町 豊葦町	光珠内福祉会館	50
	東明西福祉会館	50		公民館拓北分館	40
	共練生活館	50		豊葦営農改善センター	100
	総合体育館	1000		光珠内中央自治会館	50
	中央小学校	1000	峰延町	地域ふれあいセンター	
	美唄中学校	800		峰延福祉会館	100
	東小学校	1000	南美唄町	南美唄福祉会館	100
	東中学校	800		南美唄コミュニティセンター	50
	美唄尚栄高校	400	東明町	東明生活館	50
	美唄聖華高校	400		美唄地域人材開発センター	400
	美唄養護学校	365	盤の沢町	落合生活館	50
進徳町	進徳生活館	50	落合町 我路町	栄町コミュニティセンター	50
	進徳保育園	50	沼の内町	沼の内総合会館	20
茶志内町 日東町	旧茶志内小学校	400	癸巳町	癸巳福祉会館	50
	茶志内中央福祉会館	50			
	茶志内福祉会館	50			
	日東福祉会館	50			
中村町 北美唄町	中村福祉会館	50			
	法輪寺	20			
	北美唄営農改善センター	30			
合計					8,155

(資料) 危機管理対策室 (令和3年4月)

表 2-28 都市計画区域内の広域・指定緊急避難場所の現状

地区名	施設名	地区名	施設名
条丁目	中央公園	茶志内町 日東町	旧茶志内小学校グラウンド
共練町	旭公園	中村町・北美唄町	旧 JA びばい中村支所跡
進徳町	ゆたか公園	光珠内町・豊葦町	旧光珠内中央小学校グラウンド
一心町	中央小学校グラウンド	峰延町	旧峰延小学校グラウンド
癸巳町	旧美唄工業高校グラウンド		旧峰延中学校グラウンド
沼の内町	美唄尚栄高校グラウンド	南美唄町	旧南美唄小学校グラウンド
	美唄聖華高校グラウンド		旧南美唄中学校グラウンド
開発町	美唄養護学校グラウンド		南美唄下7条3丁目広場
上美唄町	美唄中学校グラウンド	東明町・落合町	美唄地域人材開発センター
西美唄町	東小学校グラウンド	盤の沢町・我路町	陸上競技場
	東中学校グラウンド	東美唄町	我路ファミリー公園

(資料) 危機管理対策室 (令和3年4月)

表 2-29 都市計画区域内の福祉避難所の現状

地区名	施設名	地区名	施設名
東7南2	美唄学園	東7南2	特別養護老人ホーム泰康
東7南2	ライフサポート美唄	東7南4	パシオ
光珠内東山	美唄光生園	東5南4	グループホーム アルメリア
東7南2	ケアハウスハーモニー	東5南7	介護老人保健施設 コミュニティホーム美唄

(資料) 危機管理対策室 (令和3年4月)

第3章

まちづくりの意向調査

1 まちづくり市民アンケート調査の概要

1-1 まちづくり市民アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

まちづくり市民アンケート調査は、本市の「びばい未来交響プラン」（第6期美唄市総合計画）の達成度を確認するとともに、市民の意見・要望を把握することを目的に毎年行なっているものであり、市民を対象に現在の生活環境に対してどのように感じ、どう評価しているのか、また、これからのまちづくりの方向性や重点的な施策をどのように考えているのかなど、幅広い市民の評価、意識、要望を把握しております。

本計画においても、上位計画である総合計画との整合性を図る意味からも、その調査結果における市民の意見を計画に反映させていきます。

(2) 調査の概要

- 調査対象 → 市内に居住する18歳以上の男女
- 調査方法 → 調査票を郵送の上、郵送後に郵送または回収箱により回収
- 抽出方法 → 住民基本台帳及び外国人登録から1世帯1名を抽出
- 調査機関 → 令和元年 6月10日 ～ 6月25日
- 調査地区 → 市内全域
- 発送数 → 2,500 件
- 回収数 → 994 件
- 回収率 → 39.8 %

(3) 調査の内容

実施したアンケート調査では、生活環境の評価から教育文化、保健医療福祉など幅広く設問を設定していますが、本計画においては、都市計画的分野に関連する部分のみ抽出します。

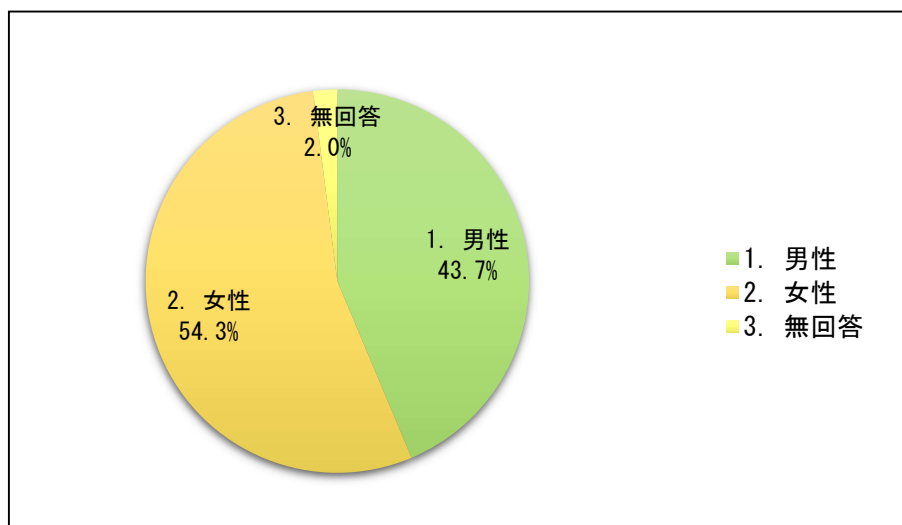
2 まちづくり市民アンケート調査の結果

2-1 回答者の属性

(1) 性別

回答者の性別は、女性 54.3%、男性 43.7%となっており、やや女性の占める割合が多くなっています。

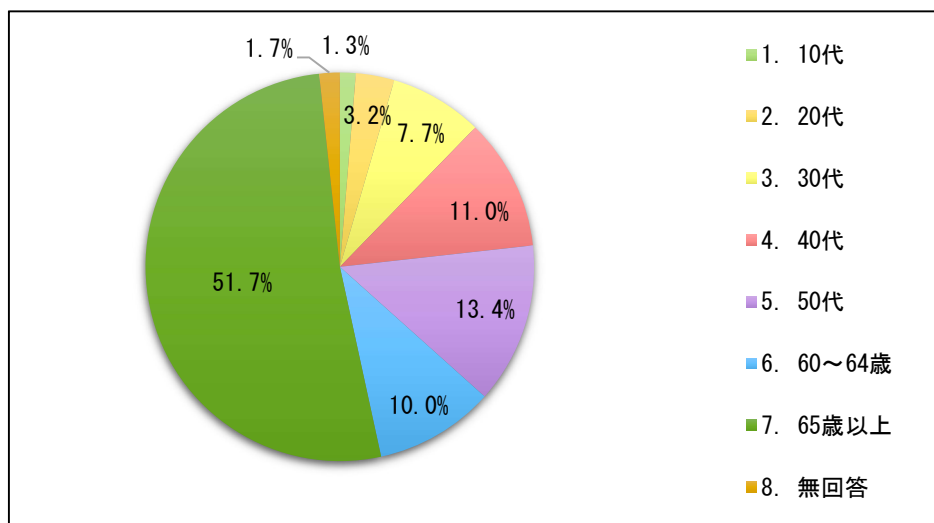
グラフ 3-1 回答者の性別



(2) 年齢

回答者の年齢は、65歳以上が 51.7%、次いで 50代が 13.4%を占め、最も少ないのが 10代の 1.3%となっています。

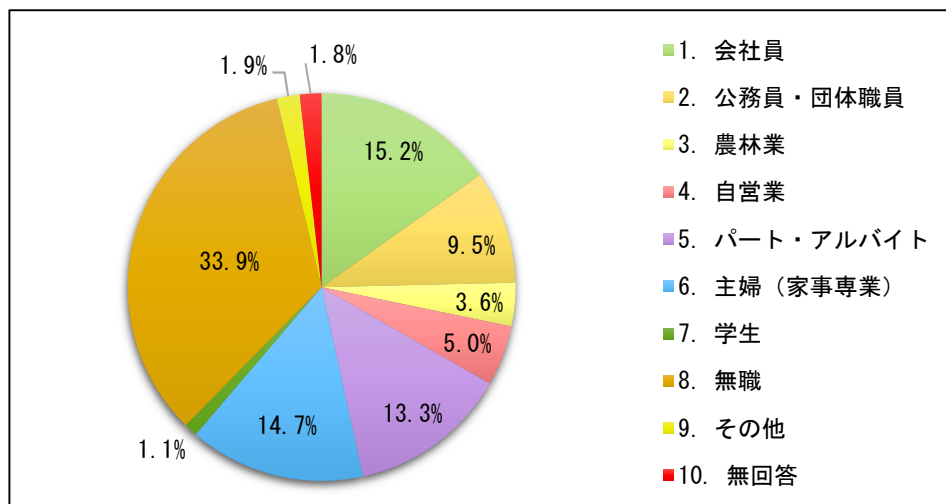
グラフ 3-2 回答者の年齢



(3) 職業

回答者の職業は、無職が 33.9%で最も高い割合を占めています。

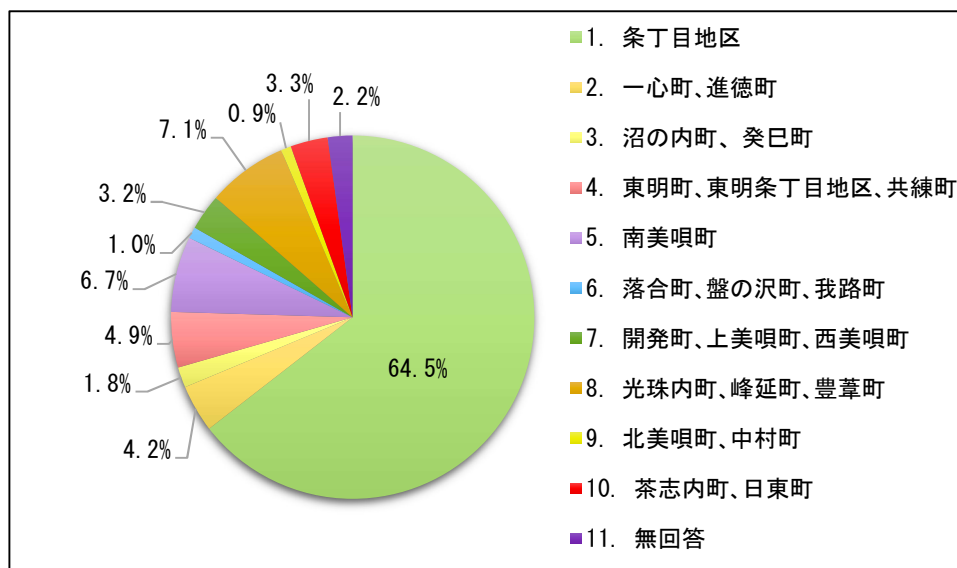
グラフ 3-3 回答者の職業



(4) 居住地区

回答者の居住地区は、中心市街地の条丁目地区が 64.5%を占め、その他の居住地区においても本計画の対象区域である都市計画区域内の地区が上位を占めていることから、本計画で参考となる貴重な意見が得られると思われます。

グラフ 3-4 回答者の居住地区

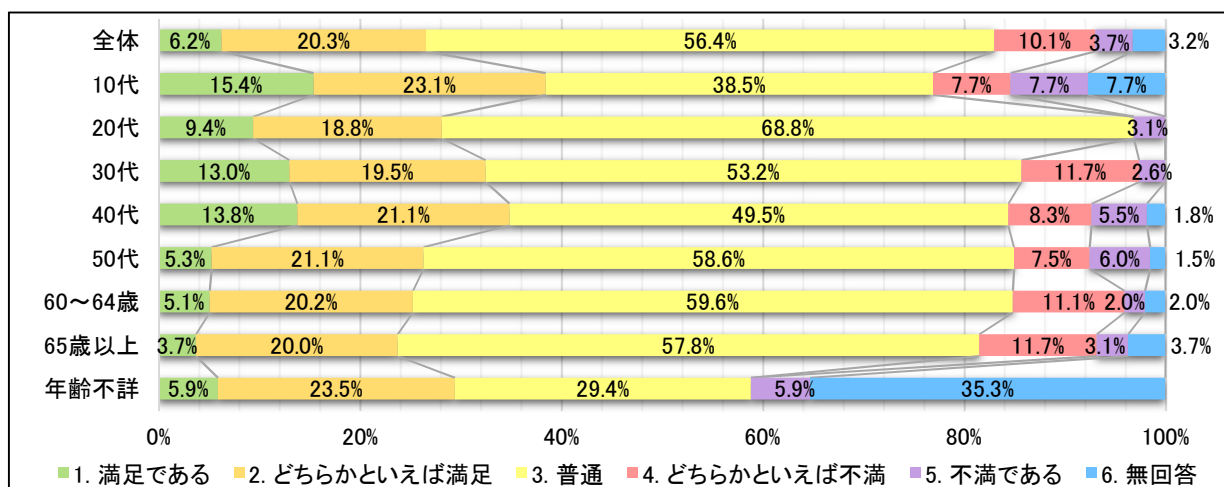


2-2 生活環境の住みやすさについて

(1) 自然環境の満足度

自然環境の満足度について全体では、「満足、どちらかといえば満足」が26.5%「普通」が56.4%「不満、どちらかといえば不満」が13.8%となっております。年代別では、10代や40代で「満足、どちらかといえば満足」である傾向が高いものの各年代とも「普通」との回答が結果となっています。

グラフ 3-5 自然環境の満足度

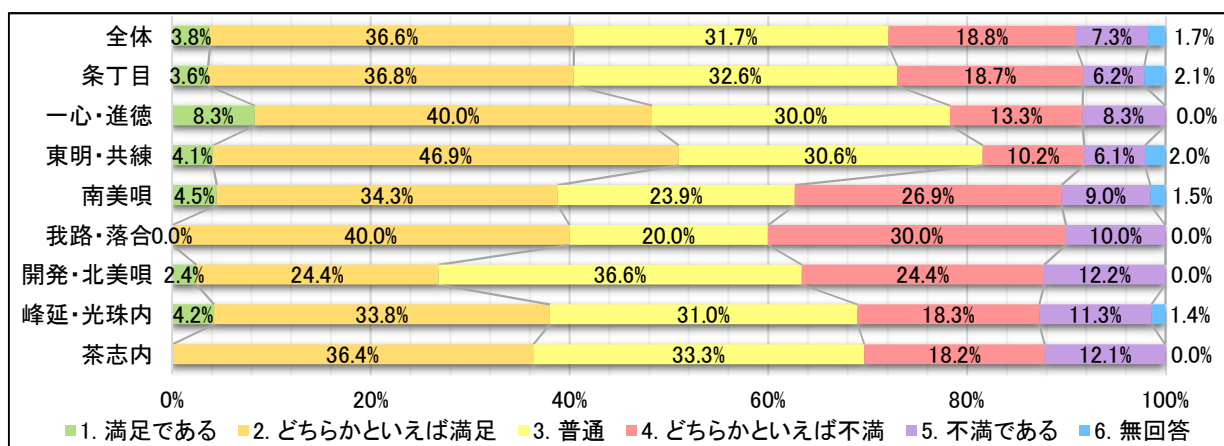


(2) 住み良さの満足度

住み良さの満足度について全体では、「満足、どちらかといえば満足」が40.4%「普通」が31.7%「不満、どちらかといえば不満」が26.1%となっています。

地区別では、「満足、どちらかといえば満足」である傾向が高い地区は、東明、共練、一心、進徳地区であり、反面その傾向が低い地区は、開発、北美唄の各地区となっています。又、南美唄、我路、落合については、「どちらかといえば不満、不満である」との傾向が高い地区であります。

グラフ 3-6 住み良さの満足度（地区別）



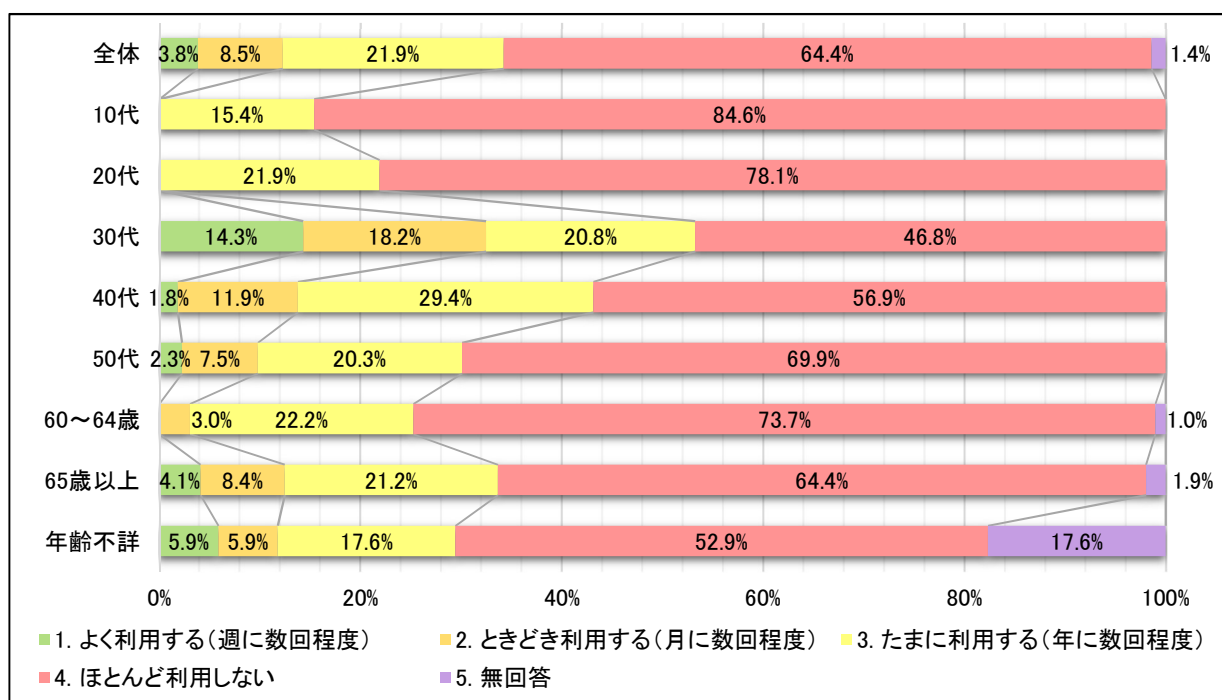
（３）公園や市街地の緑化の満足度

公園の利用状況については全体で「よく利用する、ときどき利用する」が12.3%と「ほとんど利用しない」64.4%となっており、公園利用の満足度については全体で「満足、どちらかといえば満足」が21.6%「普通」が50.4%「不満、どちらかといえば不満」が17%となっており、公園の利用状況は、各年代とも低く、満足度についての年代別では30代及び50歳以上で、低い傾向にあると見受けられます。

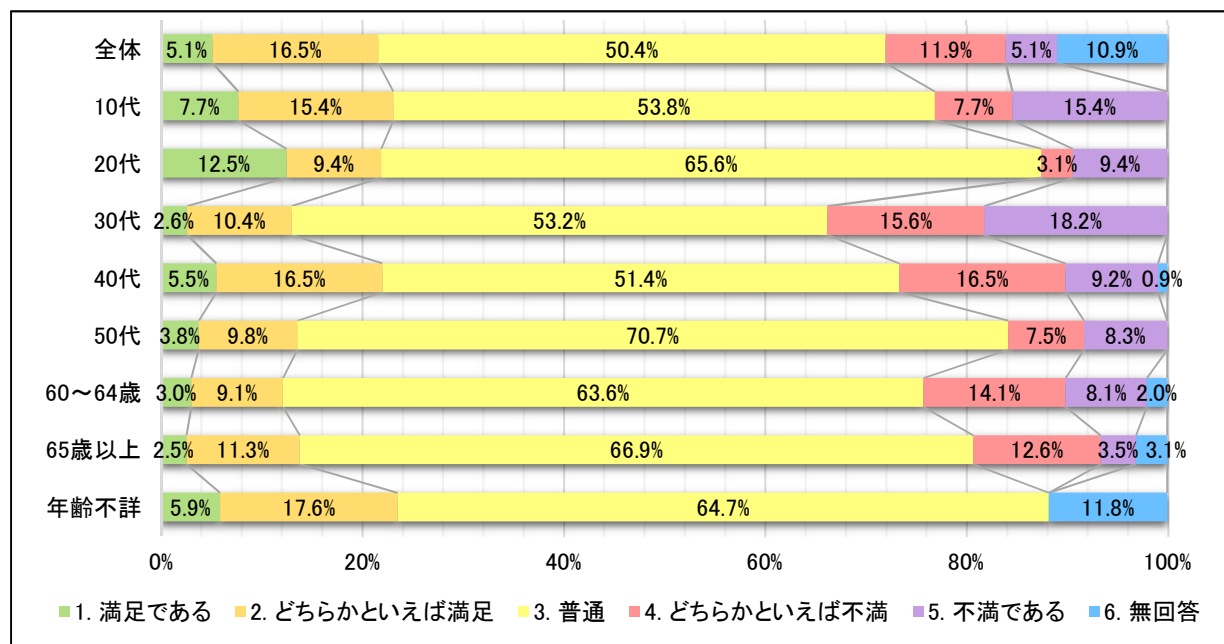
また、緑地については「満足、どちらかといえば満足」が15.0%「普通」が64.1%「不満、どちらかといえば不満」が18.8%となっており、30代及び50歳以上で満足度が低い傾向が見受けられます。

これらのことから、今後において新たな緑化の創出などの検討をしていくことが必要と思われます。

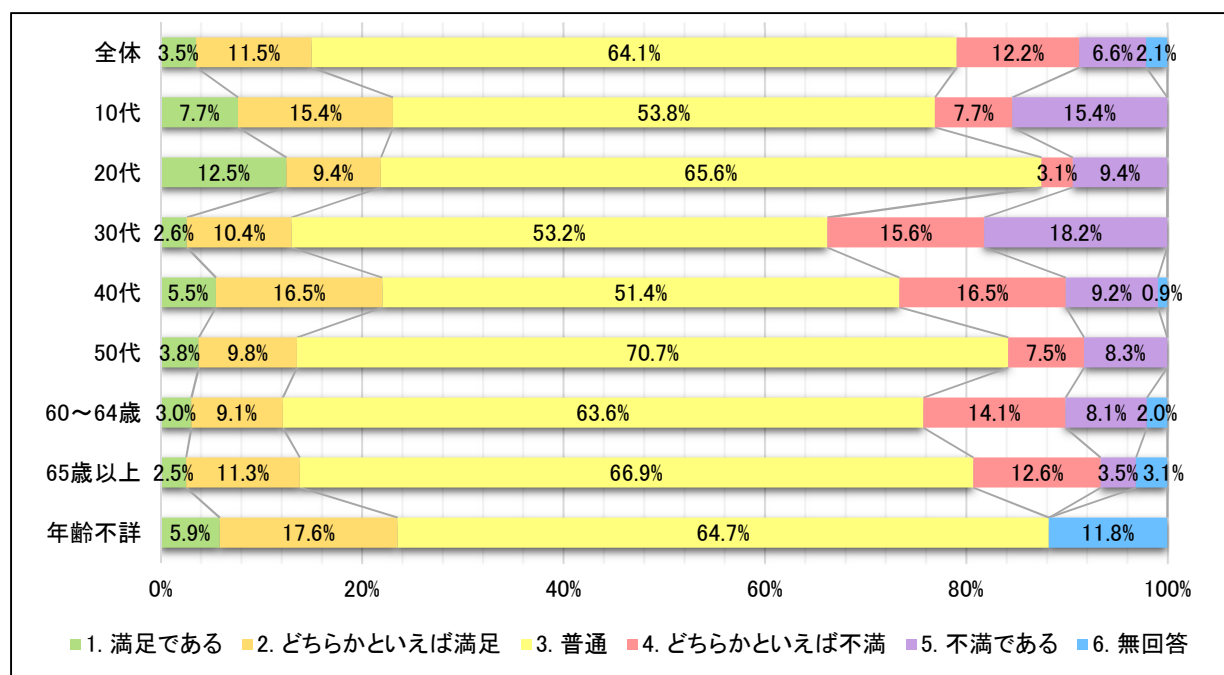
グラフ 3-7 公園の利用状況



グラフ 3-8 公園利用の満足度



グラフ 3-9 緑地の満足度

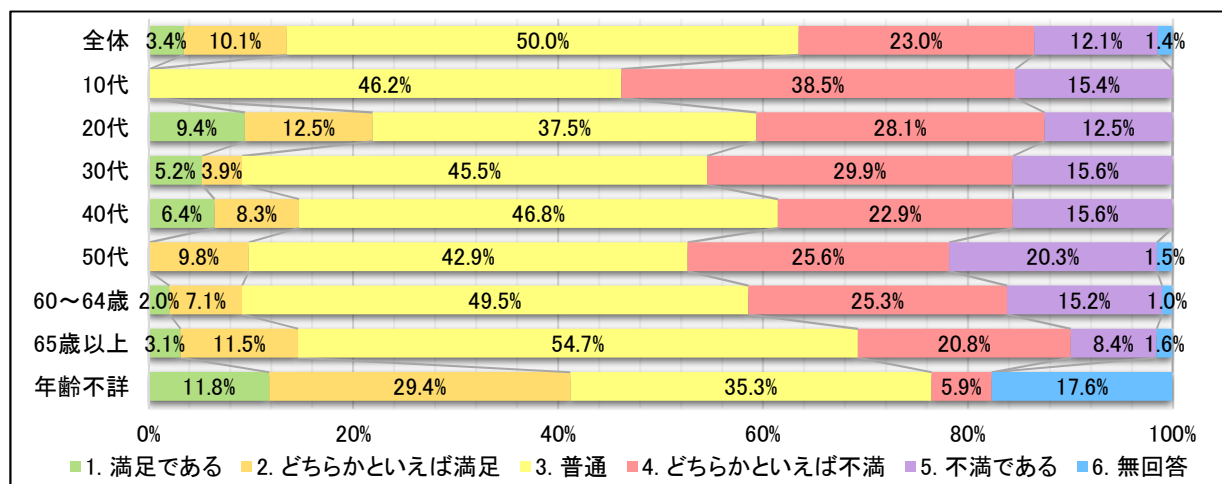


（４）道路・公園配置など都市機能全般の満足度

都市機能全般については「満足、どちらかといえば満足」が 13.5%「普通」が 50%「不満、どちらかといえば不満」が 35.1%となっており、各年代においても不満の傾向が強いと思われます。

これらのことから、街路などの都市機能全般に対する充実化に向けた検討を進めることが必要と思われます。

グラフ 3-10 道路・公園配置など都市機能全般の満足度

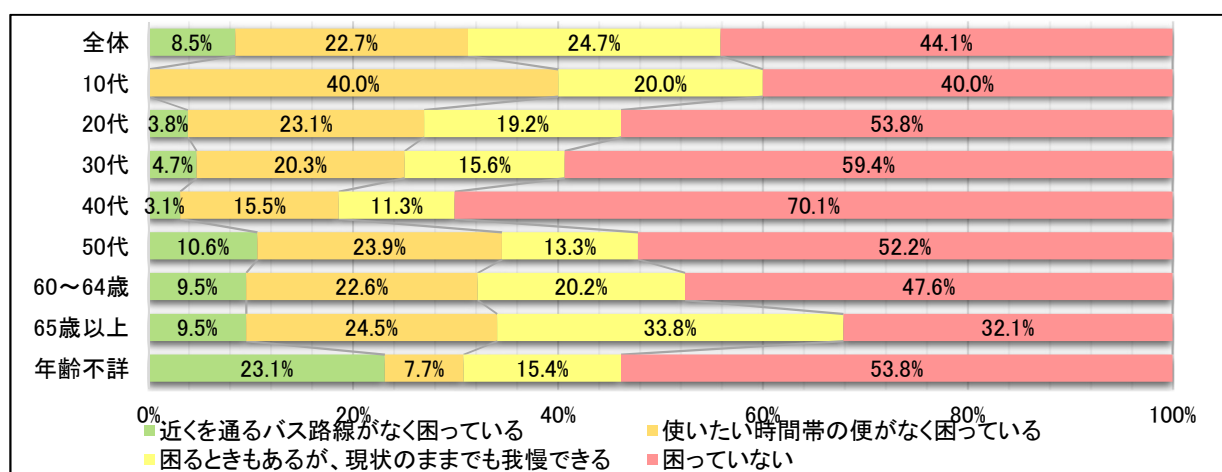


（５）公共交通の満足度

公共交通については、「近くを通るバス路線がなく困っている」が 8.5%と「使いたい時間帯の便がなく困っている」が 22.7%「困るときもあるが現状のままで我慢できる」が 24.7%と、約 3 分の 1 程度の方が「困っている」こととなっており、年代別では 20 代から 40 代を除く年代層で困っている傾向にあると思われます。

これらのことから、過疎化や高齢化が進む中、日常生活に必要な交通手段の確保について検討していくことが必要だと思われます。

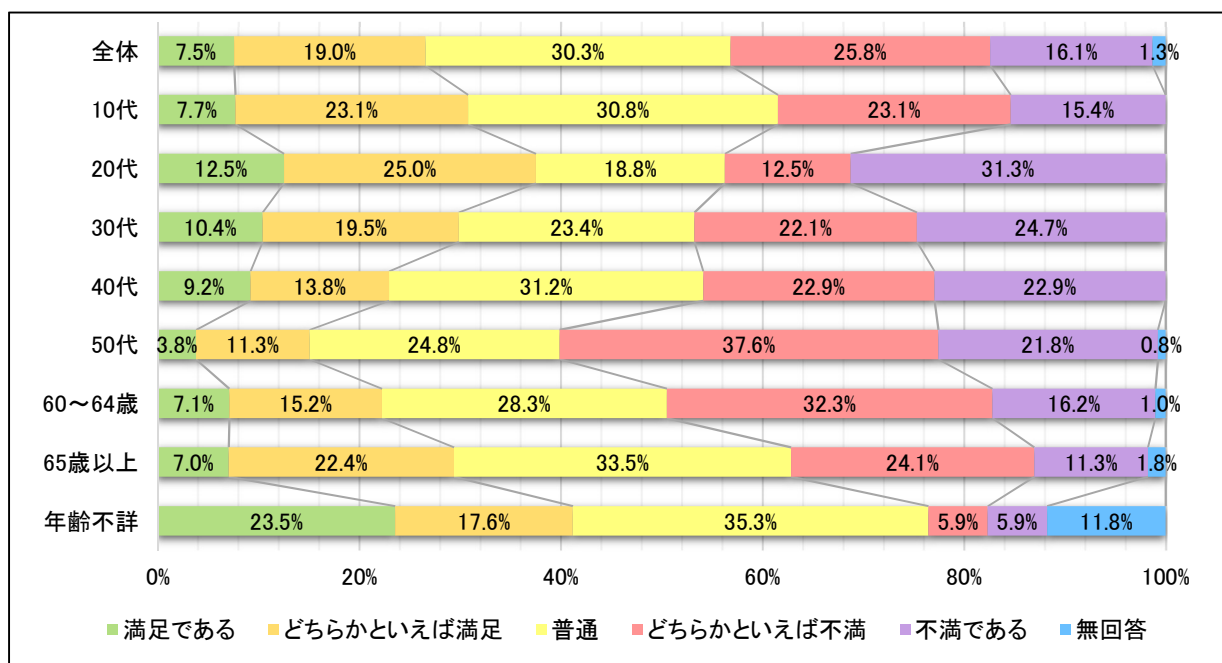
グラフ 3-11 公共交通の満足度



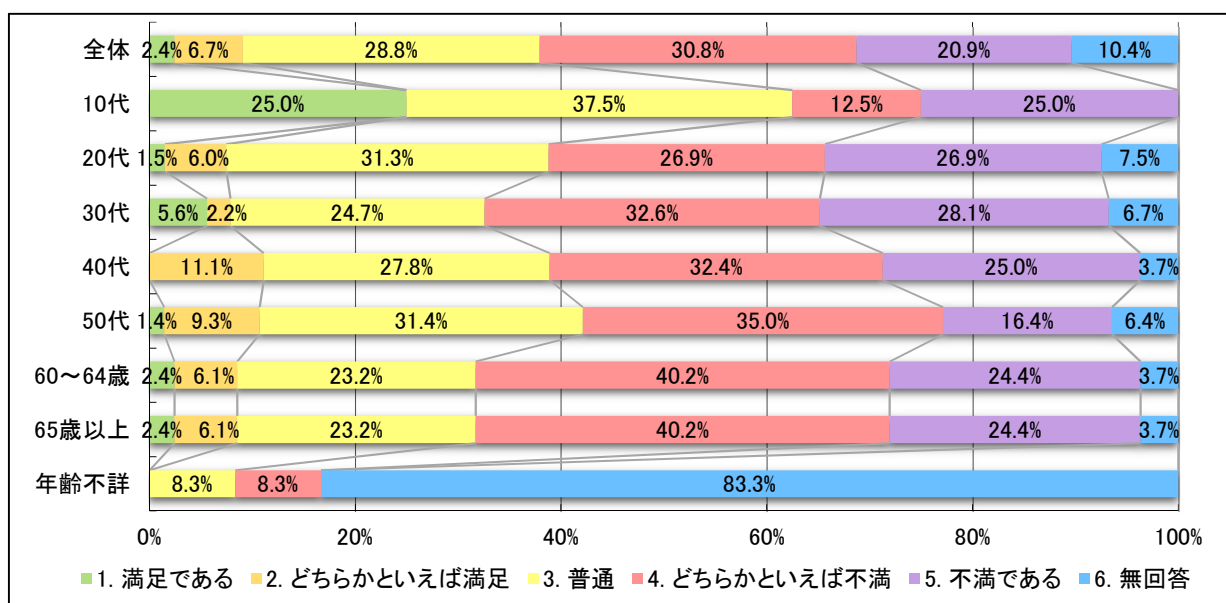
(6) 除排雪の満足度

道路と歩道の除排雪状況については「満足、どちらかといえば満足」が各々26.5%と9.1%「普通」が各々30.3%と28.8%「不満、どちらかといえば不満」が各々41.9%と51.7%となっており、年代別では、道路の除排雪で特に、50代で又、歩道の除排雪では、60代以上で不満を抱く市民が多い結果となっています。

グラフ 3-12 除排雪の満足度（道路）



グラフ 3-13 除排雪の満足度（歩道）



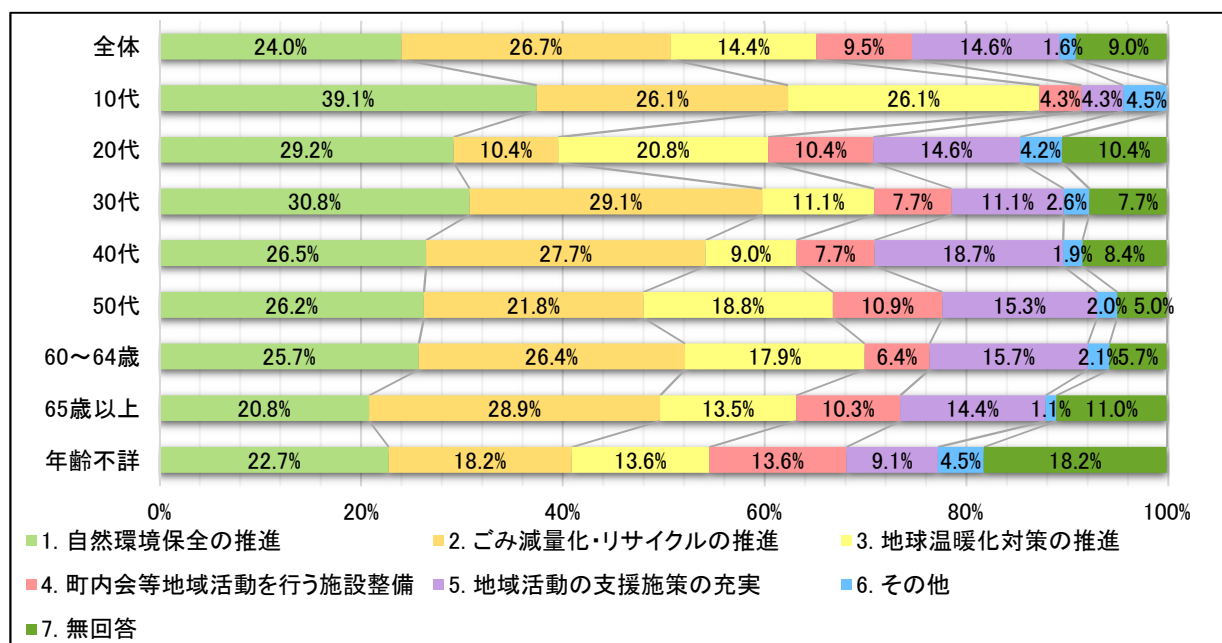
2-3 市民が望むまちづくりについて

(1) 環境・住民生活について

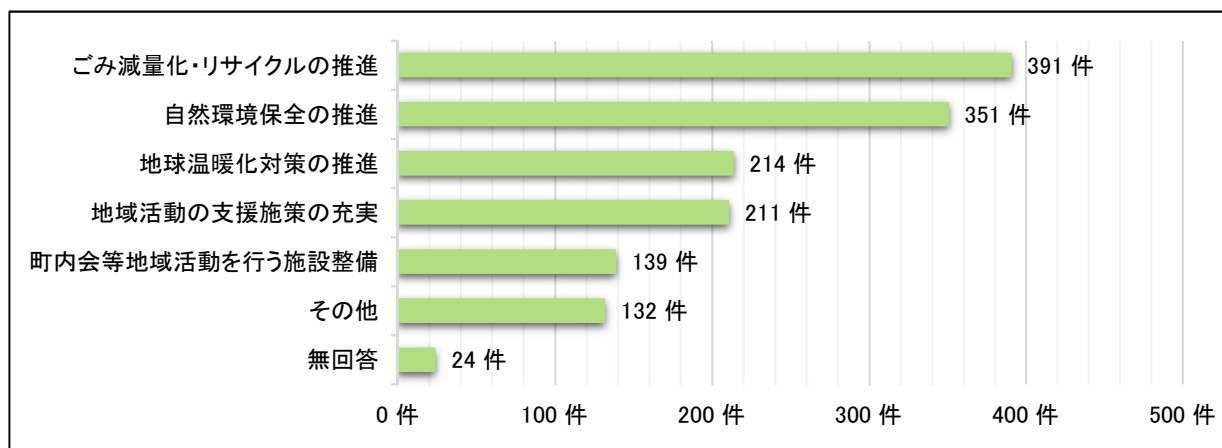
環境、住民生活において、これから取り組みが必要とすべき項目で回答が多かったのは、「ごみ減量化・リサイクル」が26.7%、「自然環境の保全」が24%と高い割合を示しており、次いで「地域活動の支援施策の充実」が14.6%、「地球温暖化施策の充実」が14.4%と比較的高い割合を示しております。

これらのことから、市民生活においては、環境にやさしい循環型社会への対応や自然との共生を図ることを望んでいると思われます。

グラフ 3-14 環境・住民生活について（年代別）



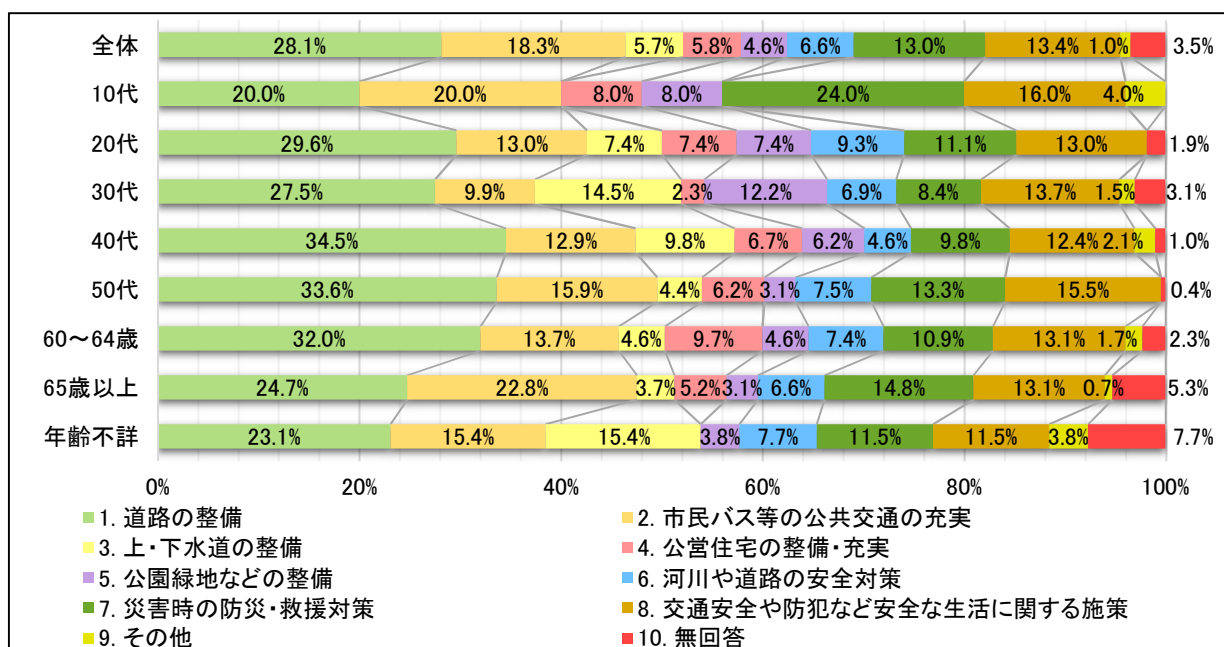
グラフ 3-15 環境・住民生活について（件数別）



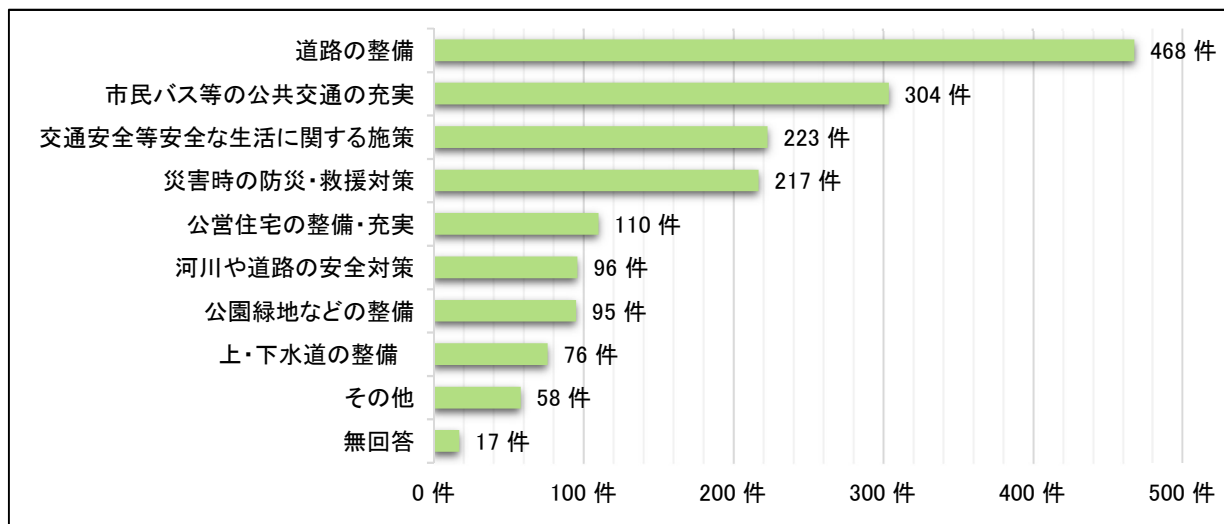
(2) 都市基盤整備について

都市基盤整備において、これから取り組みが必要とすべき項目で回答が多かったのは、「道路の整備」が28.1%「公共交通の充実」が18.3%と高い割合を示しており、各年代で広く求められています。次いで、「交通安全や防犯など安全な生活に関する施策」が13.4%「防災・救援対策」が13.0%と比較的高く、「公営住宅」や「公園緑地」、「下水道」などの整備については、比較的低い割合となっており、市民は全体的には道路整備を求めているものの、高齢化社会に向け、バス交通などの交通環境の充実や安全で安心な生活環境の確保も必要であることを示していると思われます。

グラフ 3-16 都市基盤整備について（年代別）



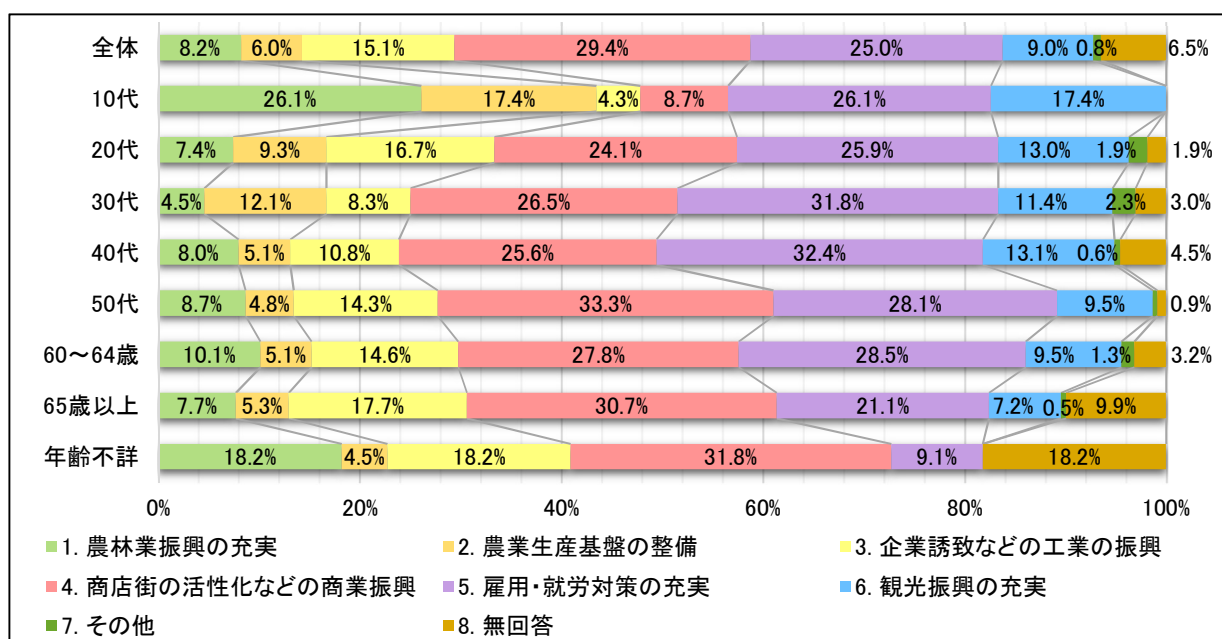
グラフ 3-17 都市基盤整備について（件数別）



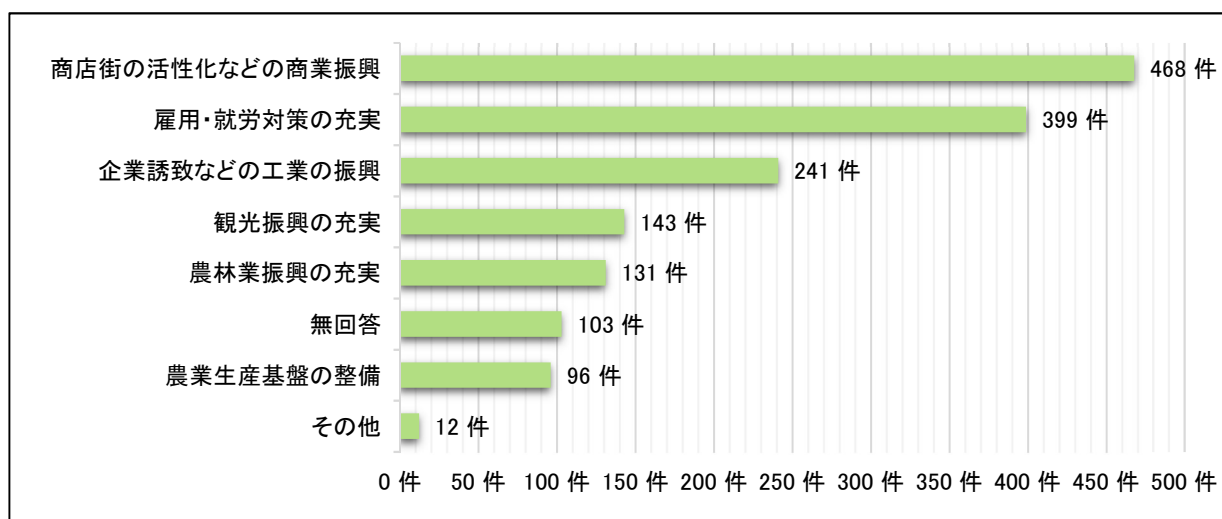
(3) 産業経済について

産業・経済において、これから取り組みが必要とすべき項目で回答が多かったのは、「商店街の活性化などの商業振興」が29.4%「雇用・就労対策の充実」が25%と高い割合を示しており10代を除く各年代からその必要性が求められています。次いで「企業誘致など工業の振興」が15.1%と比較的高く、近年の長期に渡る景気の低迷など厳しい社会情勢から、商店街の活性化と雇用・就労対策の充実や産業の振興について関心が高まっていると思われます。

グラフ 3-18 産業・経済について（年代別）



グラフ 3-19 産業・経済について（件数別）



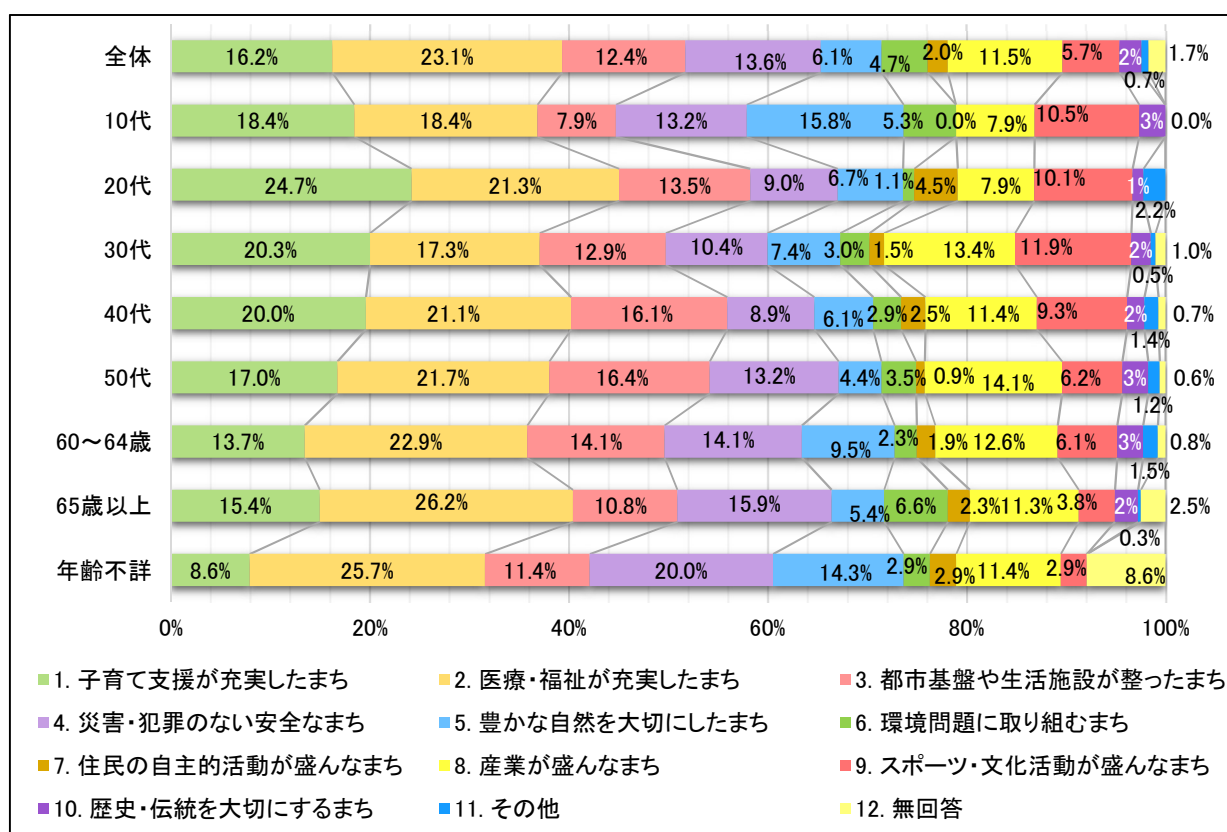
2-4 まちづくりの方向について

将来、美唄市がどんな特色のあるまちになることを望んでいるかについては、「病院施設整備など医療の充実」が 23.1%と最も多い回答となっており、次いで「子育て支援の充実」が 16.2%、「災害・犯罪のない安全なまち」が 13.6%と比較的高い割合を示しております。

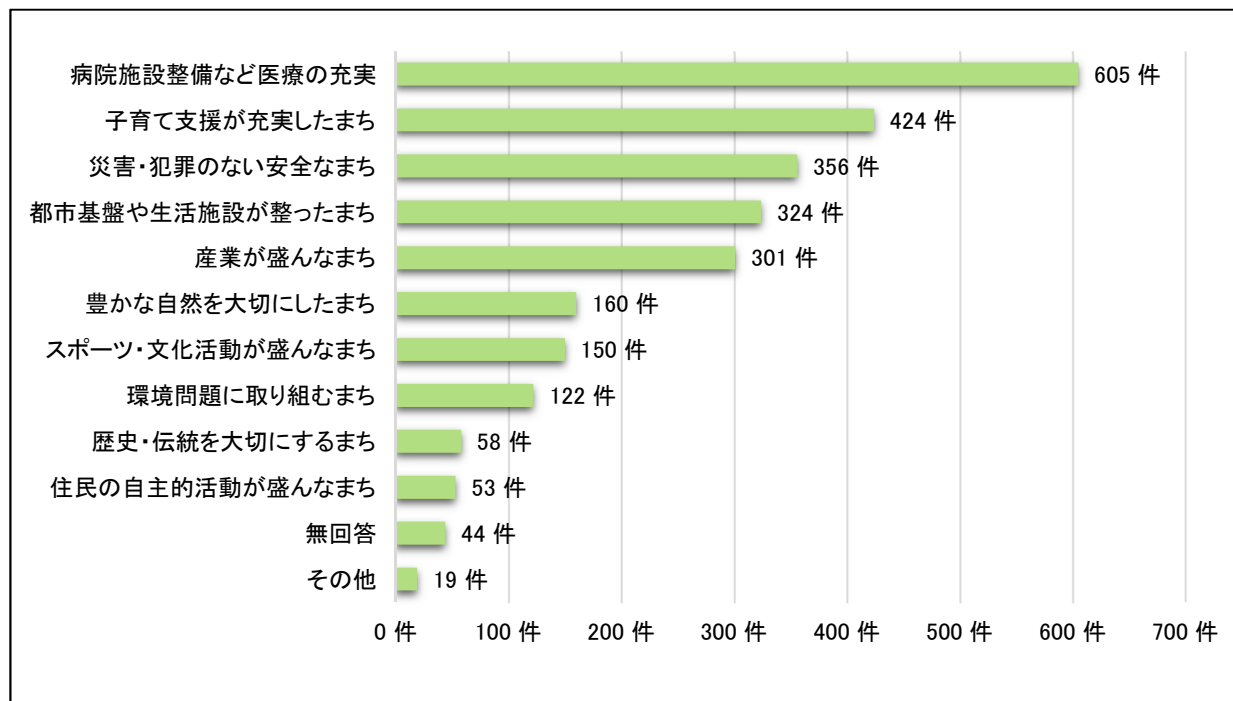
また、「都市基盤や生活施設が整ったまち」「産業が盛んなまち」が中位の割合を示しております。

これらの傾向から、少子高齢化が進行する厳しい社会環境下で、特に本市のまちづくりには、病院施設整備をはじめとする医療の充実が大変重要であるといえます。

グラフ 3-20 まちづくりの方向（年代別）



グラフ 3-21 まちづくりの方向（件数別）



第4章

解析・評価

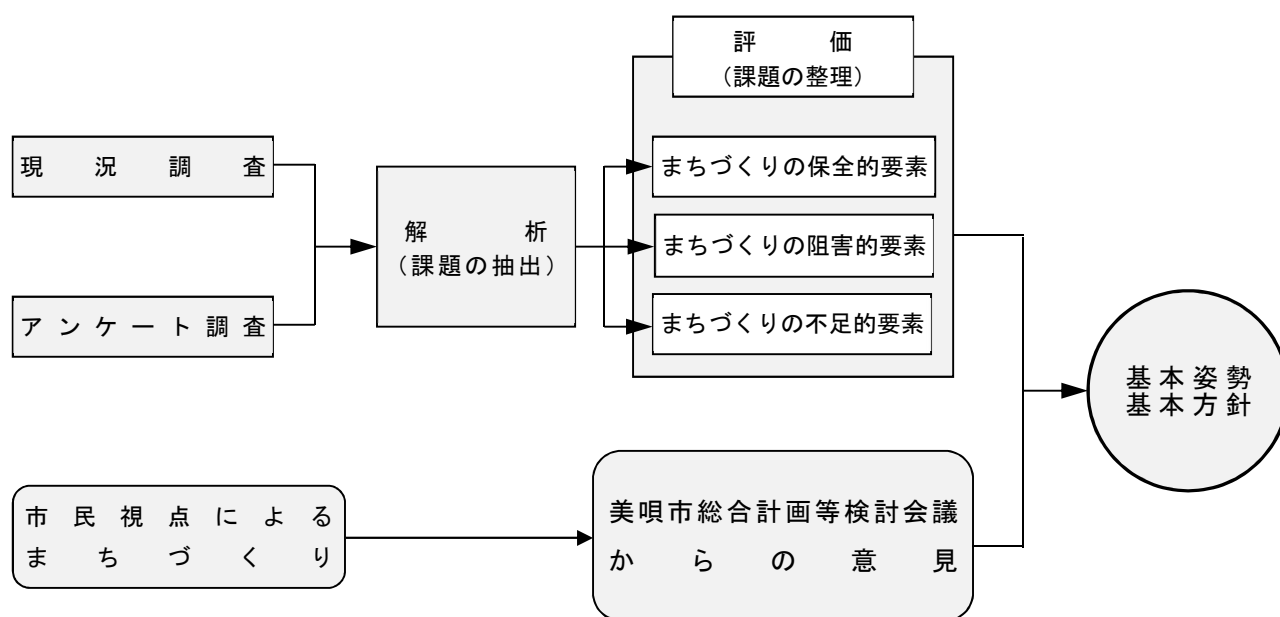
1 解析・評価の流れ

1-1 解析・評価の流れ

本計画における解析と評価は、美唄市の現況及びまちづくり市民アンケート調査等における市民意見を解析して課題の抽出を行い、計画対象区域における土地利用、道路、公園などの課題を評価として整理し今後のまちづくりの基本方針等の基礎とします。また、「美唄市総合計画等市民検討会議」の意見は、今後のまちづくりの基本方針の参考とします。

解析・評価の流れは、次に示すとおりとなっています。

図 4-1 解析・評価の流れ



1-2 評価の概要

解析し抽出された課題を、まちづくりの保全的要素、まちづくりの阻害的要素、まちづくりの不足的要素の3つの要素に分類して総合的に評価します。

これら3つの要素の概要は、次に示すとおりとなっています。

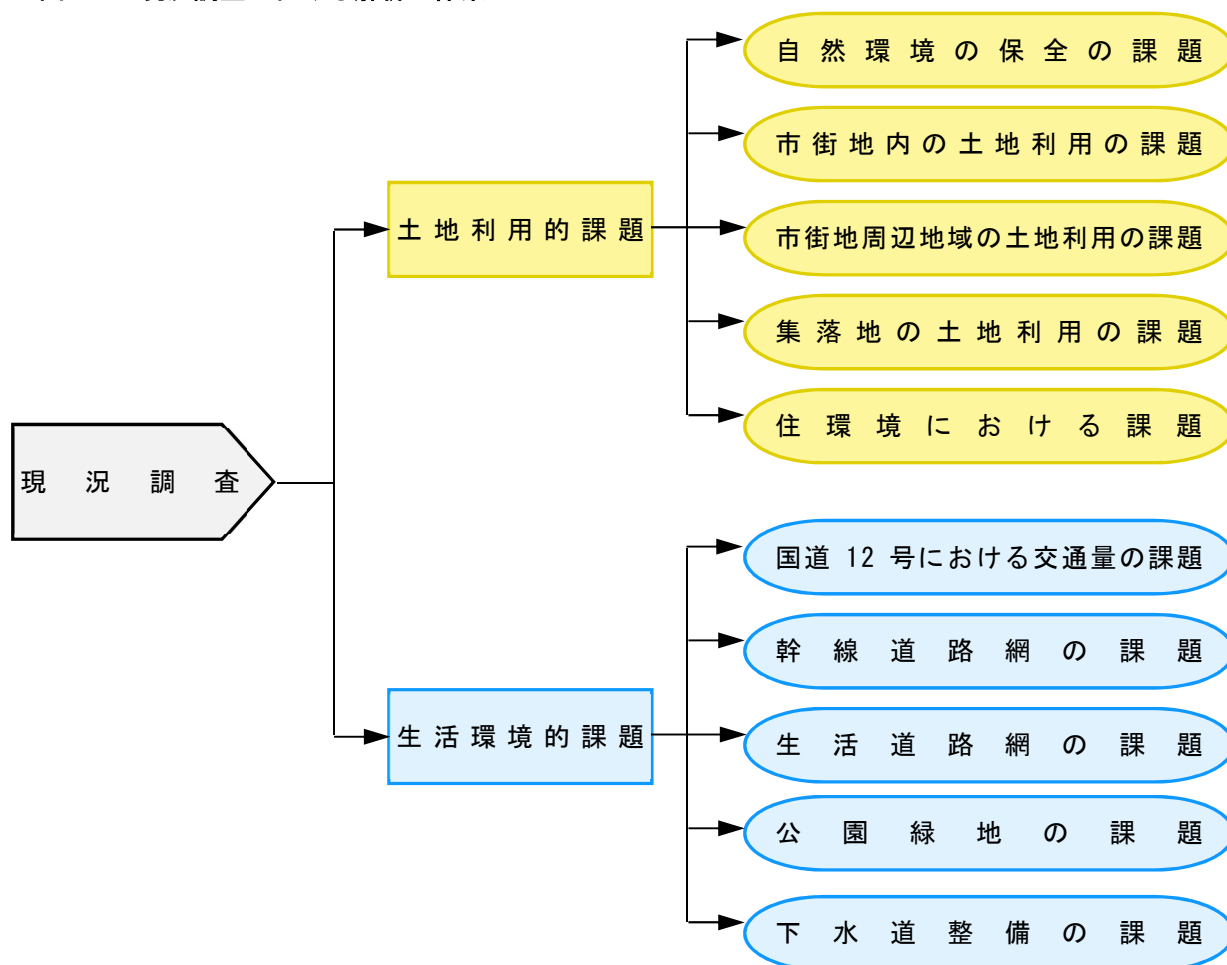
- まちづくりの
保全的要素 → 現在において、良好な環境・施設・形態などを有しており、将来的にもその環境等を保全していくことが必要と思われる要素
- まちづくりの
阻害的要素 → 現在において、良好な環境等に阻害となる影響を及ぼしている、または、将来的に及ぼす可能性があることから、将来的な環境のために改善することが必要と思われる要素
- まちづくりの
不足的要素 → 将来のまちづくり及び良好な環境形成を考慮した場合、現在において不足していると思われる要素

2 解析の内容

2-1 現況調査における解析（課題の抽出）

現況調査の結果から抽出される課題は、次に示すとおりとなっています。
※前回調査（H30 改訂版）と比較した結果、現況調査における課題については、これまでと同様となりました。

図 4-2 現況調査における解析の体系



（１）土地利用的課題

●自然環境の保全の課題

計画対象区域の東側に広がる森林地帯と西側に広がる田園地帯は、良好な自然環境を有しているとともに、市街地の背景となる良好な自然景観の要素を含んでいることから、このような自然環境の保全をどの様にして図っていくかが、今後の課題と思われます。

●市街地内の土地利用の課題

市街地の中心部においては、美唄駅を中心に都市基盤の整備を進めてきたものの、人口減少による地元消費の減少に加え、近隣都市や大都市への購買客の流出などにより、空き店舗・空き地などの増加による活力の低下やにぎわいのそう失などが課題となっています。

また、市街地内には、土地利用の方向が定まっていない未利用地が大規模に残っていることや市街地内に点在しているため、まとまりのない市街地形成の要因となっていることにより、これらの未利用地の有効活用をどのように進めていくかが、今後の課題と思われます。

●市街地周辺地域の土地利用の課題

市街地の周辺地域において南美唄町と落合町は、古くから大規模な炭鉱住宅街として集落地が形成されていましたが、市内の炭鉱が全て閉山となっている現在、生活道路の幅員が狭小であり、道路網の整備が遅れており、住宅街の老朽化も目立っていることにより、集落地としての更新が問題と思われます。

また、国道12号沿線の進徳町は、国道12号の沿線という地理的条件を生かした自動車修理工場や店舗、住宅などが混在し立地していることにより、その形成状況は決して健全な市街地形成となっていない状況であります。

今後においては、その地域特性を踏まえ新たに設定した特定用途制限地域の適正な運営を図る上で、現在の市街地の形成と整合のとれた更なる土地利用のあり方が、今後の課題と思われます。

●集落地の土地利用の課題

計画対象区域内には、茶志内町、光珠内町、峰延町などの集落地が国道12号沿線やJRの各駅を中心として形成されており、今後においては、各々の集落地の歴史的背景や地域特性を生かした特定用途制限地域の適正な運用を図る上で、更なる住み良い集落地形成に向けた土地利用のあり方が、今後の課題と思われます。

●住環境における課題

市街地（用途地域内）の住宅地については、これまでの土地利用規制や宅地開発によって、敷地にゆとりのある1～2階建の低層住宅地を形成しており、今後

もその住環境の保全や向上を図っていくことが、今後の課題と思われます。

（２）生活環境的課題

●国道 12 号における交通量の課題

計画対象区域を南北に縦貫している国道 12 号は、札幌市と旭川市を結ぶ道央圏の大動脈となっていますが、近年の交通量の増加に伴い混雑度が高まっていることから、広域都市間交通における円滑な交通量の処理が、今後の課題と思われます。

●幹線道路網の課題

市街地においては、国道 12 号や道道を中心とした幹線道路網として都市計画道路が計画・整備されていますが、整備率が平成 31 年 3 月末現在で約 56.8%と整備が遅れていること、また、市街地と集落地との円滑で安全な市街地内交通量の処理と地区間交通アクセスの確保を目的とした幹線道路網の整備が、今後の課題と思われます。

●生活道路網の課題

市街地内において生活道路は、ある程度整備されているものの、良好な生活道路網の形成までには至っておらず、集落地においても、生活道路の整備が遅れていることから、幹線道路網と連動した生活道路網の整備が、今後の課題と思われます。

●公園・緑地の課題

市街地内の公園としては総合公園や近隣公園、街区公園などが整備されているものの、街区公園などの配置に偏りが見られること、緑地としては北海幹線用水路敷地を活用した緑道以外に目立った緑地が市街地には、見当たらない状況となっていること、さらには、これまでに整備した公園機能の保全や向上を図っていくことが、今後の課題と思われます。

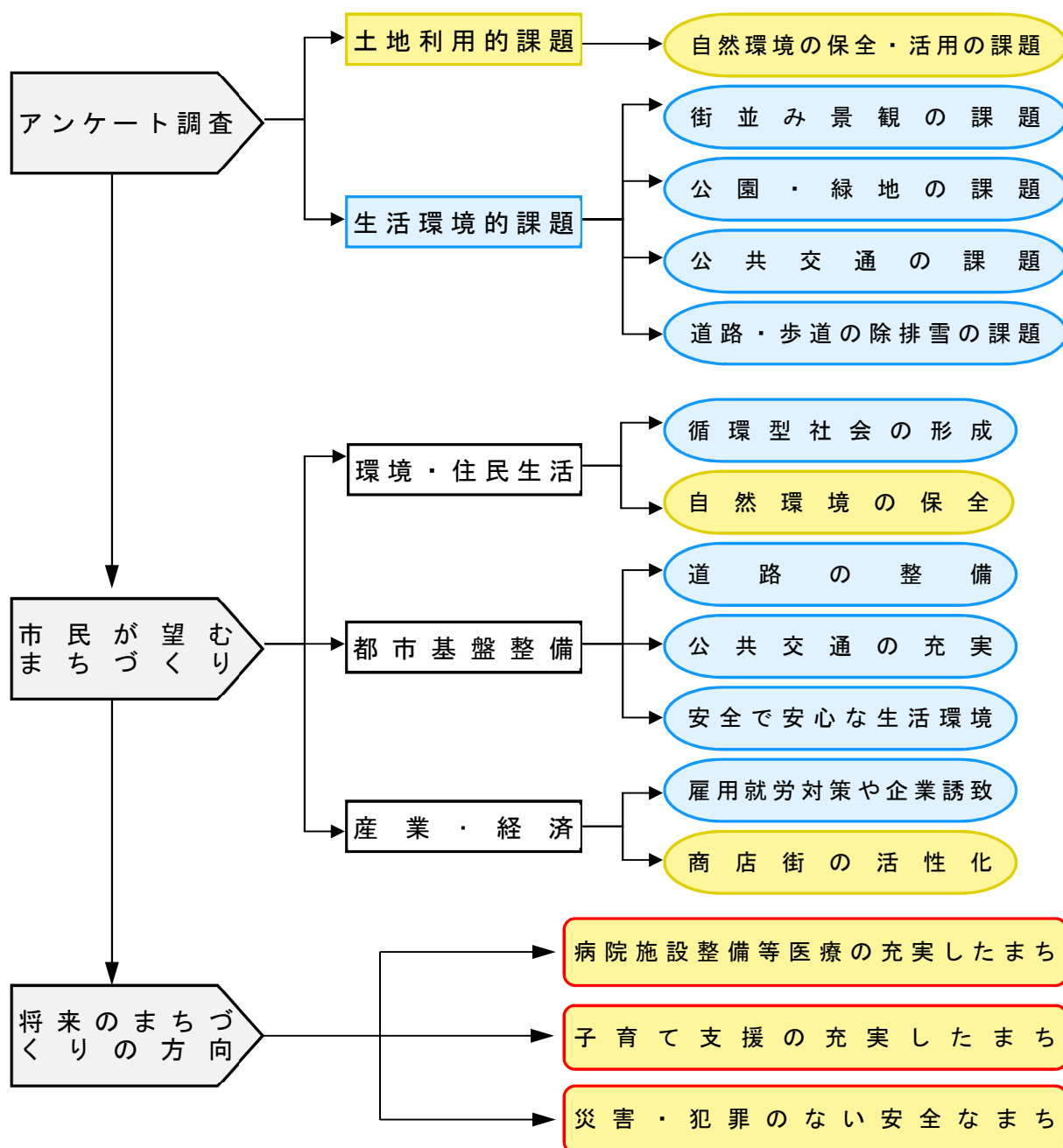
●下水道整備の課題

下水道事業については、整備計画面積のおよそ 8 割程度の整備を終えている現状にありますが、今後においては計画区域の適正な見直し等を図りながら、未整備地域の整備を進めるとともに、これまでに整備した下水道施設の機能確保のための計画的な施設管理が、今後の課題と思われます。

2-2 アンケート調査における解析（課題の抽出）

アンケート調査の結果から抽出される課題は、次に示すとおりとなっています。
 ※前回調査（H23 改訂版）と比較すると、特に、公園利用率が更に低下したこと、将来のまちづくりに医療の充実化や災害・犯罪のない安全なまちづくりを求める意見が多い結果となりました。

図 4-3 アンケート調査における解析の体系



（１）土地利用的課題

●自然環境の課題

自然環境に関する満足度については、普通との回答が多く決して満足しているとの結果でないことから、市民への良好な自然環境の提供が必要であると判断し、自然環境の活用や保全に向けた方策が今後の課題と思われます。

（２）生活環境的課題

公園や道路などの都市機能全般、公共交通、歩車道の除排雪状況については、満足度は決して高いものではなく、どちらかといえば全体的に低いものと市民は評価していると思われます。

住み良さについては、ある程度満足の傾向があるものの半数以上が普通及び不満の傾向にあることから、都市生活を営む上での利便性や街並み景観の向上など快適性があり、住み良いと市民が感じられる総合的な生活環境の充実が今後の課題と思われます。

（３）市民が望むまちづくり

●将来のまちづくりの方向について

将来、美唄市がどんな特色のあるまちを望むかについては、「病院施設整備等の医療の充実したまち」、「子育て支援が充実したまち」、「災害・犯罪のない安全なまち」などが高い割合を示しております。

また、「都市の基盤や生活に必要な施設が整ったまち」、「産業が盛んなまち」が中位の割合を示しております。

これらの傾向は、少子高齢化社会に向けたまちづくりや、活力やにぎわいのある産業の振興を求めているとともに、安全な生活環境などを重視したまちづくりを求めていると思われます。

●環境・住民生活について

これから取り組みが必要な環境・住民生活の内容については、「ごみ減量化・リサイクル」、「自然環境の保全」、「地球温暖化対策」、「地域活動の支援施策の充実」が上位となっており、環境にやさしい循環型社会への対応や地域活動の活性化による市民参加にまちづくりと更には、都市と自然との共生を図ることを望んでいると思われます。

●都市基盤整備について

これから取り組みが必要な都市基盤整備の内容としては、「道路の整備」、「公共交通の充実」、「交通安全や防犯など安全な生活に関する施策」、「防災・救援対策」が上位となっており、「公営住宅」や「公園緑地」、「下水道」などの整備については、比較的低い割合となっており、全体的には道路整備を求めているものの、バ

ス交通などの交通環境の充実や安全で安心な生活環境の確保を望んでいると思われます。

●産業・経済について

これから取り組みが必要な産業・経済の内容としては、「商店街の活性化などの商業振興」、「雇用・就労対策の充実」、「企業誘致など工業の振興」が上位となっており、近年の長期に渡る景気の低迷など厳しい社会情勢から、雇用・就労対策と商店街の活性化や産業の振興を望んでいると思われます。

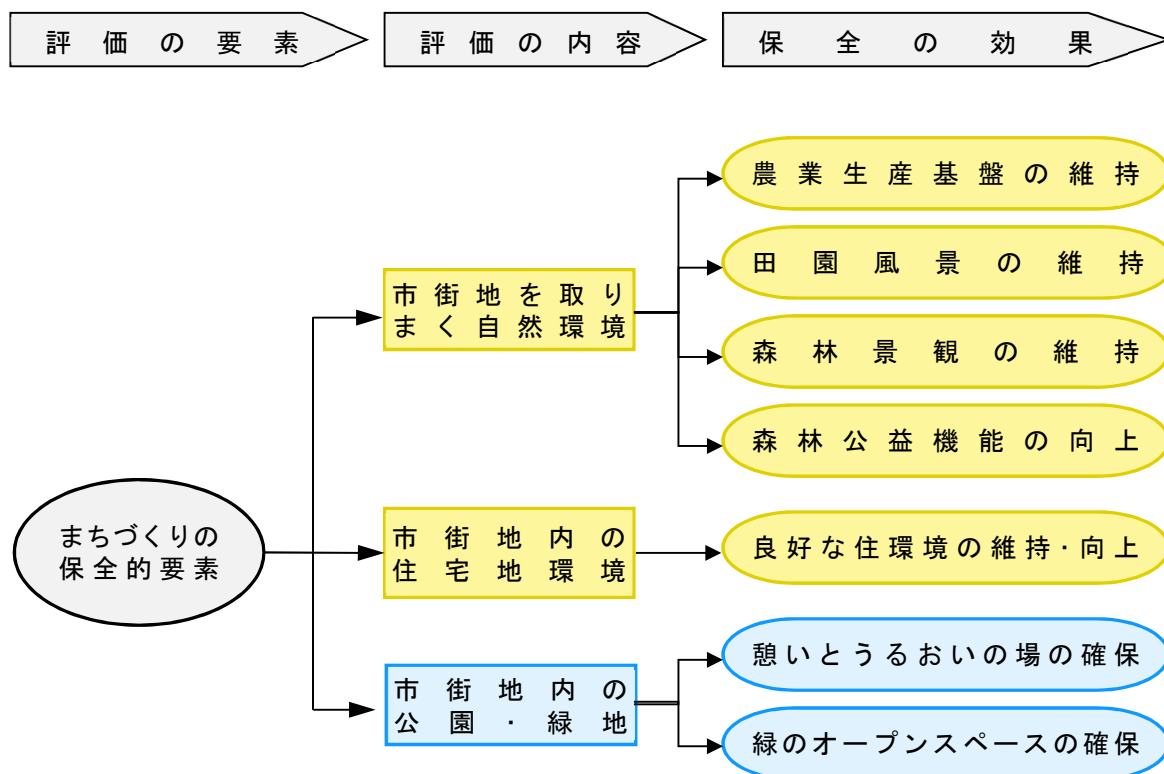
3 評価の内容（課題の整理）

これまでの解析(課題の抽出)の内容を受け、それらを経済評価として総合的にとりまとめた結果は、次に示すとおりとなっています。

3-1 まちづくりの保全的要素の評価

現況調査及びアンケート調査の解析から、まちづくりの保全的要素として評価された内容は、次に示すとおりとなっています。

図 4-4 まちづくりの保全的要素における評価の体系



(1) 市街地を取りまく自然環境

計画対象区域内の東側森林地帯と西側田園地帯は、良好な自然環境であるとともに、市街地の背景となる自然景観としても重要であり、特に森林や田園風景については市民からの保全を求める意向が強いことから、将来においてもこの良好な自然環境は、保全していくことが必要な要素として評価されます。

この良好な自然環境を保全していくことによって、田園地帯においては農業生産基盤と田園風景の維持、森林地帯においては森林景観と森林公益機能の向上が図られます。

（２）市街地内の住宅地環境

市街地（用途地域内）の住宅地については、これまでの土地利用規制や宅地開発による宅地整備はある程度整っており、今後もその住環境を保全していくことが必要な要素として評価されます。

この住宅地環境を保全していくことによって、安心して住み続けられる住環境の確保が図られます。

（３）市街地内の公園・緑地

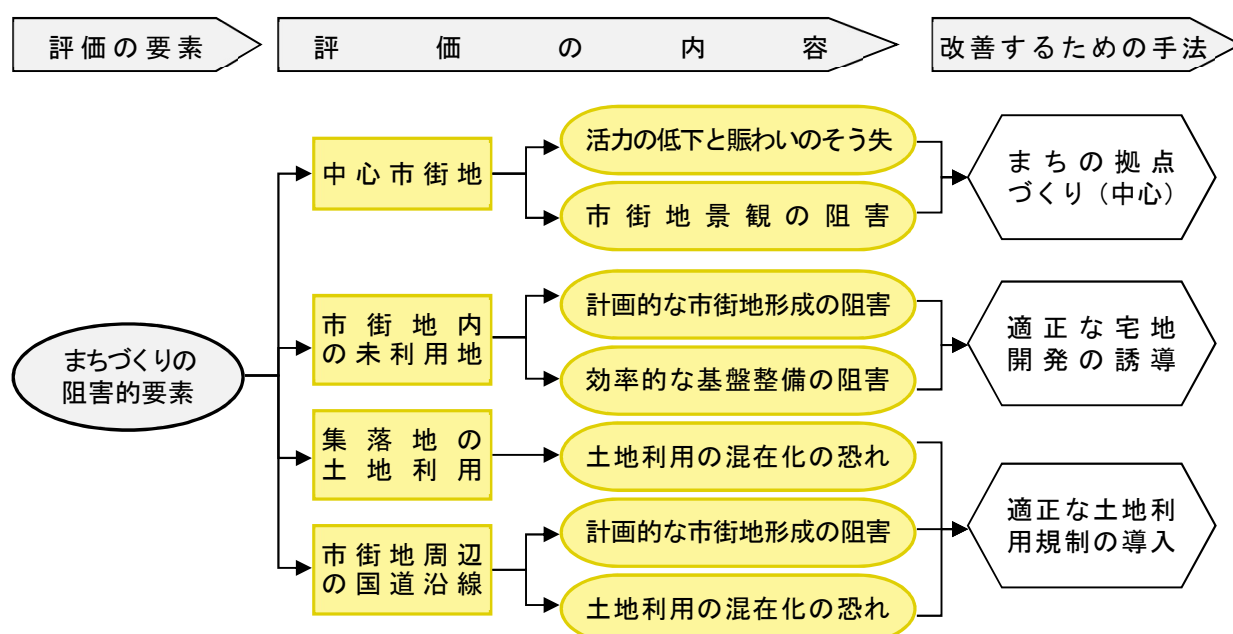
市街地内に整備されている公園・緑地は、目立った緑地が少ない市街地において、市民の身近な憩いと潤いの場となっていることから、将来においてもこの公園環境は保全していくことが必要な要素として評価されます。

この公園環境を保全していくことによって、憩いとうるおいの場と緑のオープンスペースの確保が図られます。

3-2 まちづくりの阻害的要素の評価

現況調査及びアンケート調査の解析から、まちづくりの阻害的要素として評価された内容は、次に示すとおりとなっております。

図4-5 まちづくりの阻害的要素における評価の体系



（１）中心市街地

JR 美唄駅周辺地区を含めた中心市街地において人口の減少や高齢化の進行に起因する空き地・空き店舗の増加などが中心市街地の活力やにぎわい、景観などを阻害している一つの要素となっております。

このような状況を改善するためには、誰にでも利用しやすい魅力ある商業環境づくりやにぎわいづくりを進める必要があります。

（２）市街地内の未利用地

市街地内に残存する大規模な未利用地は、効率的な都市基盤整備の阻害となる可能性が充分にある要素として評価されます。

このような状況を改善するためには、周辺環境と一体となる土地利用の適正化の検討や、適正な宅地開発の誘導などを図っていく必要があります。

（３）集落地の土地利用

南美唄町や峰延町などの土地利用は、古くから形成された既成集落地であり、無秩序な市街化への進行を招く恐れがある要素として評価されます。

このような状況を改善するためには、新たに導入した特定用途制限地域を踏まえた、建築形態制限の見直しを検討していく必要があります。

（４）市街地周辺の国道沿線

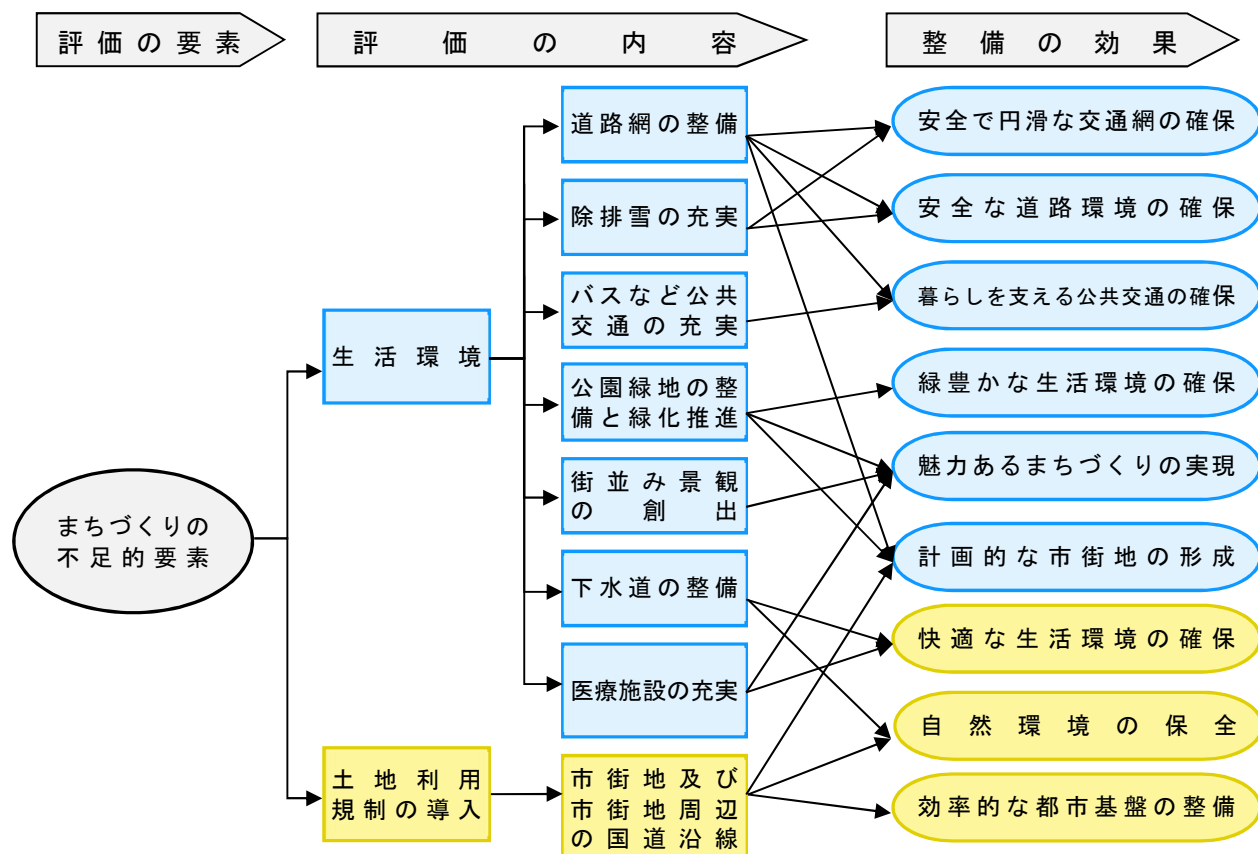
市街地周辺における国道 12 号沿線の進徳町などは主要幹線道路の沿道という地理的条件が良いことから、工業施設、店舗、住宅等が混在して立地しており、計画的な土地利用を阻害する要素として評価されます。

このような状況を改善するためには、新たに導入した特定用途制限地域を踏まえた建築形態制限の見直しを検討していく必要があります。

3-3 まちづくりの不足要素の評価

現況調査及びアンケート調査の解析から、まちづくりの不足要素として評価された内容は、次に示すとおりとなっております。

図 4-6 まちづくりの不足要素における評価の体系



(1) 道路網の整備

国道 12 号の 4 車線化の整備が遅れていることが、円滑で安全な広域的交通網の形成において不足要素と評価されます。

また、市街地内の都市計画道路などは都市計画決定されているものの、今なお未整備のままの都市計画道路があり、今後の整備の見通しが立っていないことが、市街地内の計画的な幹線道路網の形成において不足要素として評価されます。

さらに、幹線道路と連動した地区間幹線道路及び生活道路網の不足は、市民生活の利便性における不足要素として評価されます。

このような状況を改善するためには、国道 12 号を中心とした広域幹線道路網とそれに連結する市街地幹線道路網の整備、市街地と郊外集落地との交通アクセスの確保と生活道路の整備を検討する必要があり、その効果として円滑で安全な道路交通網の確保が図られます。

（２）歩車道の除排雪及び公共交通の充実

アンケート調査において、歩車道の除排雪や公共交通については、満足度は全体的に低いと評価していることから、過疎化や高齢化が進む中、日常生活に必要な交通手段の確保や冬季間における安全な歩車道空間の確保などが不足している要素として評価されます。

このような状況を改善することで、安心して暮らせる生活環境の向上が図られます。

（３）公園・緑地の整備と緑化の推進

市街地には、ある程度の公園は整備されているものの、緑地は明らかに少ないことから、市街地規模に対する緑地量は不足しており、その配置においても偏りが見られることから公園・緑地の不足は憩いとやすらぎのある日常生活における不足要素として評価されます。

このような状況を改善するためには、地区の特性に応じた適正な公園・緑地の配置、及び水辺地や樹林地等の身近な自然環境の保全を含めた総合的な緑化の推進を検討する必要があると評価されます。その効果として憩い・やすらぎ・うるおいのある魅力的で緑豊かな生活環境と緑のオープンスペースの確保が図られます。

（４）街並み景観の創出

近年のまちづくりの要素として重要となっている街並み景観は、道路・公園・宅地などの都市基盤整備と連携し、その地区の特性を生かした美しい街並みの創出と自然景観を検討する必要があると評価されます。

特に、市街地内においては、年々増加傾向にある空き家等に対する対策を講じることにより、安全性が確保され更には、良好な景観の創出が図られます。

（５）下水道の整備

下水道については、整備を終えていない未整備地区があることから、快適な日常生活における不足要素として評価されます。

このような状況を改善するためには、今後、整備する地域に適した効率的な整備と施設の機能確保のための計画的な施設の更新などを行っていく必要があります。その効果として衛生的かつ快適な生活環境の確保と自然環境の保全が図られます。

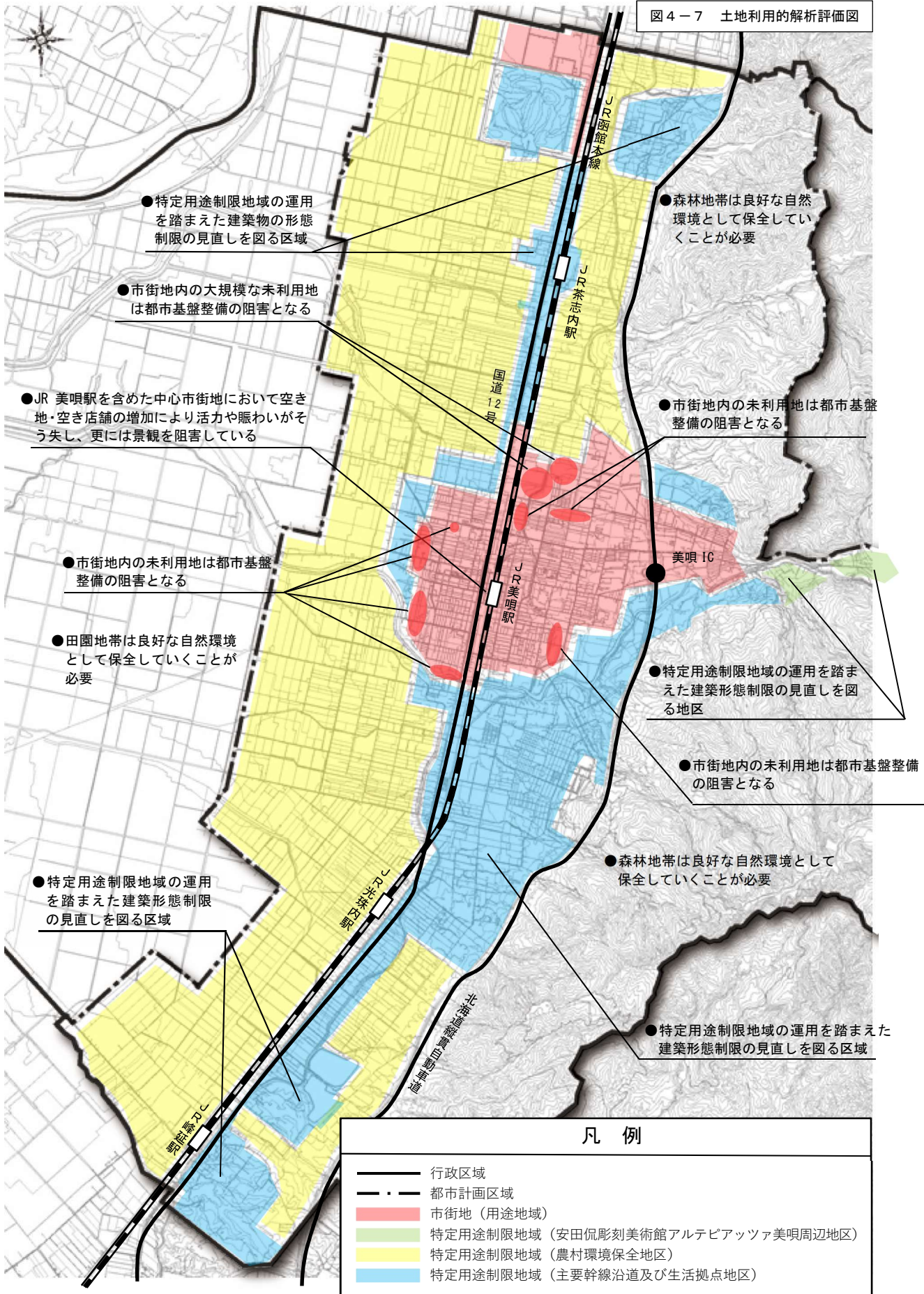
（６）医療施設の充実

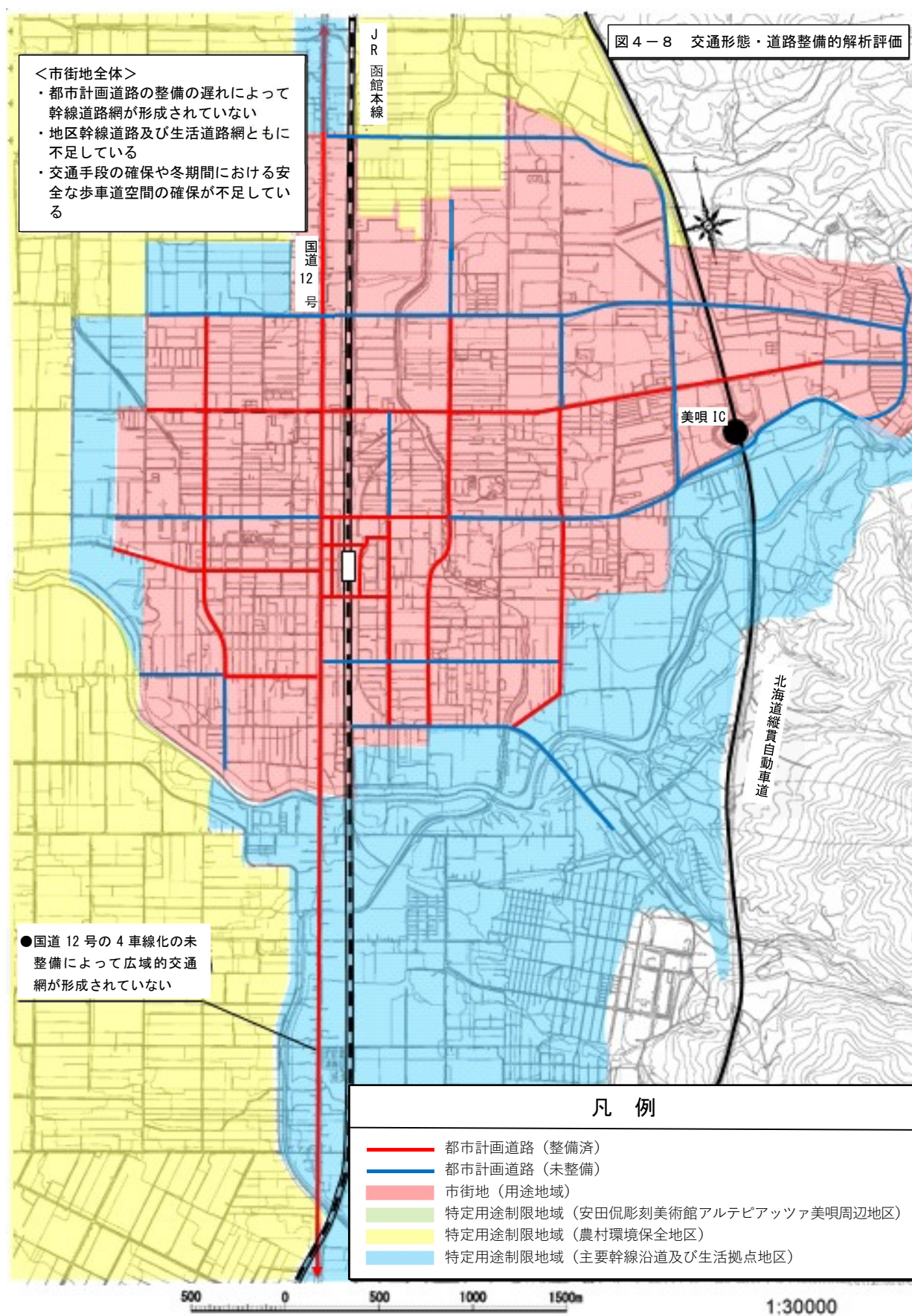
市民の快適な生活環境を確保するためには、医療施設の充実化が不足要素として評価されます。平成 30 年度に策定した「美唄市立地適正化計画」に基づいた医療等施設の整備により魅力あるまちづくりの実現が期待されます。

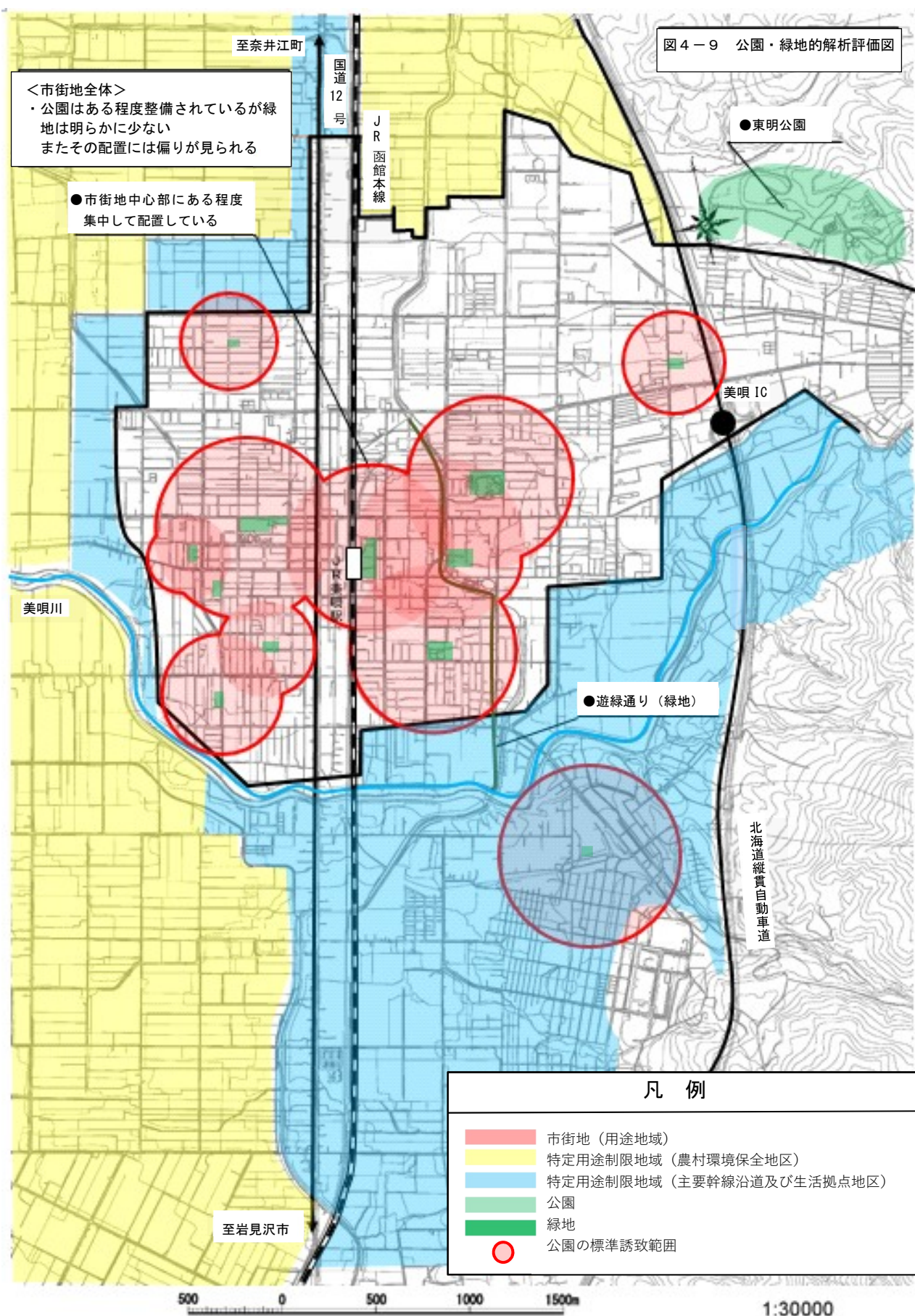
（7）土地利用規制の導入

環境阻害的要素ともなっている土地利用の課題については、市街地周辺地域における土地利用の混在を招いている結果から、特定用途制限地域の適正な運用に伴う建築形態制限の見直しの有無が不足している要素として評価されます。

市街地内の土地利用の適正化と市街地周辺の国道沿線の特性と現状に応じた建築形態制限の見直しを検討する必要があると思われ、その効果として市街地内の未利用地の有効活用や計画的でかつ効率的な市街地形成が期待されます。







4 市民視点によるまちづくり

4-1 美唄市総合計画等市民検討会議からの意見

第7期総合計画の策定にかかわった市民組織である「美唄市総合計画等市民検討会議」から将来のまちづくりについて、具体的な最終意見がありました。

この意見は、5つの柱に整理し、総合計画に反映したものであります。

本計画においても、総合計画との整合を図るため、市民視点によるまちづくりの意見として関連する意見を参考としていきます。

参考とした意見は、以下に記載したとおりです。

美唄市総合計画等市民検討会議からの意見

○意見内容

1 ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり

① 誰ひとり置き去りにしない、安心して暮らせる地域社会の形成

(5) 地域医療

No.	分野・部会	ねらい	実施主体と手段			取組方
			誰が	何を	どうやる	
1	保健 ささえあい・人づくり部会	美唄市の地域医療の堅持	市と医師会 (市・道)	医師・医療スタッフを確保し	地域に密着した地域の病院を構築する	中期
2		高齢社会に向けた医療の充実	市・病院	訪問医療・訪問看護の充実	図る	中期
3		安心して通院できる病院づくり	市・医師会	病院のPR	行う	中期
4		安心して通院できる病院づくり	メディカルソーシャルワーカー	地域医療連携	広く周知する	中期
6		病院の早期建替え	市	病院の建替えの必要性	建設反対者に説得する	短期

第4章 解析・評価

2 地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり

③ 移住・定住の推進

(12) 移住・定住

No.	分野・部会	ねらい	実施主体と手段			取組方
			誰が	何を	どうやる	
63	移住・定住	移住・定住者の確保のため	市・民間事業者が	イベントや広報紙、ホームページ等を活用し、助成制度情報の発信力を高め、	他との違いをPRする。	長期
64	にぎわい・地域づくり	移住・定住者の確保のため	市・民間事業者が	通勤費、住宅購入の助成を	手厚くする。	短期
65	部会	移住・定住者の確保のため	市・民間事業者が	移住フェアへ参加し、助成制度情報の発信力を	高める。	長期
66		移住・定住者の確保のため	市・民間事業者が	イベントや広報紙、ホームページ等を活用し、連携して観光資源を	PRする。	長期

3 地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり

③ 文化・芸術を育む活動と生涯学習・スポーツの振興

(17) 文化・芸術

No.	分野・部会	ねらい	実施主体と手段			取組方
			誰が	何を	どうやる	
1	文化・芸術 ささえあい・人づくり部会	アルテピアッツァびばいを活用し、観光客を集客するため	市が	まちなかに芸術スポットを	作る。	中期
2		アルテピアッツァびばいを活用し、観光客を集客するため	市が	体験型イベントを	実施する。	中期
3		アルテピアッツァびばいを活用し、観光客を集客するため	市が	若いアーティストを	永住させる。	中期

4 人と自然が共生した安全・安心のまちづくり

① 豊かな自然環境の保全と共生

(18) 自然保護

No.	分野・ 部会	ねらい	実施主体と手段			取組方
			誰が	何を	どうやる	
1	自然・環境 うるおい・ まちなみ 部会	自然保護とは何 か自然保護か観 光場所か 人の手の入る自 然保護は自然か	人間が	何かを	する不自然がある ので、何もしな い。	

(19) 循環型社会

No.	分野・ 部会	ねらい	実施主体と手段			取組方
			誰が	何を	どうやる	
1	自然・環境 うるおい・ まちなみ 部会	ごみの減量化のため	市民が、企業が	ごみのもととなるものを	減らす。	中期
2		ごみの減量化のため	市民が、企業が	プラスチックごみの燃料 化を	促進する。	長期
3		ごみの分別・リサ イクル推進のため	市民が	ごみの分別意識を	持つ。	短期
4		ごみの分別・リサ イクル推進のため	3R 推進員が	ごみの分別について	活動する。	中期
5		ごみの分別・リサ イクル推進のため	企業が	ごみが出ない商品を	開発する。	中期
6		ごみの分別・リサ イクル推進のため	市、企業が	ペットボトルを紙パック にするための助成を	行う。	長期
7		ごみの分別・リサ イクル推進のため	市が	分かりにくさやめんど くさいという理由がある ので、その説明すること で、市民を	分別に取り組むよ う導く。	中期

(22) 生活交通

No.	分野・部会	ねらい	実施主体と手段			取組方
			誰が	何を	どうやる	
1	都市基盤	市民バス、JRの利便性の向上のため	市、民間事業者が	利用者に利用時間や目的をヒアリングし、ニーズを	把握することで効率化を図る。	長期
2	うるおい・まちなみ	市民バスや乗合タクシーなどの利便性の向上のため	市、民間事業者が	利用者に利用時間や目的をヒアリングし、ニーズを	把握することで効率化を図る。	長期
3	部会	持続可能な地域公共交通ネットワークサービス形成を図るため	市、民間事業者が	利用者に利用時間や目的をヒアリングし、ニーズを	把握することで効率化を図る。	長期
4		最小限のコストで最大限の効果を得るため	市、民間事業者が	ニーズの把握を	行う。	長期
5		利用者を増やすため	市、民間事業者が	市民の行動パターンを把握し	利用者の利便性を図る。	長期

5 市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり

① 性別や年齢、障がいに関係なく、誰もが活躍できる社会の形成

(27) 協働のまちづくり

No.	分野・部会	ねらい	実施主体と手段			取組方
			誰が	何を	どうやる	
1	協働にぎわい・	まちづくりへの市民参加を促進するため	市内各団体が	イベントや祭りなどと連携して、情報発信を	積極的に行う。	長期
2	地域づくり部会	まちづくりへの市民参加を促進するため	市が	広報紙やホームページ等で情報発信を	積極的に行う。	長期
3		まちづくりへの市民参加を促進するため	市が	まちづくりサポーターや地域応援チームなどを活用し、市民協働のまちづくりを	目指す。	長期

② 暮らしに根ざした行財政改革の推進

(29) 行財政運営

No.	分野・ 部会	ねらい	実施主体と手段			取組方
			誰が	何を	どうやる	
1	行政改革 にぎわい・	収入を増やし、限られた財源を効率よく使用するため	市が	社会情勢に合わせた市民ニーズを	把握し意見を反映させる。	長期
3	地域づくり 部会	収入を増やし、限られた財源を効率よく使用するため	市が	市民ニーズの把握に努め、出された意見を	整理し、順位付けを行いできる部分から進める。	長期
4		収入を増やし、限られた財源を効率よく使用するため	市民が	市民アンケートなどにおいて、積極的に意見を	発表する。	長期

第5章

まちづくりの基本方向

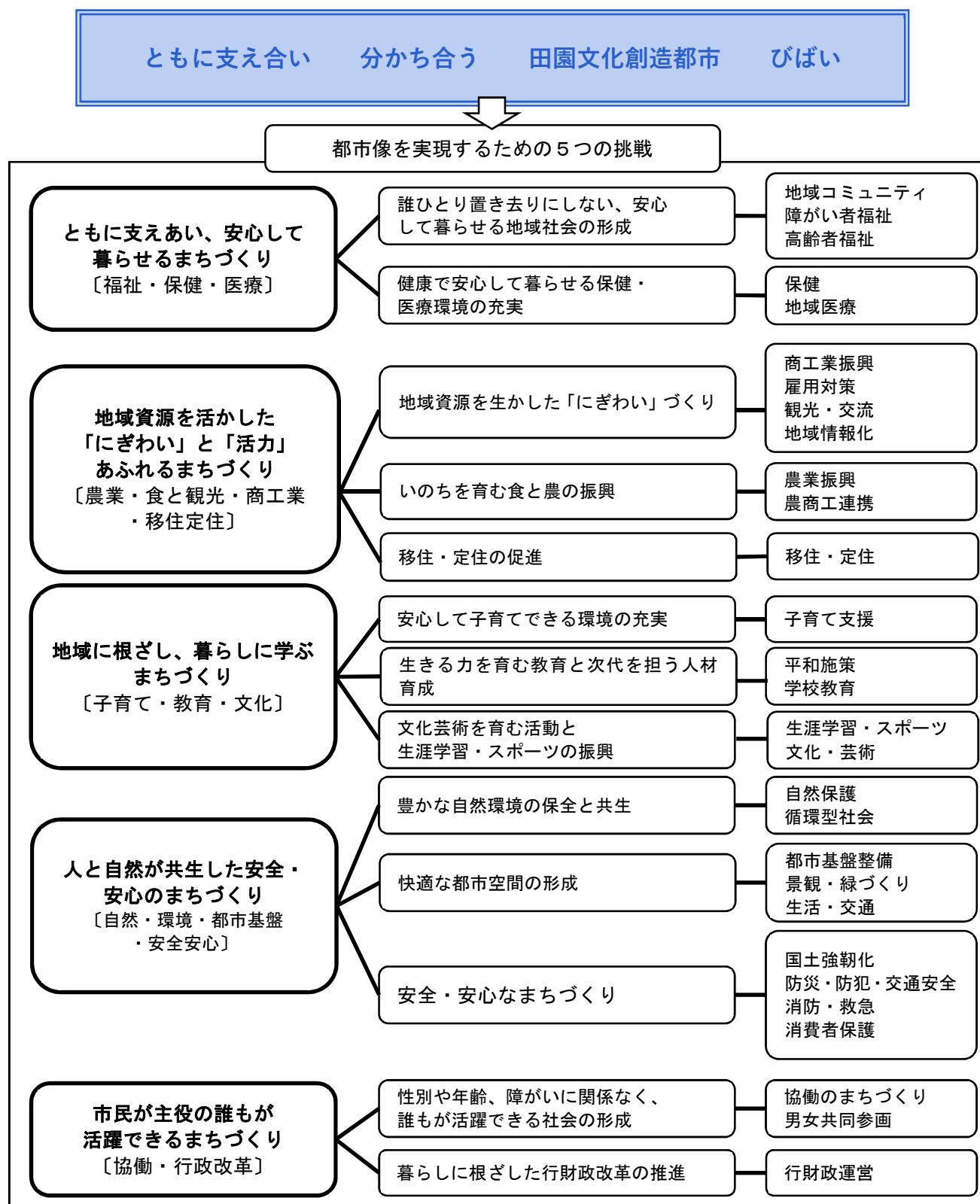
1 まちづくりの基本方向について

本計画は、第1章で示したとおり、本市の総合計画と国土利用計画を上位計画としていることから、その基本構想の内容に即し、計画の整合性を確保する必要があります。

本計画では両計画の整合性と関連性を確保する目的から、両計画の基本構想の内容を継承かつ共有し、本市の都市計画(まちづくり)の基本方向を定めます。その基本方向の内容に基づき、本計画の土地利用、道路、公園等の各分野別の基本方針を定めます。

2 美唄市総合計画の概要

本計画の上位計画である「第7期美唄市総合計画」の概要を、以下のとおり示します。



2-1 新たな時代の目指すべきまちづくり

今後のまちづくりにおいては、急速に進む人口減少や少子高齢化による地域経済、市民生活への影響を最小限にとどめ、市民の満足度や幸福度、まちの活力を高めることが重要となります。

そのためには、「市民一人ひとりが主役である」ことや、「誰ひとり置き去りにしない」という理念のもと、急速に進む人口減少、少子高齢化をはじめ、格差、地域経済や市財政の規模縮小など、様々な課題に向けて、市民の暮らしに根ざした行財政改革の取組により、「持続可能なまちづくり」を推進していくことが求められています。

このため、国連が2015年に策定した「持続可能な開発目標」であるSDGsの視点も踏まえながら、今後10年間の目指すべき地域づくりについて、次のとおり定めます。

I. 都市像

ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい

この計画が目指す都市像としては、美唄市まちづくり基本条例に掲げる「市民主体のまちづくり」、「情報の共有」、「協働のまちづくり」の3つの基本原則に基づき、どんなに人口減少や高齢化が進んでも、誰ひとり置き去りにしない、「ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい」とします。

この場合、本市の地域づくりの基幹的役割を担っていく農の営みは、人々が協働して自然に働きかけ、人間が生きていくために不可欠な食べものをつくり、暮らしを立てるという「人間生活の根源的な営み」であり、それは経済的、産業的なものとしての農業をはるかに超えて、すぐれて人間的、社会的、文化的、自然的な意味を持つものであることから、ここでは「田園文化」として位置づけます。

Ⅱ. 都市像を実現するための5つの挑戦

(1) とともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり

〔福祉・保健・医療〕



急激な人口減少や少子高齢化が進む中、多様化・複雑化する社会環境への対応が、ますます求められる時代となっています。

こうした社会情勢にあって、誰もが住みなれた地域で、いきいきと暮らすためには、「社会的孤立」など地域課題に対処するために、地域での生活機能を支える福祉・保健・医療が一体となった施策を推進するとともに、安全・安心に暮らせる環境のもと、まちづくりの主役となる市民一人ひとりが、「健康寿命」を延ばし、健康で生きがいを持って、安心して暮らせる地域社会の形成を目指します。

<重点施策>

①誰ひとり置き去りにしない、安心して暮らせる地域社会の形成

どんなに人口減少や高齢化が進んでも、これまで地域で培ってきたコミュニティ（人のつながり）の力により「社会的孤立（孤立・孤独）」に対処していくため、住民相互による支え、支えられる「互助の仕組みづくり」や高齢者と子どもたちの交流（居場所づくり）を進めるなど、「美唄市福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もがいきいきと地域社会の中で暮らしていけるよう、誰ひとり置き去りにしない、ともに支え合い、分かち合う地域づくりを目指します。

②健康で安心して暮らせる保健・医療環境の充実

誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して健康で暮らし続けていけるよう、ライフステージに応じた健康づくりの支援体制を整え「健康寿命」を延ばすとともに、後期高齢者の増加に対応した「地域包括ケアシステム」の確立に向けて、総合的な医療、すなわち身近にあって、何でも相談に乗ってくれる総合診療（プライマリ・ケア）の充実をはじめ、高齢者の生活の質を高める、「治し支える医療」、「地域完結型医療」、「在宅医療」など、高齢者の「健康長寿」の実現に向けた取組を進め、全ての市民の健康を守るまちづくりを目指します。

(2) 地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり

〔農業・食と観光・商工業・移住・定住〕



今後とも、市民の暮らしを守り、にぎわいと活力あふれるまちづくりを推進するためには、新たな時代の可能性を生かした地域経済や産業の活性化とともに、5Gなどの最新の移動通信システムの活用や、本市ならではの魅力を広く情報発信することにより、多様な人材が活躍できる場を確保することが必要となります。

そのためには、基幹産業である農業などの地域資源を生かした地元産業間の連携強化や、食と観光、福祉との連携、雪冷熱エネルギーを活用した新産業や新しいビジネスの創出などにより、地元企業の支援をはじめ、新たな雇用を創出するとともに、交流人口や移住・定住人口の増加、美唄らしい関係人口の創出・拡大を目指します。

<重点施策>

①地域資源を生かした「にぎわい」づくり

本市の貴重な地域資源を生かし、まちの魅力を高めることにより、人が集い、にぎわいと交流が生まれる美唄らしい観光地域づくりと中心市街地の活性化を目指します。

また、雇用の創出や地域経済の活性化を図る地元企業への支援を行うなど、にぎわいのあるまちを目指します。

②いのちを育む食と農の振興

本市の農業は、食という生命の源をつくる人間社会の根源の営みです。そのため本市の農業を大きく変える農業基盤の整備をはじめ、優れた担い手の育成・確保、農商工連携、ICTなどの先進技術を活用した農業の普及などにより、本市農業が将来にわたり地域社会をしっかりと支えていく使命を担う、基幹的な産業として成長することを目指します。

また、教育的効果や農村景観の形成など、農業・農村が有する多面的機能を生かし、食文化による地域の活性化、農泊による都市と農村の交流などにより、対外的にも魅力と個性に満ちた農村地域の形成を目指します。

③移住・定住の促進

急速な人口減少が進む中、子育て、教育、福祉など様々な施策の充実などにより、まちの魅力を高めるとともに、移住・定住施策の推進により、道内外の若者や子育て世代などの移住・定住を促進し、「活力」あふれるまちづくりを目指します。

(3) 地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり

〔子育て・教育・文化〕



地域社会は、「新しい命」の健やかな成長があつてこそ成り立つものであり、子どもは地域の宝、美唄の未来・希望そのものといえます。本市は、合計特殊出生率が1.29と全国（1.43）、全道（1.30）の平均よりも低く、平成29年度以降の年間出生数が100人を下回っています。

このような中、人口減少を抑制し、希望あふれる地域社会を築いていくためには、結婚から妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援を行い、安心して子どもを生み育てられる環境を整備していくことが重要です。

「愛されれば、その子は人を愛する人になる。社会に愛されれば、その子は社会を支える大切な人になる。自然に愛されれば、その子は自然を支える大切な人になる」といわれています。

本市は、緑豊かな水田や畑が広がり、明瞭な四季が織りなす美しい自然環境に恵まれ、度重なる困難を克服してきた先人の汗と涙の結晶によって支えられてきた歴史や伝統文化が息づいています。この環境を十分に生かし、これまで先人が培ってきたかけがえのない地域の力・市民の力を発揮して、子育てしやすいまちづくりを目指すとともに、豊かな人間性を育む生涯学習の環境整備・充実を図り、全ての人が人として尊重され、社会参加できるまちづくりを目指します。

さらに、人口減少社会、あるいは一定の「拡大・成長」を遂げた成熟社会においては、それぞれの地域が持つ固有の価値や歴史的・文化的多様性への人々の関心が高まるという、新たな時代の流れを踏まえ、移住・定住の促進をはじめ、関係人口の拡大に向けた地域の活性化や産業振興など、文化芸術の持つ創造性を生かした地域づくりを目指します。

＜重点施策＞

①安心して子育てできる環境の充実

誰もが安心して妊娠・出産・子育てできる環境や、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるほか、子育て世帯の経済的負担を軽減するなど、子育て世代が暮らしやすい環境づくりを目指します。

また、地域住民や社会全体で力を合わせ、子どもたちの安全・安心を見守るなど、次代を担う子どもたちが心豊かに健やかに育まれるまちを目指します。

②生きる力を育む教育と次代を担う人材育成

地域の未来を担う子どもたちの「生きる力」と「豊かな心」を育むため、子どもたちに対する関心と理解がより高まる美唄の風土を市民みんなで盛り上げる「美唄市教育の日」の啓発をより一層図るとともに、地元の暮らしを学ぶ農業体験学習や学校給食の充実を目指します。

また、戦争経験のない子どもたちに、平和について考える機会を確保し、戦争の悲惨さや平和の大切さについて理解を深めてもらうとともに、子どもから高齢者まで、広い世代にわたり、世界平和を願う、市民の輪を広げます。

さらに、子どもたちが「確かな学力」を身につけ、未来を切り拓く力強い資質・能力を育むため、ICT教育の充実や小中学校と一体となった生涯学習センター構想を進めるとともに、教育環境の向上を目指します。

③文化・芸術を育む活動と生涯学習・スポーツの振興

これまで培ってきた「かけがえのない地域の力・市民の力」など、郷土の歴史・文化や貴重な歴史遺産を適切に保存・活用し、次世代などへ伝えることができるよう、郷土史料館を拠点として、地域の人材や文化資本の蓄積を目指した「地域に根ざし、暮らしに学ぶ、市民の・市民による地域学、美唄学」の確立に向けた環境を整えます。

また、地域の伝統文化、生活文化・芸術への理解、さらには、その創造性を学校教育や地域づくりの活力として生かすなど、地域に根ざした文化・芸術活動を育む生涯学習社会を目指します。

スポーツ健康都市宣言に基づき、運動やスポーツを通して、人とのつながりを育み、より良い生活を身につけるため、ライフステージに応じたスポーツの推進を目指します。

（４）人と自然が共生した安全・安心のまちづくり

〔自然・環境・都市基盤・安全安心〕



本市は、国の天然記念物に指定される『マガン』が春と秋に飛来する『ラムサール条約登録湿地 宮島沼』や、空知管内随一の桜の名所『東明公園』のほか、四季折々の顔を見せる水田や畑など緑あふれる自然環境に恵まれた美しいまちです。この貴重な地域資源を次代に引き継ぐため、環境の保全と活用のバランスを保ちながら、更なる地域の魅力づくりに生かしていきます。

また、市民の豊かな暮らしを支える都市基盤の整備や公共交通の維持・促進をはじめ、地震や暴風雨・豪雪などの自然災害から市民の生命や財産を守るための地域防災力の向上、空き家・空き地などの対策を含めた生活基盤の整備を進め、全ての市民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けていけるまちづくりを目指します。

<重点施策>

①豊かな自然環境の保全と共生

社会経済活動に伴う環境への影響を最小限にとどめるための環境学習の推進や、環境に関する普及啓発、情報発信に取り組むなど、本市の貴重な自然環境を守り、自然との共生を目指します。

また、ごみの減量化や循環型社会の形成など環境負荷の低減を図り、豊かな自然環境の保全を目指します

②快適な都市空間の形成

本市では、空き家、空き地、空き店舗などが増加していることから、市民の豊かな暮らしを支えるための住環境の整備や利活用、心やすらぐ公園の維持管理、道路などの都市基盤整備のほか、公共交通の維持・促進や通院バスなど利便性の高い交通手段の確保など快適な都市空間の形成を目指します。

③安全・安心なまちづくり

本市では、民間住宅や公共施設の耐震化のほか、全国的な地震や暴風雨・豪雪などによる大規模な自然災害により、市民の安全・安心への意識が高まっています。

このため、民間住宅の耐震改修への支援や公共施設の耐震化を進めるほか、地域ぐるみで支え合う環境づくりなど、市民の防災意識の向上と防災体制の強化を図るとともに、市民の生命や財産を守る消防・救急体制の充実・

強化や、消費者被害を未然に防ぐための取組など、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指します。

（５）市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり

〔協働・行政改革〕



急速に進む人口減少や少子高齢化により、地域経済の縮小などが懸念される中で、地域の活力を維持する取組がこれまで以上に求められており、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、全ての市民が個々の能力を発揮し社会を支えていくことが必要です。

このため「美唄市まちづくり基本条例」に基づき、市民主体のまちづくり、情報の共有、協働のまちづくりを推進し、市民と行政が様々な課題や情報を共有するための取組や、地域社会の一員として企業が取り組む地域貢献活動への理解を求めながら、市民自らが地域活動、社会活動に参画することを目指します。

<重点施策>

①性別や年齢、障がいに関係なく、誰もが活躍できる社会の形成

全ての市民が豊かな生活を送ることができるよう、高齢者や女性が生き生きと活躍できる社会を築くとともに、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、ライフステージに応じて誰もが個性と能力を存分に発揮し、お互いに思いやりのある地域社会が形成されたまちを目指します。

②暮らしに根ざした行財政改革の推進

急速に進む人口減少や少子高齢化の中にあって、暮らしに根ざした行財政改革を進めるため、長期的展望に立った自治体運営により、限られた地域資源を生かしながら市民本位の質の高い行政サービスの提供を目指します。

Ⅱ. 土地利用の方向

本市は、田畑及び山林が総面積の約3分の2を占める緑豊かな自然環境に恵まれた市域であり、市街地をはじめ肥沃な農地や豊かな森林が調和を保ちながら形成されています。土地は、現在及び将来にわたる市民の生活と生産活動の基盤として、活力とうるおいをもたらす貴重な資源であり、自然環境の保全に配慮しながら計画的に利用することが必要です。

本市の個性的な風土と魅力を生み出す源泉となっている土地については、長期的・広域的視点に立って、地域の豊かな自然環境、快適な生活環境、活力ある産業の振興などに配慮しながら、まちづくりの基本的な考え方に基づき、以下の3つの基本方向に沿って、総合的かつ計画的な調和のとれた土地利用の促進に努めます。

3 第5次国土利用美唄市計画の概要

総合計画と同様に本計画の上位計画となる国土利用計画の基本構想の概要は、次に示すとおりとなっています。

3-1 市土利用の基本方針

市土利用の基本方針

本計画は、「適切な市土管理を実現する土地利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用」、「安全・安心を実現する土地利用」の3つの基本方針とし、市土の安全性を高め持続可能で豊かな市土を形成する土地利用を目指します。

また、人口減少社会において、このような土地利用を実現するための方策についても、その考え方を示します。

(ア) 適切な市土管理を実現する土地利用

適切な市土管理を実現する土地利用については、都市的土地利用において、公共公益的機能の集積による利便性・中心性の向上を図るとともに、居住者及び今後移り住む人たちが安心して住みつづけることができる快適な市街地の形成を図ります。

中心部では、低・未利用地や空き家等を有効活用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。

一方、市街地の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の保全等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進めます。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進めます。

農業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、市土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地の集積化に取組、効率的な利用を図ります。

水循環については、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用を通じた、農地や森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持を図ります。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれますが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要です。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用のあり方について検討することも必要です。

(イ) 自然環境等を保全・活用する土地利用

自然環境等を保全・活用する土地利用については、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全等を進め、市民の福利や地域づくりに資する形での活用をします。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある市土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、良好な景観形成等の自然環境の有する多様な機能を活用した取組を推進します。

また、地域における雪冷熱等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めます。さらに、自然公園などの自然資源や、農村地域における緑豊かな環境、地域資源を生かした観光や製品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市地域や農村地域など、様々な地域間相互の対流を促進します。

これらに加え、本市の景観の特色である田園風景などを生かしながら、身近な居住環境の緑の保全に努め、暮らしにゆとりとうるおいをもたらす空間形成を目指します。

あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持するための取組を進めます。

その際、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進等、野生生物と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する土地利用を進めます。

(ウ) 安全・安心を実現する土地利用

安全・安心を実現する土地利用については、「美唄市地域防災計画」や「美唄市水防計画」を踏まえ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要です。

その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮します。

同時に、中長期的な視点から、美唄市地域防災計画等により作成した洪水ハザードマップの情報を活用するなど地域の状況を踏まえつつ、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要です。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、電気、ガス、上下水道や通信、交通等のライフラインの多重性・代替性を確保します。

その他、農地の保全管理等の取組を通じて土地利用の面からも市土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな市土を構築します。

(エ) 複合的な効果をもたらす施策の推進と最適な土地利用の選択

このような取組を進めるに当たっては、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要があります。

特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、市土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となります。

市土の適切な管理は、市土の保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮します。

今後は、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を進め、市土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、市土の適切な管理を行っていくことが必要です。

(オ) 多様な主体による市土の適切な管理

これらの取組は、道等が示す広域的な方針とともに、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現されます。

このため、地域住民など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要です。

このような地域による取組を基本としつつ、所有者等による適切な管理や国、道、市による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品等の購入や緑化活動に対する寄付等、様々な方法により市土の適切な管理に参画する取組を促進します。

3-2 地域類型別土地利用の基本方向

市土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が混在する地域類型別の土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市地域、農村地域及び自然維持地域の土地利用の基本方向は以下のとおりとします。

なお、地域類型別の土地利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、相互の機能分担や対流といった地域類型間のつながりを双方向に考慮することが重要です。

【都市地域】

都市地域は、安全で快適な都市環境を維持するため、人口減少や少子高齢化などによる空き地の利用を促進するとともに、公共施設の複合化・集約化などを図り、有効な土地利用に努めます。

【農村地域】

農村地域は、豊かな自然環境や美しい景観、水源のかん養など重要な機能を維持するため、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用に努めます。

【森林地域】

森林地域は、木材生産等の経済的機能や山地災害の防止、水源のかん養、二酸化炭素の吸収、生物多様性など自然環境の保全などのため、必要な森林の確保と森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な土地利用に努めます。

3-3 目標年次

計画の目標年次を令和12年としています。

4 まちづくりの基本方向について

4-1 まちづくりの基本方向

前述のとおり、本計画は「美唄市総合計画」を上位計画としており、総合計画と本計画がめざすまちづくりの整合性を図るため、総合計画の基本構想に定められている「都市像」、「都市像を実現するための5つの柱」及び「土地利用」を本計画の基本方向と位置づけ、まちづくりの方向性を構築します。

【めざす都市像】

ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい

【5つの柱】

- ・ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり
- ・地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり
- ・地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり
- ・人と自然が共生した安全・安心のまちづくり
- ・市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり

【土地利用】

1. 都市地域
空き地の利用促進と公共施設の複合化・集約化を図り有効な土地利用に努める。
2. 農村地域
農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用に努める。
3. 森林地域
森林の保全と森林が有する多面的機能が持続的に発揮される土地利用につとめる。

【将来人口】

令和23年度における将来人口は、約1万6百人と想定
(社会保障・人口問題研究所推計の将来人口)

4-2 まちづくりの方向性（将来都市構造）

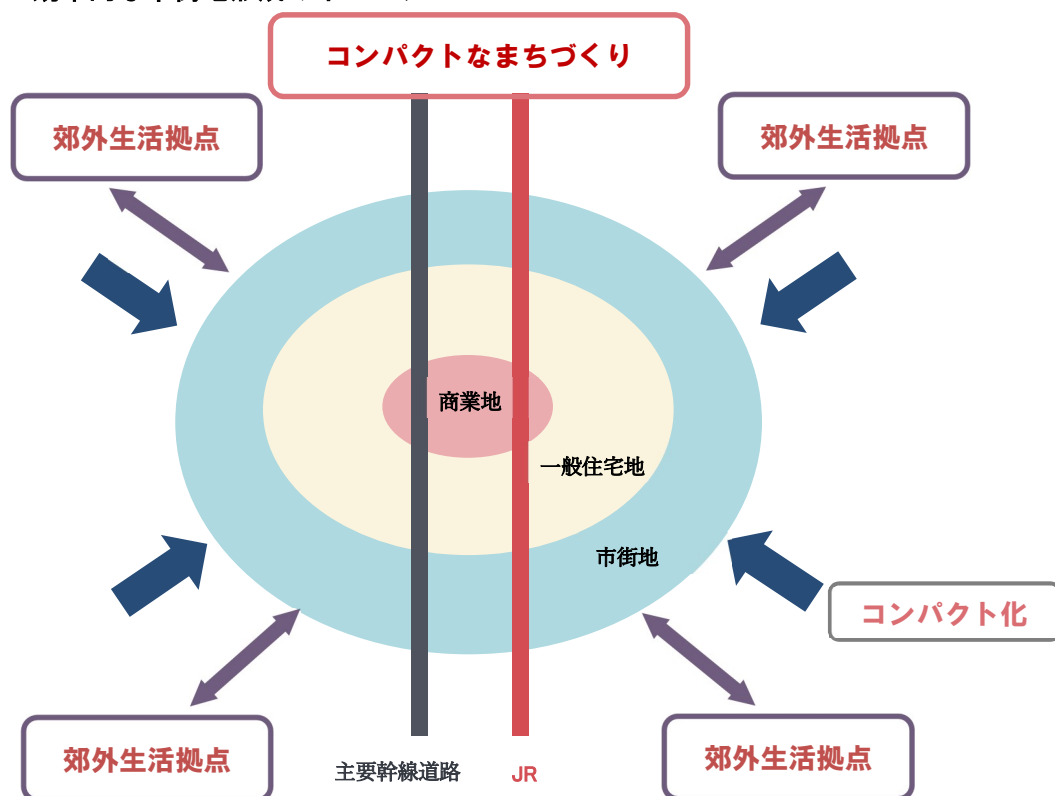
（1）まちづくりの方向性の考え方

本市の都市計画区域は、鉄道と国道を骨格とした南北に広がった市街地と東側の森林や西側に広がる田園などに囲まれた地域となっています。

これまでのまちづくりにおいても、適切な土地利用と都市施設の整備をはじめ、産業、文化、交流などの拠点づくりや自然環境との調和をめざしながら、都市づくりが進められてきましたが、近年では車社会の進展などに伴って、土地利用規制が緩やかな市街地周辺への市街化の進行や中心市街地の空洞化などによる活力の低下が顕著となってきており、人口の減少や少子高齢化の進行、地球環境問題の高まりの中で、これらの課題へ対応するため、市街地の拡大を抑え、市街地内の充実を図り、環境への負荷を軽減し、効率的な市街地形成を図っていくことが必要となります。

このため、市街地中心部に多くの都市機能の集約化を図り、車社会に依存することのない「歩いて暮らせるまちづくり」を実現するとともに、公共交通軸の形成による本市の各拠点地区とを結ぶネットワーク型の都市構造を構築し、人口減少や少子高齢化にも対応した、効率的で利便性に優れた、将来に渡り持続可能なまちづくりを目指していきます。

図 5-1 効率的な市街地形成のイメージ



(2) まちづくりの方向性の内容

①都市における拠点の形成

都市に居住する市民の多様な都市活動や活力ある産業活動を支えるための拠点づくりが必要となります。

そのため、中心市街地をはじめとして産業・文化・交流などの拠点が、複合的に機能する都市形成をめざします。

また、まちの顔として区画整理事業で整備された JR 美唄駅周辺を含む中心市街地については、商業環境の充実やまちなか居住などの推進を図ることによりにぎわいづくりをめざします。

②骨格となる交通軸の形成

良好な都市形成のためには、主要な拠点を結び都市の活動を支える交通軸が必要となります。

そのため、北海道縦貫自動車道と国道・道道及び JR 函館本線を交通体系の骨格となる広域交通軸として、市民や企業等の多様な都市活動や交流などを円滑に支える交通軸の形成をめざします。

③緑のネットワークの形成

魅力ある都市地域の形成及びうるおいのある都市生活を営むためには、森林や田園などの保全と適切な活用が必要となります。

そのため、豊かな自然環境を保全するとともに、市街地東側の東明公園や我路ファミリー公園などの豊かな緑空間と市街地西側の宮島沼や石狩川、美唄川などの親水空間及び田園風景などを総合的に結び付け、市民のふれあいや交流の場となるよう緑のネットワークの形成をめざします。

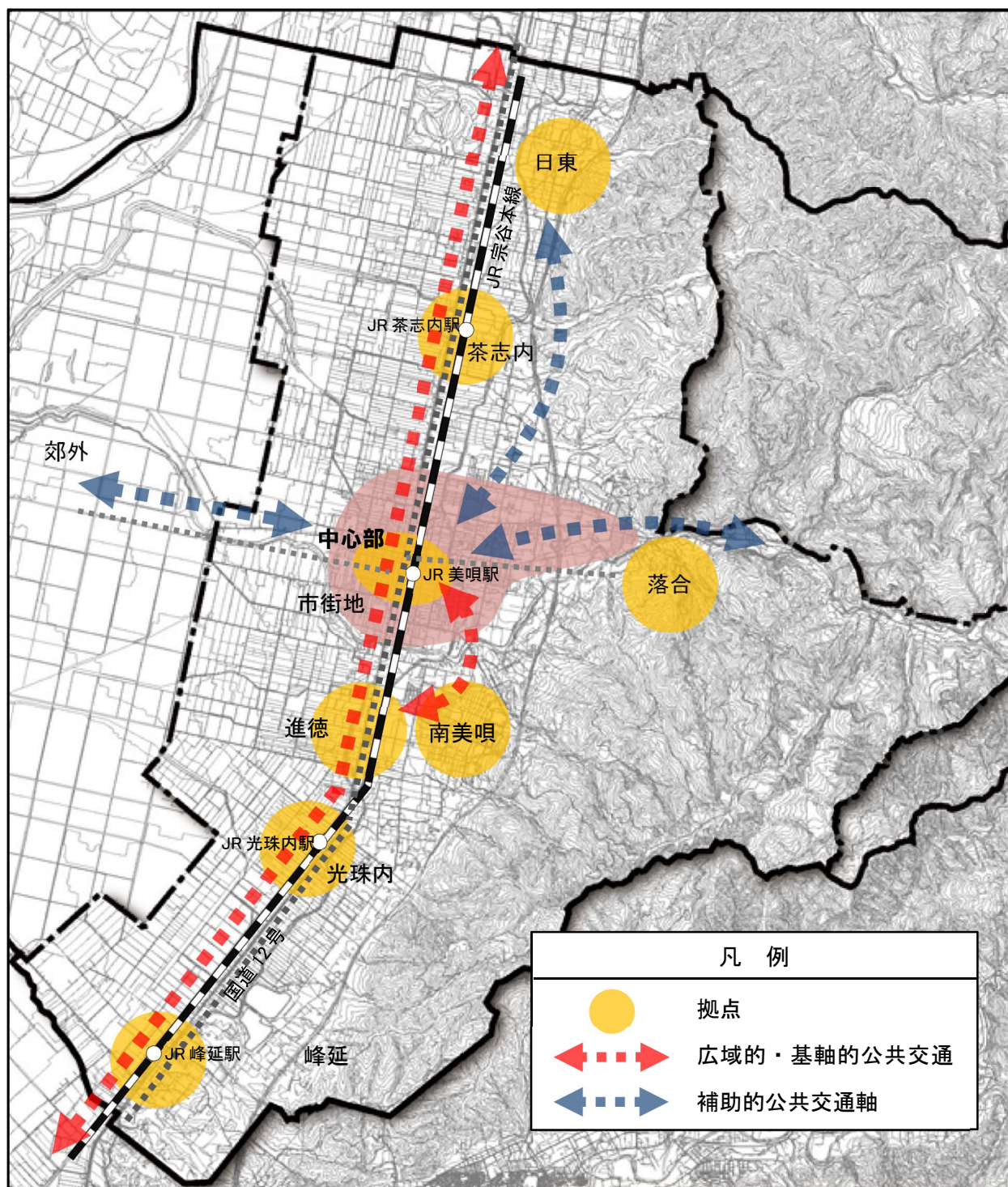


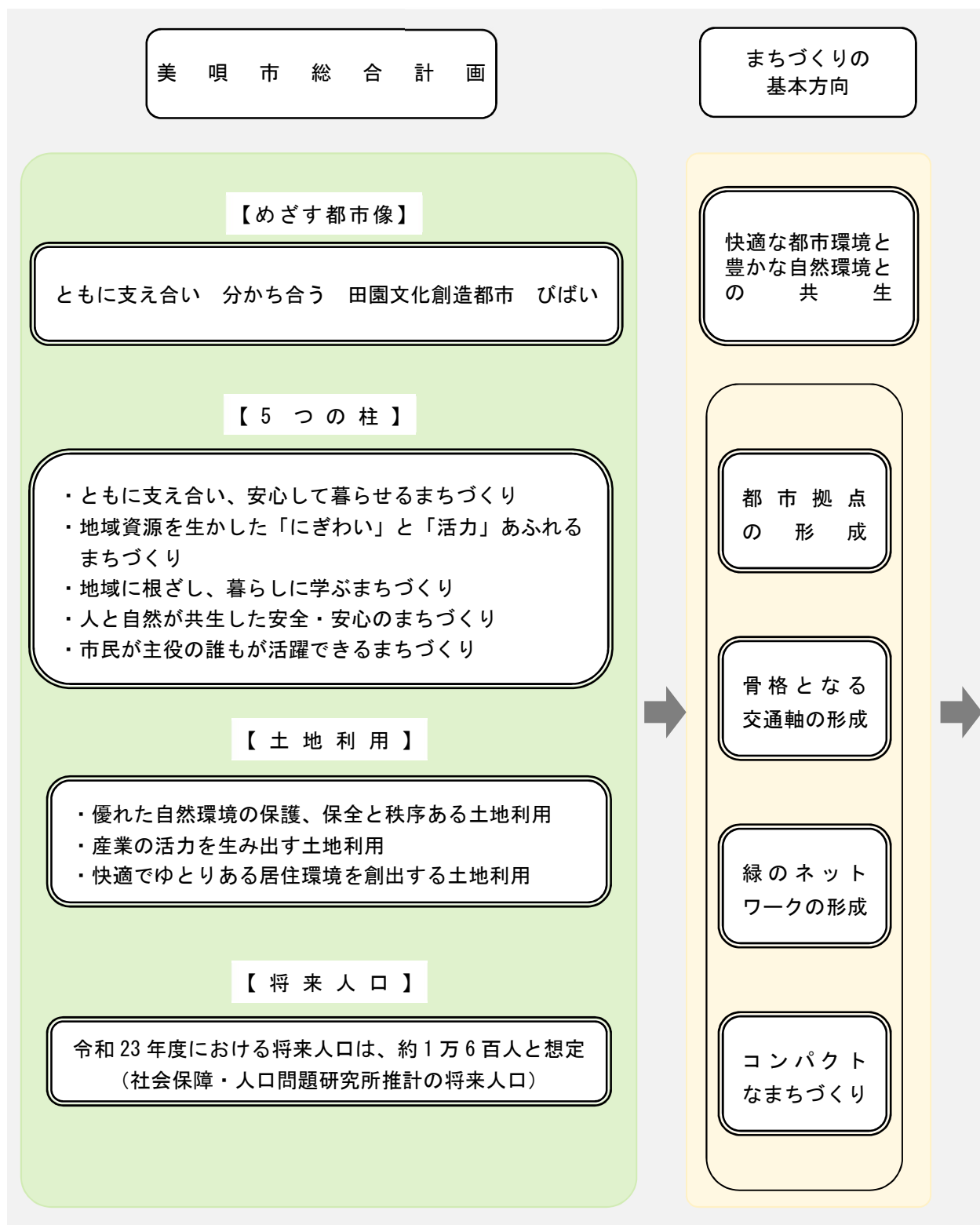
図 5-2 目指すべき将来都市骨格構造

第6章

まちづくりの基本方針

1 まちづくりの基本姿勢

まちづくりの基本方向を基に設定した本計画の核となる「まちづくりの基本姿勢及び基本方針」は、次に示すとおりです。



まちづくりの
目標まちづくりの
基本姿勢の柱まちづくりの
基本方針

人と自然が共生し 機能的に集約された安全 安心なまちづくり

うるおいのあるまちづくり

集約型のまちづくり

交通体系の充実化

緑豊かなまちづくり

魅力あるまちづくり

市民が主役のまちづくり

基本方針のテーマ

憩いとうるおい、交流の
場の保全と活用コンパクトなまちづくり
による市街地の形成日常生活を支える
交通網の整備

緑のネットワークの創出

都市景観の向上

生活環境の向上

安心して住み続けられ
る都市づくり市民と行政との
パートナーシップの構築

基本方針の柱

森林地帯の保全と活用

田園地帯の保全と活用

用途地域の設定方針

土地利用規制の適正化

用途地域の縮小

未利用地の解消

まちの拠点づくりの推進

広域幹線道路網の整備

市街地内幹線道路網の整備

地区間幹線道路網の整備

生活道路網の整備

安全な道路環境の整備

公共交通の充実

緑のネットワークの構築

公園・緑地の適正な配置

都市緑化の推進

景観計画の推進

空き家等の解消

地区計画制度の活用

屋外広告物条例の運用

街路景観の向上

下水道の整備

ごみ処理施設の整備

公共公益施設の適正配置

安心して住める住宅づくり

災害に強いまちづくり

CO₂削減に向けた取り組み

市民参加体制の構築

役割分担の明確化

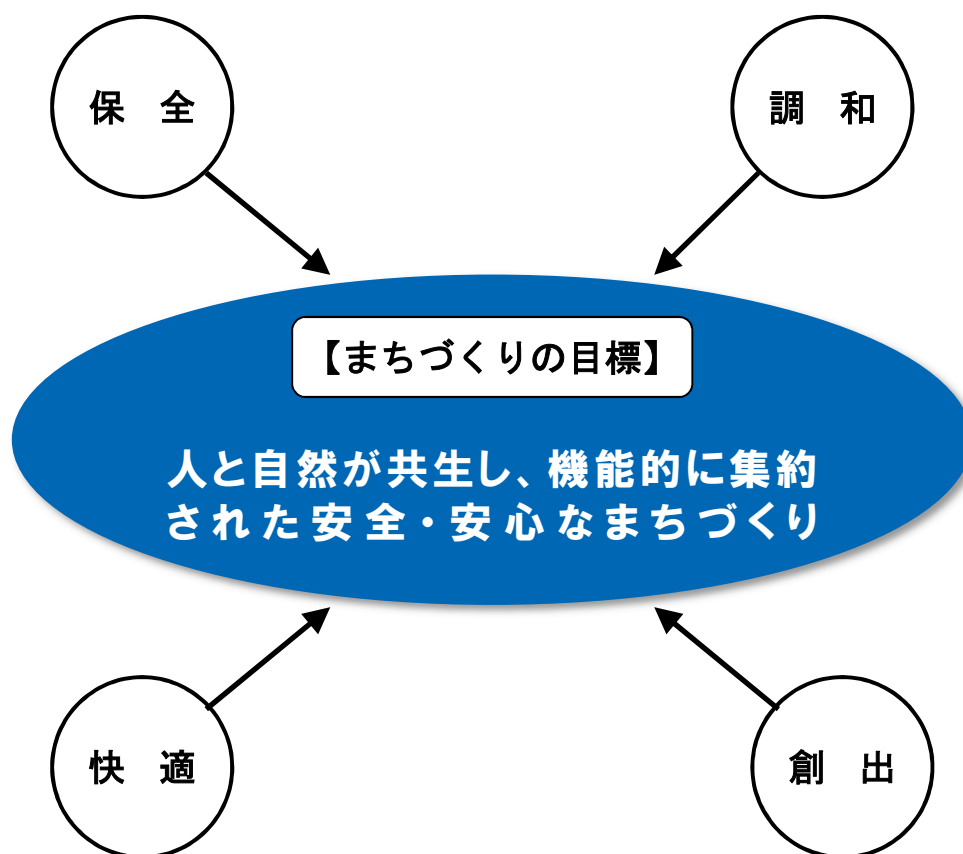
都市計画提案制度の活用

公民連携の取り組み

1-1 まちづくりの目標

まちづくりの基本方向の内容から、「調和」、「快適」、「創出(整備)」、「保全」をキーワードとして、本市におけるまちづくりの目標を『人と自然が共生し、機能的に集約された安全・安心なまちづくり』と設定します。

図 6-1 まちづくりの目標



1-2 まちづくりの基本姿勢の柱

(1) うるおいのあるまちづくり

憩いとうるおい、交流の場の保全と活用

本市の都市計画区域は、北海道縦貫自動車道を境にして東側に広がる森林地帯と西側に広がる田園地域に大別され、市街地及び集落地は国道12号沿線を主として形成されている状況となっています。

森林地帯は、水源かん養や土砂流出防止等の公益的機能、田園地域は、ほ場と防風林とが一体となった田園風景と本市の基幹産業である農業を支える基盤としての機能を有しています。

これらのことから森林や田園などの自然環境については、今後も積極的に保全していくとともに、特に田園地域においては、農業の基盤整備事業により、これまで以上に防風林と一体的な本市特有の景観が形成されつつある現状を踏まえた多くの市民に憩いとうるおいを享受するまちづくりを進めていきます。

図6-2 うるおいのあるまちづくりのイメージ



(2) 集約型のまちづくり

コンパクトなまちづくりによる市街地の形成

本市の市街地は、JR 美唄駅を中心に国道 12 号、道道美唄月形線及び旭通の沿道を含む地区を基本に商業業務地を配置し、市街地中心部から周辺地区へと緩やかに一般住宅地を配置し、専用住宅地は、市街地の東西外縁部に配置する土地利用規制を導入しています。

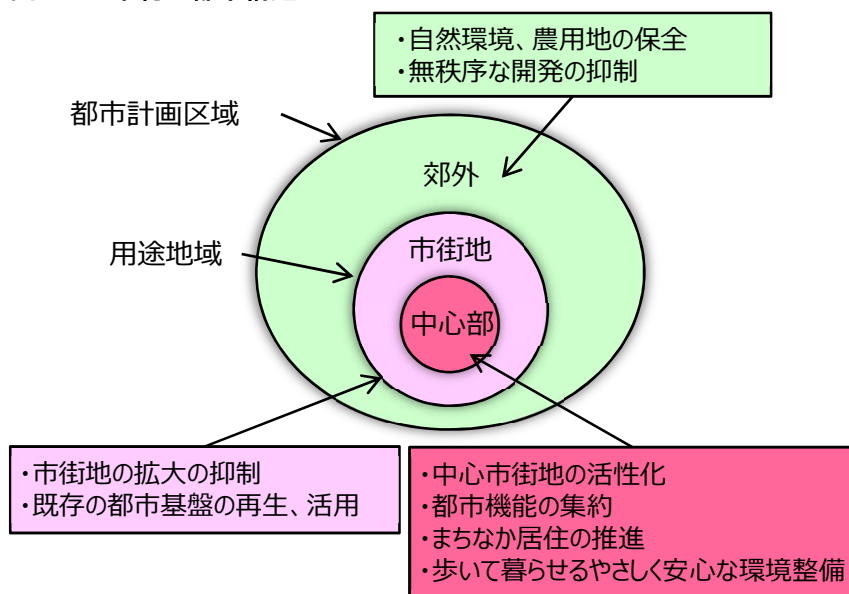
今後進行する人口減少や少子高齢化社会に対応していくために、中心市街地での商業環境の向上によるにぎわい創出を図るとともにまちなかで暮らせる環境づくりを進めていきます。更には、人口規模に見合った快適な持続可能とする集約化された市街地形成を計画的に進めていきます。

なお、集約化に向けた土地利用の基本的な考え方を以下のとおりとします。

- ① まちなか居住を図る先駆け的な取組みとして、市内各地に点在する老朽化した公営住宅については、市街地中心部への集約化を進めていきます。
- ② 市役所及び市立美唄病院を基本とする区域については、これらの他にも必要とされる各種の公共施設を集約し、一体化することでコンパクトシティ化を推進し、利便性の向上した中心拠点区域の形成に努めていきます。このために必要な用途地域変更の検討を進めていきます。
まちなかへ集約する公営住宅についても高齢化社会への適合性を考慮し、市立美唄病院との連携が図りやすい位置関係に集約していきます。
- ③ JR美唄駅から西側の区域については、日常生活に必要な商業施設の立地誘導を進めていきます。このことにより、東西の住居系商業施設の配置上の均衡性を確保していきます。
- ④ 用途地域の縁辺部については、1 点目に、現況が農地であり、将来宅地化となる見込みがなく農業の維持と発展を図ることが可能な区域に関しては、用途地域の縮小を進めます。
又、2 点目に、現況が農地以外の未利用地や農地でありながらも農業の維持と発展を図ることが困難である区域に関しては、用途地域を縮小するとともに、建築形態制限の指定や特定用途制限地域の適正な運用を図り、土地利用をコントロールしていきます。

- 5 用途地域の指定のない区域については、アルテピアッツァ周辺地区、田園地区、既存集落地区のそれぞれの地域・地区にふさわしい特定用途制限地域の運用を今後も継続していくとともに各地域・地区に適合した建築形態制限の指定の検討を進め適正な土地利用をコントロールしていきます。

図 6-3 集約型都市構造のイメージ



(3) 交通体系の充実化

日常生活を支える交通網の整備

本市は、空知地域の中央部に位置する中小都市であり、このため広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに都市内交通にも対応した交通体系の形成を図ります。

また、市街地内においては、安全性や環境との調和を考慮し公共交通網形成計画と連携の図られた効率的で、快適な道路網の形成を図ります。

次に、市民の日常生活を支える生活道路においては、歩行者や自転車利用者のための利便性の高い道路空間の確保や除排雪体制の充実化を図る道路環境の整備を進めます。

将来の人口減少を見据えた集約型の都市構造を実現し、環境問題にも配慮する低炭素社会に向けた、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。

このような考えに基づいた基本姿勢を以下のとおり示します。

国道 12 号や道道を基本とする広域幹線道路網と国道 12 号の東西に位置する地区幹線道路の整備とこれら道路網体系の形成に努めます。

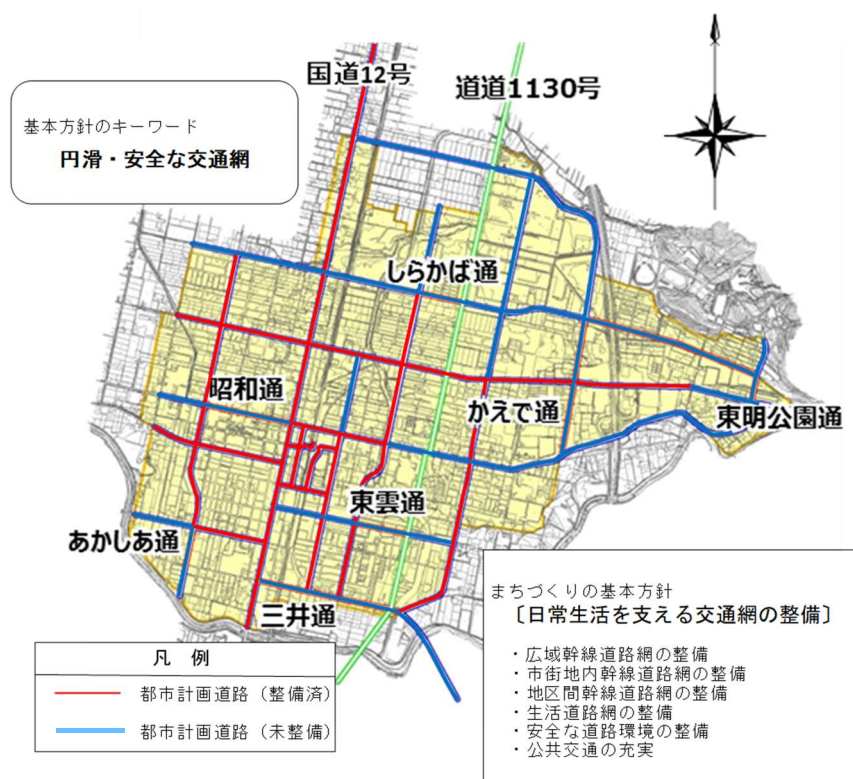
市街地内の長期未着手都市計画道路については、将来の集約型の都市構造を見据えた都市計画道路の全体見直しを進める必要があることから、都市計画道路見直しのガイドラインの策定を進めていきます。

都市計画道路の見直しのガイドラインにおいては、公共交通網形成計画に基づいた利用頻度の高い未着手路線から優先的に整備を進めることへの検討

や本市の市街地が国道12号やJR函館本線によりほぼ半分に分断されている現状を踏まえた市街地の一体性及び連続性の確保のための道路網の形成に努めることを基本とします。

日常生活を支える生活道路については、高齢者にも対応した歩道のバリアフリー化を進め歩いて暮らせるまちづくりを進めていきます。

図 6-4 円滑な交通網のイメージ



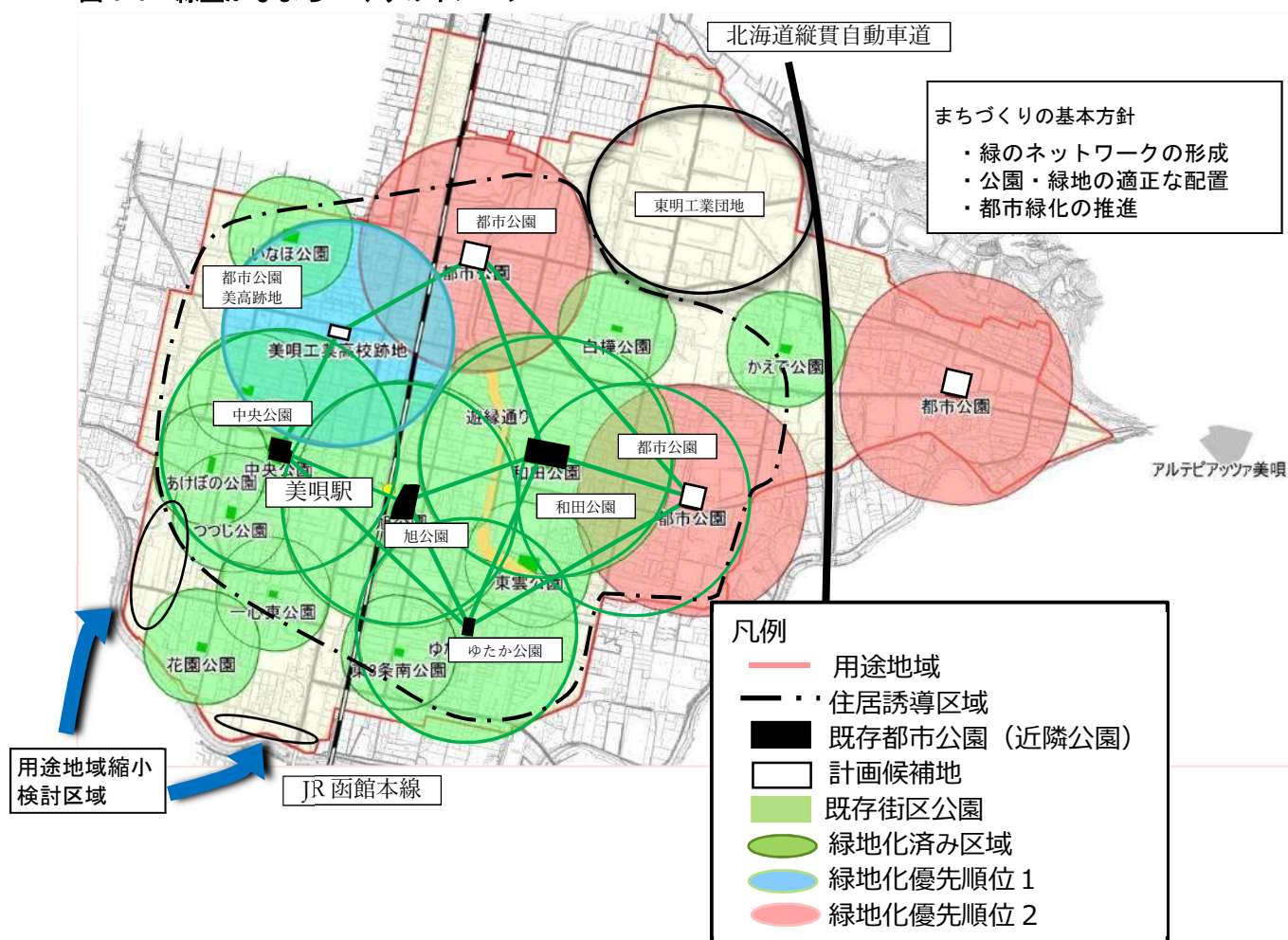
(4) 緑豊かなまちづくり

緑のネットワークの創出

本市における緑地の形態は、市街地の東側に連なる森林地帯と西側に広がる防風林と一体となった田園地域及び美唄川の河川空間を骨格とする緑地形態を成しています。この緑地の形態に即応して、市街地における公園などの緑は、公園種別の機能を考慮した上で、適正な配置と整備を計画的に進め緑のネットワークの形成を図ると共に、これまで整備した公園機能の保全、向上を図り、特に都市公園においては、長寿命化対策を行い適正な維持管理を進めていきます。

特に、市街地においては、公園・緑地以外に目立った樹林地などの緑地は見当たらない状況であり、今後魅力あるまちづくりを進めていく上で、適正な緑地の配置と整備に向けた検討を進めていきます。都市の緑化は、行政のみで達成されるものではなく、市民の協力や参加が不可欠であり、市民、事業者、行政が一体となった取り組みが求められます。そのため、公園緑地、公共公益施設、道路、一般家庭や事業所敷地などにおける緑化により、緑に囲まれた美しいまちづくりを目指し、市民参加による緑化活動の誘導や緑化意識の向上を図ります。

図 6-5 緑豊かなまちづくりのイメージ



（５）魅力あるまちづくり

①都市景観の向上

都市景観は、道路や建物など人工的な構造物と山や河川など自然的な要素から構成されています。更には、地域の歴史や文化、市民の暮らしなどが反映された都市の印象や雰囲気など、都市環境を表現するものといえます。道路や建物など、ひとつひとつのデザインが優れていて、これらが街並みとして調和してこそ良好な都市景観が形成されます。

そのため本市における都市景観の向上には、東側に広がる森林地帯と西側に広がる防風林との一体的な田園地域など、緑豊かな自然を生かしたゆとりある空間づくりを進め市街地においては、未利用地を活用して、建物の形状や外壁の色合いの統一を図る等、統一性の図られた魅力ある団地造成を形成するなど、地区計画制度の導入を検討していきます。

又、空き家の多く存在する市街地において、市民の景観の面から空き家等対策計画に基づいた計画的な解消を進めていきます。更には、平成25年に北海道からの権限移譲による屋外広告物条例を適正に運用することで、良好な景観形成に努めていきます。

アルテピアッツァ美唄の周辺地区については、かつての炭鉱が栄えていた頃の面影を今なお残して、それを感じ取ることのできる街並みを形成しています。こうした周辺環境と芸術文化を通じた交流の拠点であるアルテピアッツァ美唄との一体となった景観を今後も維持していくため、特定用途制限地域の適正な運用を進めていきます。更には、今後の建築動向を見据えながら、景観地区や景観条例の制定等を検討していきます。

②生活環境の向上

住み良いまちづくりの実現に向け、衛生的で快適な生活環境を確保するための下水道施設や循環型社会に向けたごみ処理施設体系の充実を今後も継続して取り組んでいきます。

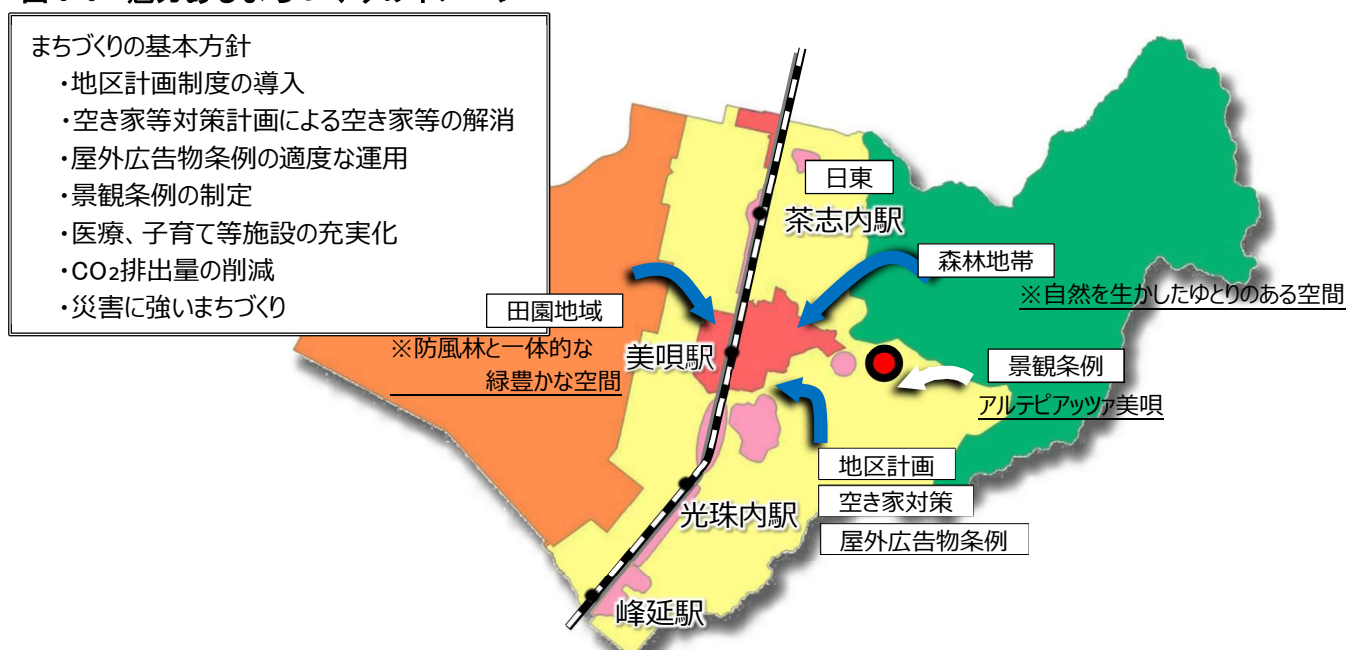
更には、特にアンケート調査の結果を重視し、医療施設、子育て施設の充実、災害、防犯上の安全性を踏まえたまちづくりを進めていきます。この中で、医療施設については、保健、福祉、介護との一体的な整備を進めるとともに、老朽化が進む公営住宅の移転、集約との連携が図られた取組みを進めていきます。次に、防犯上及び危険性の観点から空き家等対策計画に基づいた計画的な空き家等の解消に取り組んでいきます。更には、美唄市地域防災計画に基づいた災害に強いまちづくりを目指していくとともに、大規模な地震や大雨等の発生による建物及び宅地等に倒壊等の危険が生じた際の二次的災害を防止する観点から、応急危険度判定士認定制度の普及、啓発に努めていきます。

住み良いまちづくりに向けた新たな視点として、地球温暖化対策に向けた取組みが近年特に、重要視されています。人類の生存基盤に関わる環境問題の原因については、社会活動から排出される温室効果ガスであり、その大部分は、CO₂で占められています。特に、北海道においては、CO₂総排出量のうち都市活動に起因するその割合が、60.7%と全国平均の53.1%に比べ高い値となっています。これは、北海道が積雪寒冷地であることによる冬季の暖房や広域分散型の都市構造による乗用車の多用といった地域特性が主な要因と考えられています。

このことを踏まえ、本市においても都市計画の視点からCO₂排出量の削減に向けた考え方を示していきます。

(※H29 美唄市コンパクトシティ構想 H30 低炭素都市づくりガイドライン 北海道版)

図 6-6 魅力あるまちづくりのイメージ



（6）市民が主役のまちづくり

市民と行政とのパートナーシップの構築

これからのまちづくりには、「美唄市まちづくり基本条例」に基づいた「市民主体のまちづくり」が必要不可欠であり、この点について、積極的に取り組んでいきます。

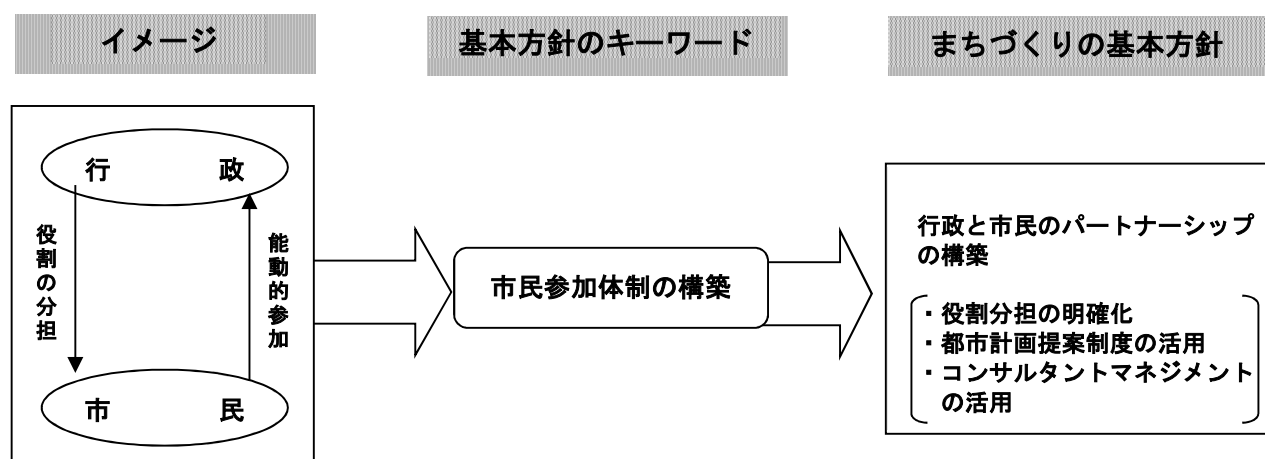
計画策定においては、まちづくり委員会からの意見及びアンケート調査の意見は元より、平成 29 年度策定の「美唄市コンパクトシティ構想」、平成 30 年度策定の「美唄市立地適正化計画」からの市民委員会及びアンケート調査の意見を反映した計画内容としています。

本計画の実現に向けては、市民や企業、各種市民団体、町内会などと行政が協働で進めていくことが重要となります。

その一例として、先に述べた未利用地の解消策として、地区計画を想定する東 5 条南 2 丁目付近の開発については、民間の開発事業者への協力を求めるとした官民一体の取組みを推進していきます。市民、事業者、行政のそれぞれの役割分担の明確化とまちづくりを担う人材育成を図りながら、まちづくりへの市民参加を促していきます。

まちづくりに関する都市計画提案制度については、今後も活用していきます。これは、近年のまちづくりへの関心が高まる中で、まちづくり協議会などの地域の方々が主体となったまちづくりに対する取組みを都市計画行政に反映させることを目的に進めるものであります。

図 6-7 市民参加のイメージ



2 まちづくりの基本方針

まちづくりの基本方針は、まちづくりの目標を実現するため、本計画の核となる「まちづくりの基本姿勢」の柱別に「まちづくりの基本方針テーマ」を定め、基本方針を設定します。

2-1 うるおいのあるまちづくり

基本方針のテーマ

憩いとうるおい、交流の場の保全と活用

(1) 森林地帯の保全と活用

市街地東側の森林は、森林法における地域森林計画対象民有林が広く分布していることを踏まえ、水資源かん養や土砂流出防止など公益的機能と市街地の背景となる緑豊かな森林景観の保全を図ります。

市街地東側の東明公園周辺からアルテピアッツァ美唄や我路ファミリー公園周辺などの森林地帯については、森林の公益的機能を保全しつつ、道道美唄富良野線の美唄、富良野間の全区間開通により、多くのにぎわい創出の可能性を考慮した憩いとうるおいの場として更には、交流の場としての活用を図ります。

(2) 田園地帯の保全と活用

市街地を取り囲む広大な農地については、国営及び道営等の基盤整備事業による「ほ場」の大区画化と整形化が進められるため、これを活かした、これまで以上の防風林と一体的な地域特有の田園風景の形成に努めていきます。

2-2 集約型のまちづくり

基本方針のテーマ

コンパクトなまちづくりによる市街地の形成

(1) 用途地域の設定方針

①住宅地

(i) 基本的な考え方

専用住宅地については、市街地の東西外縁部の配置を基本に既に低層住宅地が集積している現状を踏まえるとともに、更に、専用住宅地としてその集積を図ることが望ましい地区に関して、今後も良好な住環境の保全を図るため、現在の用途地域における土地利用区分を基本に、第1種低層住居専用地域の指定、変更、運用を図っていきます。

一般住宅地については、JR 美唄駅、国道 12 号を基本とする商業業務地の外周部に配置する土地利用を進めていきます。本市の市街地は、国道 12 号及び JR 函館本線により、ほぼ半分に分断されているため、今後は、東西の主要幹線道路沿道に日常生活に必要な商業業務施設の立地誘導を促していき、地域の利便性の確保やまちの活性化を図りながら良好な住居環境を保全していきます。

現在、市役所、市立美唄病院が立地している区域については、市民の日常生活における利便性向上のため、当該敷地への主要な公共施設の移転、集約等を目的とした住居系用途地域の緩和を検討していきます。

専用住宅地等において、その良好な住環境、街並み景観の創出など、必要に応じ地区計画等の活用を図ります。

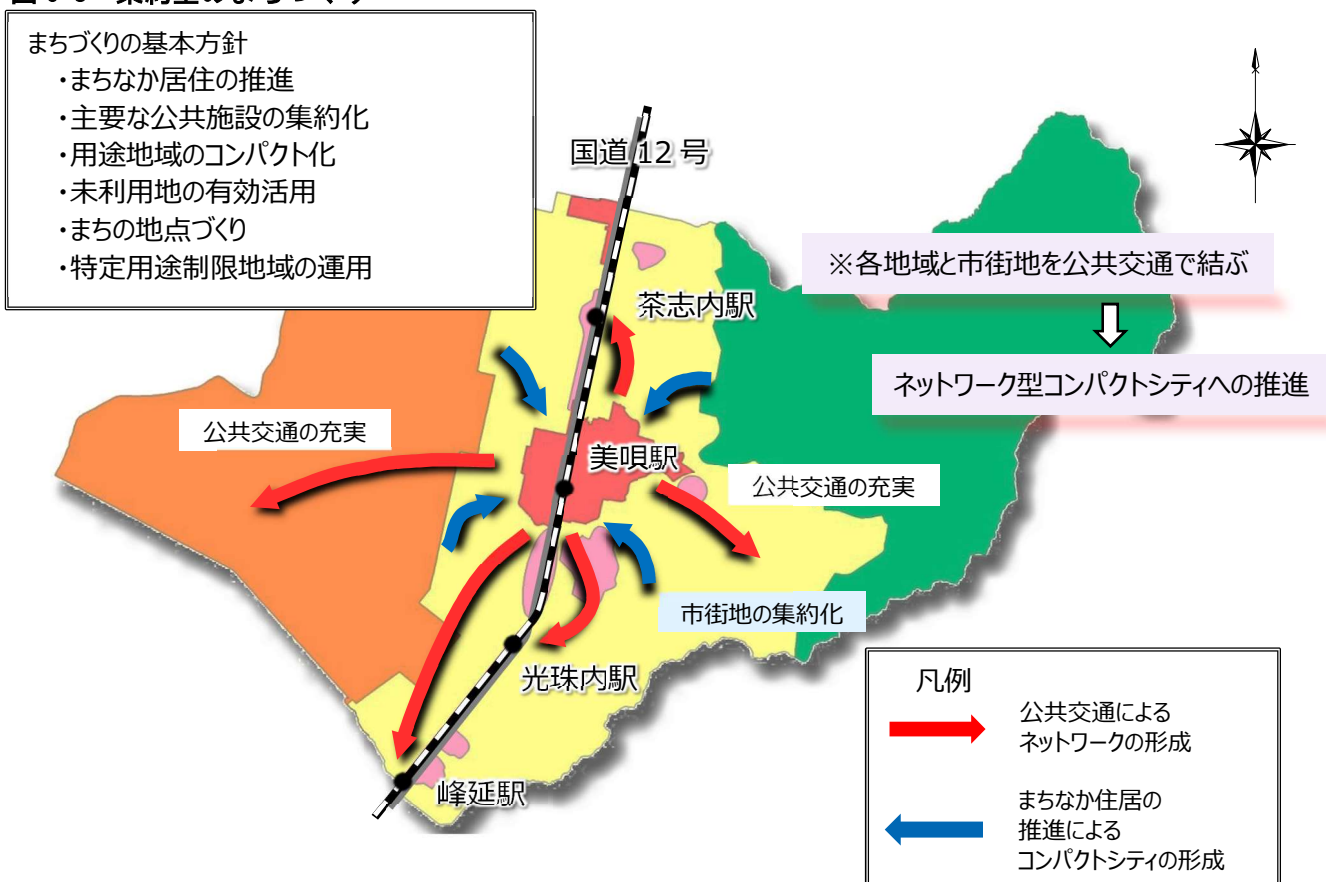
(ii) 必要とする用途地域

- ・専用住宅地…第1種低層住居専用地域、田園住居地域
- ・一般住宅地…第1種及び第2種中高層住居専用地域
- ・一般住宅地（商業等混在型）…第1種及び第2種住居地域

(iii) 主な取組み

- ・人口減少等による社会情勢の変化に対応した「用途地域の縮小」
- ・未利用地を活用した「地区計画の策定」

図 6-8 集約型のまちづくり



② 商業地

(i) 基本的な考え方

国道12号、JR美唄駅、道道等主要幹線道路沿道地区を基本に商業、娯楽、業務施設が集積している地区を本市の中心商業業務地として位置付け、中心市街地の活性化や市民の利便性の向上に努めます。

(ii) 必要とする用途地域

- ・商業地域、近隣商業地域

(iii) 主な取組み

- ・商業系土地利用の充実化

③工業地

(i) 基本的な考え方

東明工業団地及び空知団地といった計画的に開発された工業団地等については、工業地の利便性を確保するため、専用工業地の配置を今後も維持していきます。

高速道路インターチェンジの近傍地や主要幹線道路の沿道における工業地については、交通利便性の高さを活かすため、流通関連施設等の立地誘導を進めていきます。

空知団地の国道12号沿道地域は、工業地域の関連施設の立地誘導を促す地域として、今後も同様の土地利用を図っていきます。

工業地において、住宅と工業施設の混在による住環境の保全や工業地としての利便性の確保を目的に今後も特別工業地区の適正な運用を図ります。

軽工業の利便性の向上を目的に、ホテル、旅館などについては規制するものの、工業団地に従事する従業員の居住の受け皿としての住宅、寄宿舍等の立地を可能とする第1種特別工業地区の運用を行うことで、工業団地の利便性の向上を図っていきます。

又、工業の利便性の向上を目的として、工業地域に指定する第2種特別工業地域では、住宅、共同住宅、寄宿舍を基本に規制し工業団地としての効率化を図っていきます。

(ii) 必要とする用途地域

- ・ 準工業地域 工業地域

(iii) 必要とする特別用途地区

- ・ 第1種特別工業地区 第2種特別工業地区

(2) 土地利用規制の適正化

① 田園住居地域の指定

旧美唄工業高校跡地へ移転集約される公営住宅いなほ団地の移転後の土地利用については、2018年の都市計画法の改正により、新たに追加された田園住居地域の指定を検討します。

当該地域については現在、第1種低層住居専用地域に指定されていることを踏まえ、用途地域変更による建築規制の影響を最小限にとどめることで、現在の住環境を保全しながら、田畑と市街地の共存を図る地域として位置づけ、有効で効率的な土地利用を進めていきます。

② 特定用途制限地域等の活用

国道12号沿道の市街地周辺地区や既存集落地については、周辺環境や既存の住環境に影響を及ぼす土地利用の進行を防ぐため、特定用途制限地域の適

正な運用とそれぞれの地域特性に応じた建築形態制限の見直しを進め住環境の保全を図ります。

用途地域の指定のない区域内の既存集落地を除いた区域については、田園地域等の保全を目的に特定用途制限地域の適正な運用を図るとともに建築形態制限の見直しを進めていきます。

③特別用途地区の活用

幹線道路の沿道において特に、道道美唄富良野線沿道の国道12号から高速道路のインターチェンジまでの区域で、今後の建築動向を見定めながら、必要に応じた特別用途地区の活用を図ることで、混在型住居系地域として、居住と中小規模商業業務施設とが適正に融合した地域づくりを進めていきます。

(3) 用途地域の縮小

市街地縁辺部の未利用地については、各地域の実情に応じた土地利用を進めていきます。

西北地区、東南地区及び北部の未利用地については、長期間農地であり、都市的な土地利用を図れない区域に関して、用途地域を縮小し農振法に基づく農用地を視野にいたした土地利用の適正化を進めていきます。

西南地区の未利用地については、将来宅地になることが見込めず更には、農業的な土地利用を図ることが困難な地区に関して、用途地域を縮小し、建築形態制限及び特定用途制限地域の指定を行い、適正な土地利用をコントロールしていきます。

(4) 未利用地の解消

①基本的な考え方

空知団地に関連する東光団地周辺地区については、土地利用の有効活用により地域の活性化を図るため、6次産業化への取組みの他、様々な視点での検討を慎重に進め、未利用地の有効活用を図ります。

用途地域内に残る未利用地の一つに旧美唄工業高校跡地がありこれについては、市街地のほぼ中心部に位置していることを踏まえ、既存の体育施設と共存した公営住宅やこの他にも様々な利活用を考慮し用途地域の変更等も視野に入れたにぎわいの創出を図っていきます。

市街地開発においては、必要に応じ、地区の特性を踏まえた用途地域の見直しや、更には、地区計画などの活用により計画的、効率的でかつ個性的な市街地形成を図ります。

②用途地域の変更を想定する地区

- ・東3条南4丁目付近の区域

③地区計画を想定する区域

- ・東5条南2丁目付近の区域

（５）まちの拠点づくりの推進

①まちの中心となる拠点づくり

まちの中心となる拠点づくりを進めていくためには、市役所や市立美唄病院を核とするとともに、これらと関連する各種の公共施設が一体的に集約されていることが重要であり、そのために必要な用途地域の見直しを検討していきます。

活力の低下やにぎわいのそう失が見られる JR 美唄駅周辺を含む中心市街地の活性化に向け、商業環境の向上やにぎわいづくりを市民、商業者、各種団体などと行政が一体となって進めます。

中心市街地のにぎわいの創出のため、個性ある商店街づくり、サービス向上への取組みなど市民が楽しく買い物ができる環境づくりを進めます。

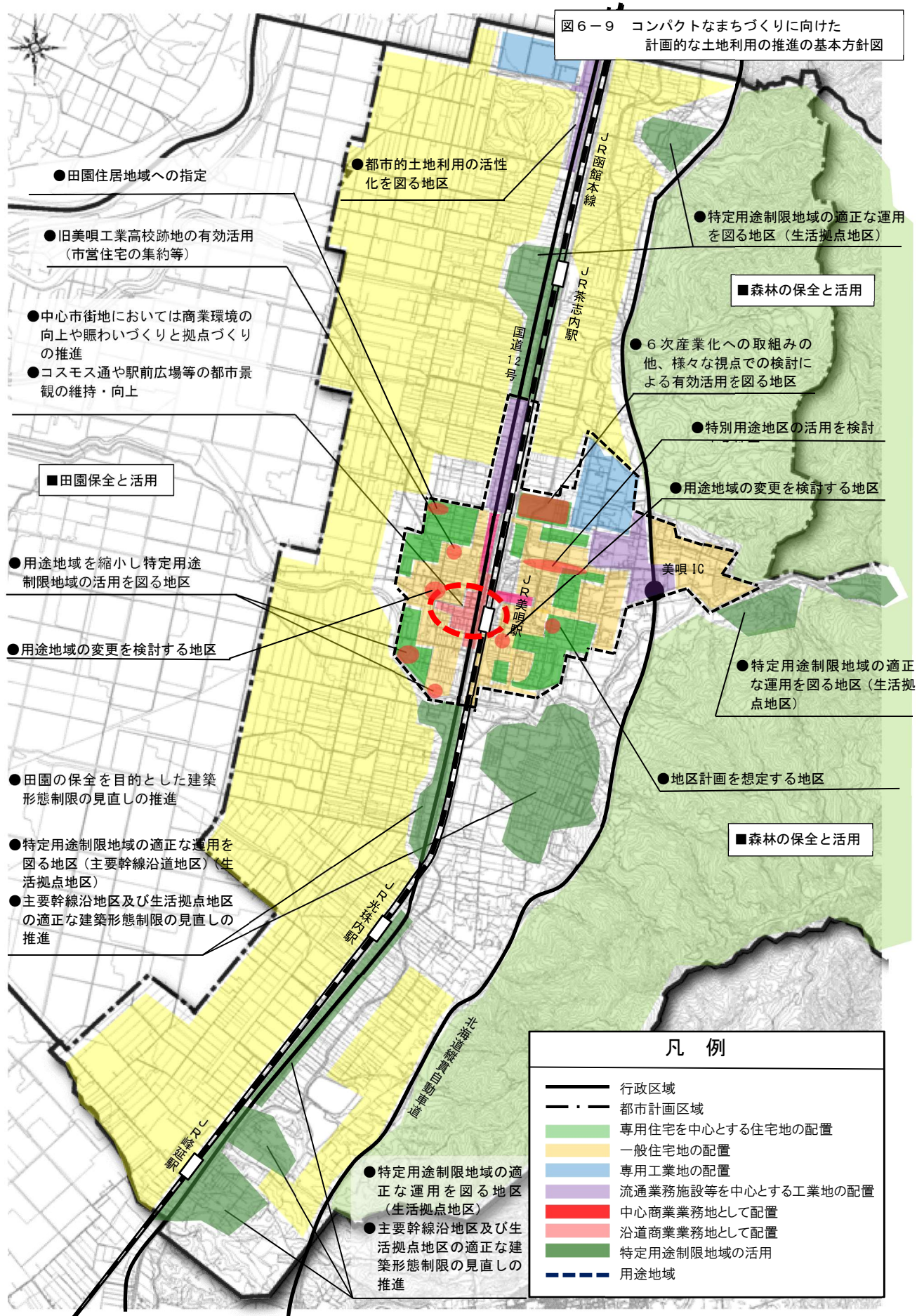
東西自由通路のコスモス通、駅前広場などの維持・向上を図ります。

市内各地に点在する南美唄団地、いなほ団地、進徳東団地の３団地を旧美唄工業高校跡地への移転集約を検討し、まちなかへの移転、集約を図るなど、にぎわいづくりの検討を行います。

②工業の拠点づくり

空知団地においては、良好な操業環境を確保することで、多様な分野の企業立地の促進を進めていきます。

図 6-9 コンパクトなまちづくりに向けた
計画的な土地利用の推進の基本方針図



2-3 交通体系の充実化

基本方針のテーマ

日常生活を支える交通網の整備

(1) 広域幹線道路網の整備

北海道縦貫自動車道と国道12号や主要道道を骨格とし、国道12号の全線4車線化や主要道道美唄富良野線の早期完成に向けて、関係機関や近隣市町村との連携を図り、広域幹線道路網の整備と機能強化を図ります。

広域幹線道路網の充実を図るため、交通需要を踏まえ、既存道道の整備、機能向上を関係機関に要請するなど連携、調整しながら進めます。

(2) 市街地内幹線道路網と地区幹線道路の整備

市街地内の土地利用動向を踏まえ、広域幹線道路と円滑で安全な交通アクセスが確保されるよう、地区間幹線道路の整備や都市計画道路などの幹線道路の適切な計画と整備による幹線道路網の構築を図ります。

長期間未整備となっている都市計画道路について、周辺の土地利用や市街地全体の道路網を踏まえた上で、特に、立地適正化計画に基づいた居住誘導区域内の公共交通網形成計画による市街地バス路線の優先的な整備を図るなどとする都市計画道路見直しのガイドラインの策定を進め、更には道道昇格により現在整備を進めている都市計画道路の旭通については、関係機関との連携を図りながら、早期の完成を目指していきます。

更には、本市の過去における都市計画道路の決定年月日や用途地域の変更といった土地利用に関する歴史的な背景と今日の現状を考慮し、都市計画道路の内、特に市街地の中心的な骨格となる重要路線を東西方向における東明通と新川通、旭通と昭和通とし、これらと連動する南北方向の道路網の構築が重要と考えられます。現在、大通（国道12号）、菜の花通、翠明通、あかしあ通については、整備済であるため、今後は、都市計画道路の東3条通りの旭通から東明通までの区間の整備が重要であると考えられます。よって、東3条通、昭和通及び旭通の整備検討を進めていきます。

JR 美唄駅の東西駅前広場については、自動車やバス交通、鉄道交通との交通結節点機能の維持、向上を図ります。

(3) 生活道路網の整備

市街地内の幹線道路網と連動した道路については計画的な施設の改修を行うなど身近な生活を支える生活道路網の整備を図ります。

(4) 安全な道路環境の整備

集約型都市構造の構築のため特に、医療施設や行政施設など各種の都市機能を徒歩や自転車で回遊できるような道路空間を確保し安全かつ快適に通行できるような幅員の歩道整備を図ります。

高齢化社会の進行や福祉のまちづくりの観点から、歩道と車道の段差解消や傾斜の緩和スロープの設置など高齢者や障がい者のみならず誰にでもやさしい道路環境の整備を図るため、道路におけるバリアフリー化を推進します。

冬期間における交通安全と市民生活・経済活動を確保するため、市民・事業者・行政が一体となった除排雪体制の充実を図ります。

(5) 公共交通の充実

市民の暮らしを支える身近な公共交通として、市街地と市内各地の生活拠点地区を連絡する JR 函館本線と北海道中央バスによる広域的な公共交通軸と JR 美唄駅を交通結節点とする市街地を循環運行する路線バスやスクールバスの混乗及び乗合タクシー輸送による補助的な公共交通軸などの公共交通システムを充実化していきます。実証運行による検証、検討を行うなど、高齢化、過疎化に対応した公共交通の効率化を高めていきます。

図 6-10 円滑な交通網のイメージ

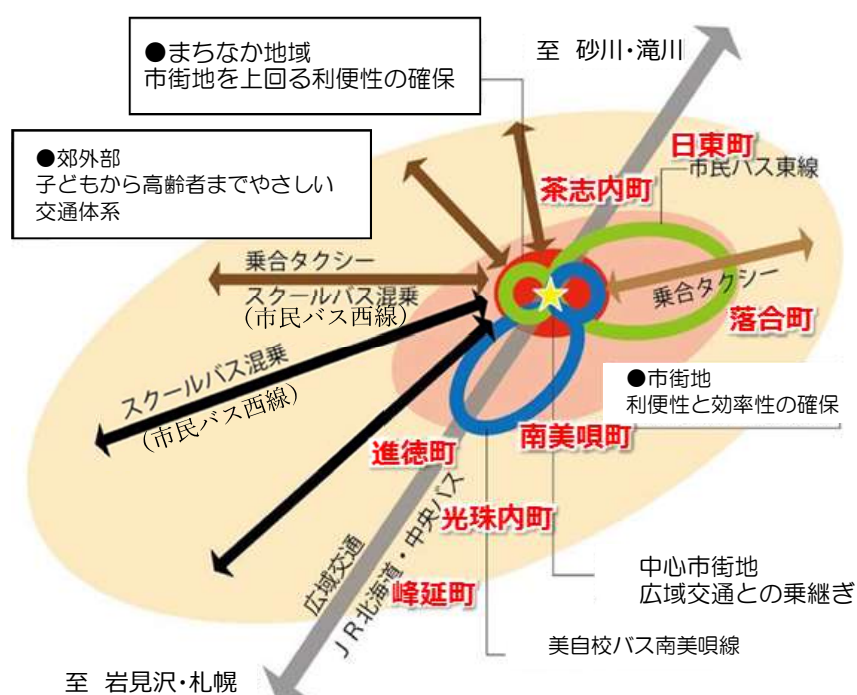


図6-11 円滑で安全な交通網に向けた
交通体系の整備基本方針図（市街地）

まちづくりの基本方針

- ・都市計画道路の見直しガイドラインの策定
- ・市街地の一体性確保の道路網の形成
- ・歩道のバリアフリー化の推進
- ・JR 美唄駅の東西駅広場の機能向上

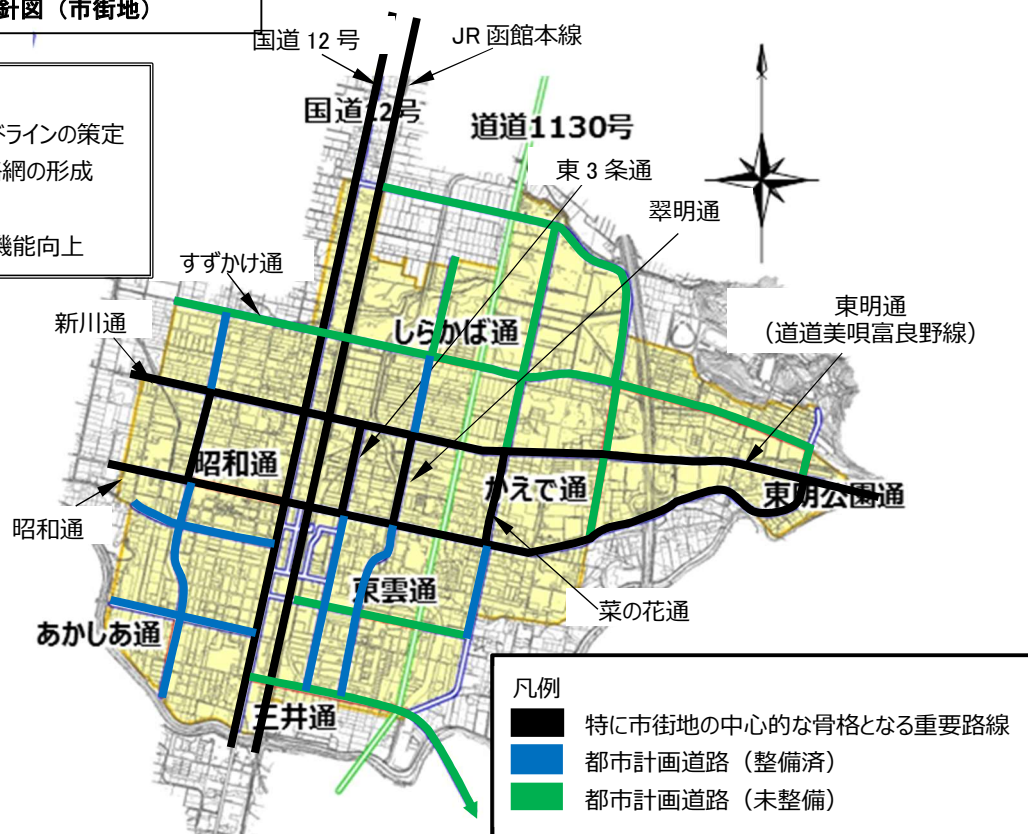
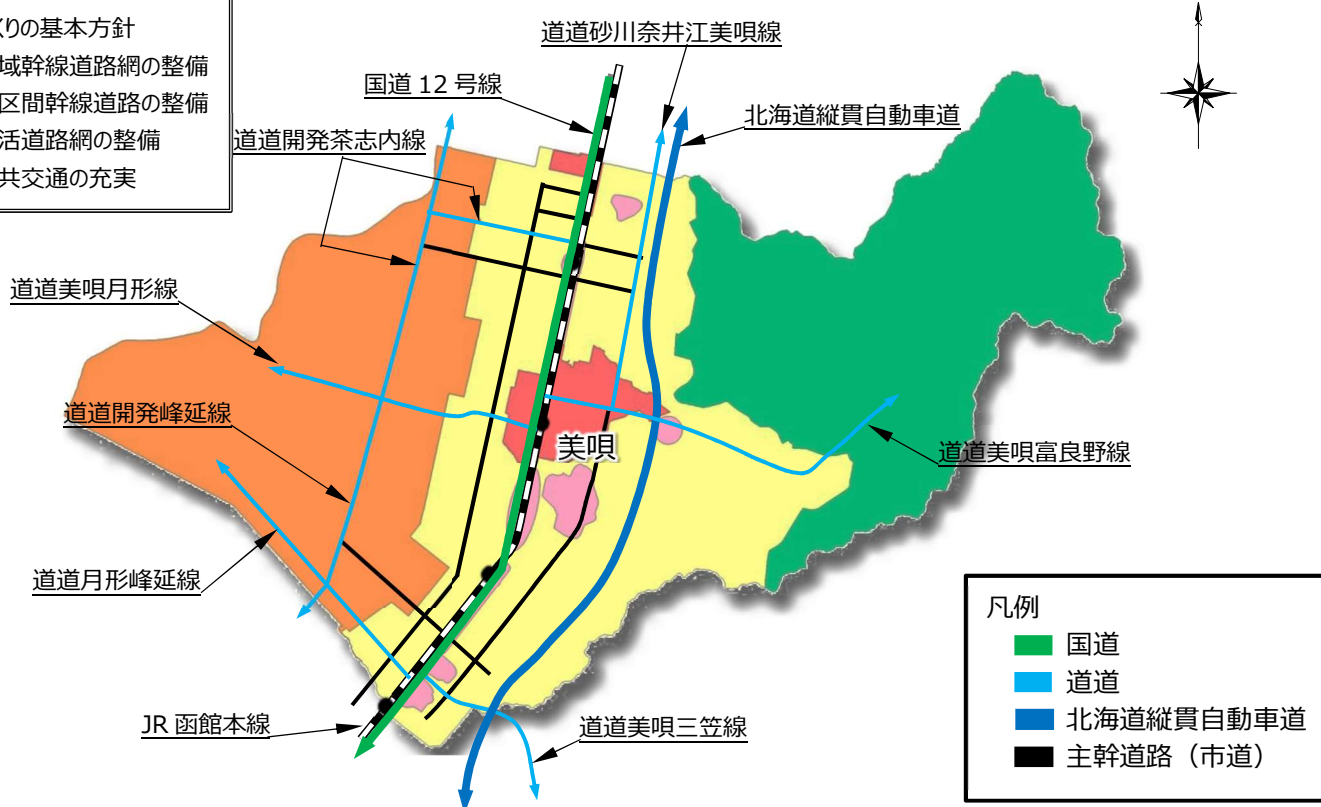
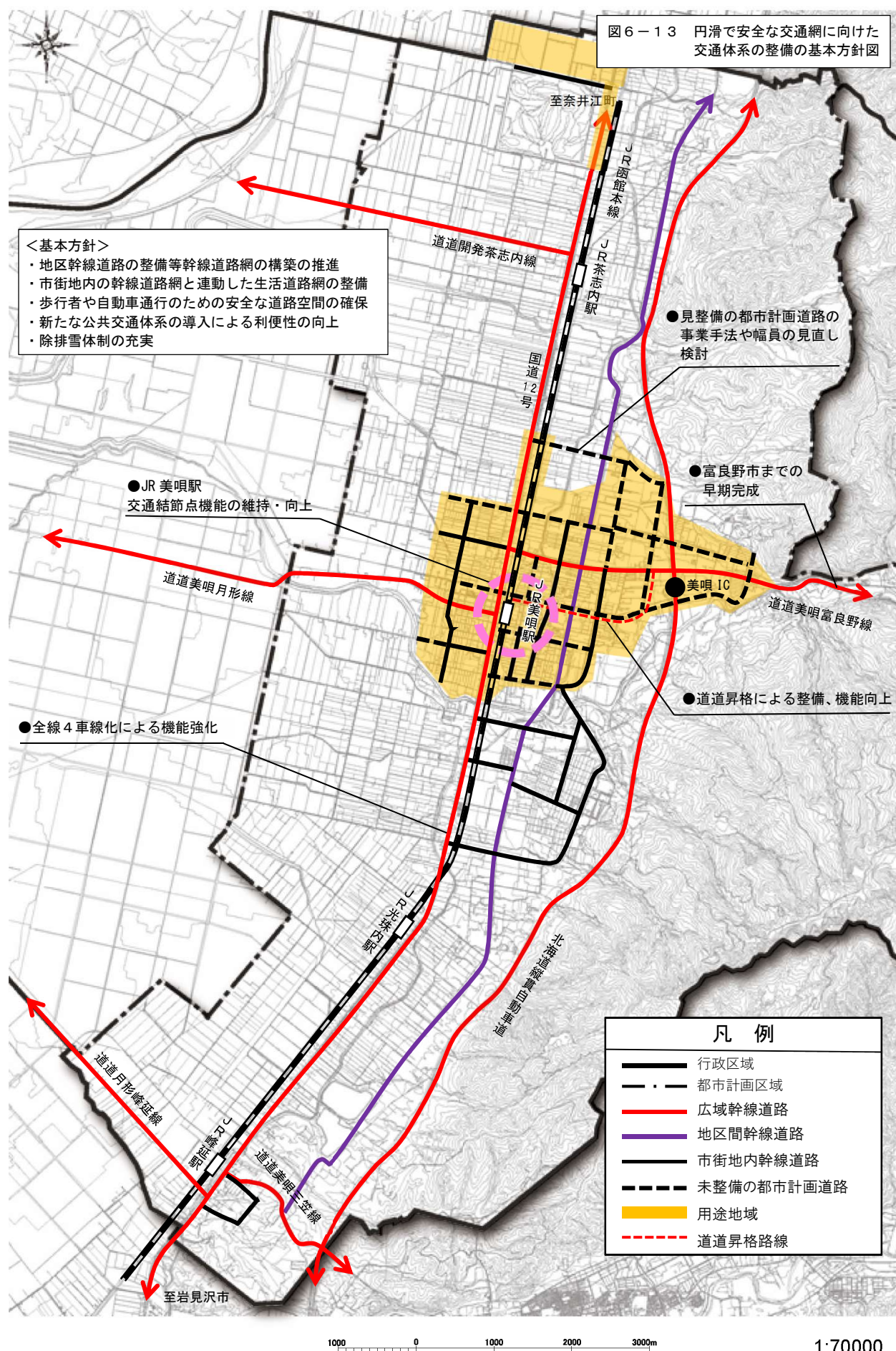


図6-12 円滑で安全な交通網に向けた
交通体系の整備の基本方針図（郊外）

まちづくりの基本方針

- ・広域幹線道路網の整備
- ・地区間幹線道路の整備
- ・生活道路網の整備
- ・公共交通の充実





2-4 緑豊かなまちづくり

基本方針のテーマ

緑のネットワークの創出

(1) 緑のネットワークの構築

①自然環境の保全

市民にとって身近な市街地周辺に広がる森林や基盤整備により整備された良好な農地および防風林の保全を図ります。

②幹線道路の緑化

国道12号や道道美唄富良野線などの幹線道路については、関係機関と連携し、緑の保全と充実を図ります。都市計画道路の整備に合わせた街路樹の整備を図るとともに、これまでに整備した都市計画道路の街路樹の保全と整備を図ります。

③親水空間

北海幹線用水路敷地を活用し整備された緑地については、散策やうるおいの場として保全、向上を図りながら、緑化活動を推進します。

(2) 公園・緑地の適正配置

市街地の土地利用や人口規模などを考慮し、近隣公園や街区公園などを適正に配置していきます。高齢化社会にも対応した「歩いて暮らせるまちづくり」を推進するために必要な小休止のできるポケットパークを配置し「ゆとりと潤い」のある道路空間の形成に努めていきます。

これまでに整備された公園施設については、長寿命化を図りながら、再整備を行うとともに、公園、緑地機能を維持するため、市民、事業者、町内会等と行政が協力し合って、適切な維持管理を図ります。

①拠点づくり

東明公園については、スポーツレクリエーションを通しての憩いや交流の拠点となるよう都市基幹公園として機能向上や整備を図ります。

アルテピアッツァ美唄については、芸術文化を通じた交流の拠点となるよう、彫刻と自然との調和に配慮した整備を図ります。

②歴史を生かした公園づくり

炭鉱メモリアル森林公園については、その歴史や炭鉱遺産などの特性を活用した公園とし、道道美唄富良野線の全区間開通の影響を踏まえ、更なる公園利用者が増えるような機能向上や適正な保全を図っていきます。

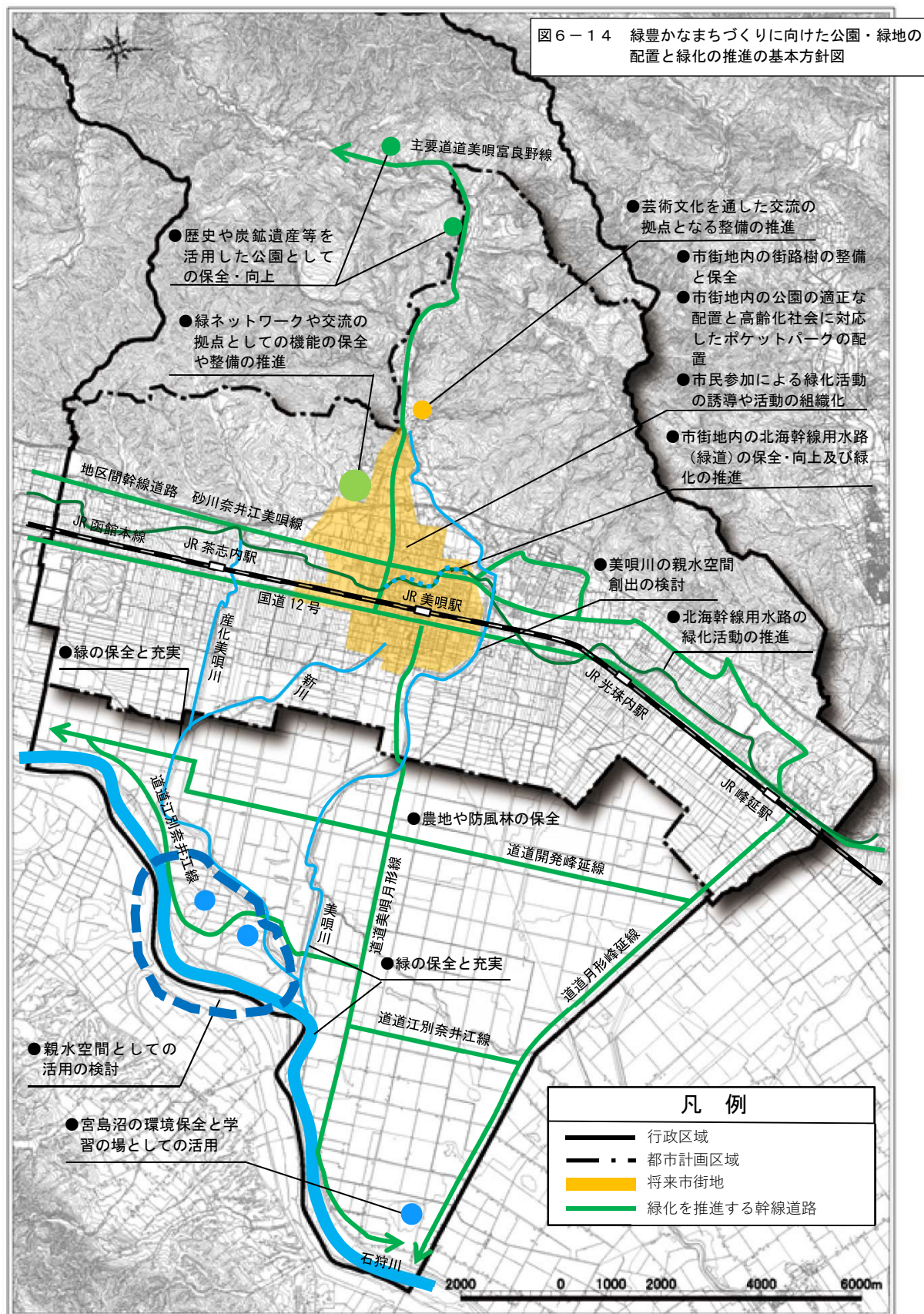
(3) 都市緑化の推進

一般家庭におけるガーデニングの促進など市民参加の緑化活動の誘導や緑化意識の高揚を図ります。

工場や事業所の敷地内において、事業者の協力のもと緑化を推進していきます。

公共公益施設において、その施設の設置場所などを考慮し、植栽などによる緑化を推進していきます。

市民の緑化活動を推進するため、緑化に係わる市民活動への支援や活動の組織化を図ります。



2-5 魅力あるまちづくり

基本方針のテーマ

都 市 景 観 の 向 上

(1) 街並み景観の向上

四季の彩りなどを感じることができるよう、自然環境、公園緑地、道路などの都市緑化活動と連携し、都市景観の向上を図ります。

地域・地区の特性を反映した個性のある景観形成を図るため、景観に関するガイドライン等の計画づくりを検討していきます。

地区計画制度の活用による統一された街並み景観の創出を図ります。北海道脊損センター東側に位置する市有地をそのモデル地区とし、地区計画制度などに関する情報発信を行います。

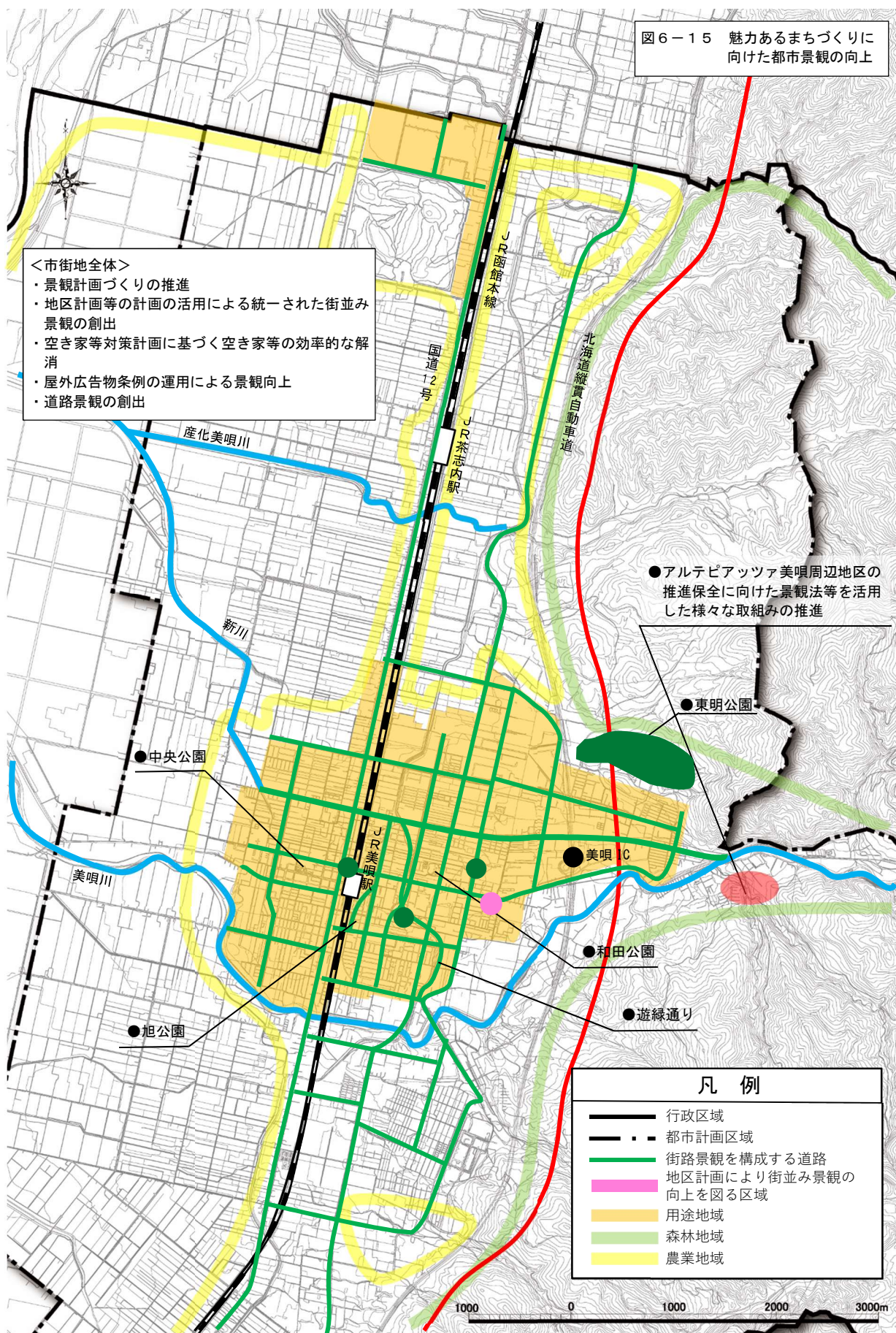
空き家等対策計画に基づいた空き家等の解消については、市街地中心部に存在するなど、大きく景観を損ねている空き家等を対象に可能な限り早期の解消に向けた取組みを進めていきます。又、空き家等対策計画に基づく協議会の適切な運営を図ることにより、市内各地に点在している空き家等の公平で効率的な解消に努めていきます。

屋外広告物条例の運用に基づいた取組みについては、無届物件に対する対応を強化していきます。更には、北海道との連携により巡回パトロールを実施することでの景観向上に努めていきます。

(2) 街路景観の向上

道路景観の創出を図るため、立地適正化計画によるポケットパーク等の整備や街路灯、案内板等ストリートファニチャーのデザイン化を進めます。

又、都市計画道路の植樹帯などで、樹木が枯れているものまたは、なくなっているものがあるため植樹を実施し、緑のネットワークによる景観形成に努めます。特にアルテピアッツァ美唄周辺地区については、景観法に基づく様々な取組みの推進を検討していきます。



1:50000

基本方針のテーマ

生 活 環 境 の 向 上

(1) 下水道の整備

快適な生活環境を図るため、美唄市流域関連公共下水道事業計画に合わせて事業区域内の未整備地区を計画的に整備するとともに老朽化した下水道施設の改築、更新を進めていきます。

又、将来の人口減少等の影響による用途地域の縮小が生じた場合には、これと連携して下水道排水区域の都市計画決定についても縮小していきます。

下水道事業計画区域外の地域については、衛生的で快適な生活環境を確保するため、個別排水処理施設による整備を進めます。

(2) ごみ処理施設の整備

「美唄市一般廃棄処理基本計画」に基づき、循環型社会の形成に向けて中間処理施設の整備や処理施設などの適正な維持管理を図ります。

(3) 公共公益施設の適正配置

公共施設等管理計画に基づいた施設面積の削減と複合化を進めていきます。市民にとって、利便性が向上するための公共施設の複合化への取組みを進めていきます。

特に、まちづくり市民アンケート調査において、多くの市民が望んでいる結果となった医療施設の充実化については、市街地中心部の現在の市立病院の敷地での推進を図っていきます。

基本方針のテーマ

安心して住み続けられる都市づくり

(1) 安心して住める住宅づくり

①公営住宅づくり

老朽化が著しい公営住宅の「南美唄団地」、「いなほ団地」、「進徳東団地」の3団地については、美唄市立地適正化計画、美唄市公営住宅等長寿命化計画に基づいた移転、集約を進めていきます。又、良好な住環境を維持していくため適切な既存住宅の改修を進めるとともに、人口減少に伴う世帯数の推移を勘案した適正な管理戸数を維持していくため、耐用年数の経過した団地及び耐用年数の1/2を経過した団地の計画的な用途廃止を行っていきます。

②住宅づくり

高齢化に対応した住宅仕様を推進していくための住宅改修促進助成事業を今後も継続して実施します。

一定の住宅性能基準をクリアする住宅を長期優良住宅として認定する「優良住宅の認定制度」を活用し長く安心して快適に暮らせる住宅づくりを目指していきます。

(2) 災害に強いまちづくり

①危険区域の解消

「美唄市地域防災計画」に基づき、本計画対象地域にある危険区域の解消を図ります。

地すべり・がけ崩れ危険区域、土石流危険渓流及び水防区域などの危険区域における治山・治水事業の推進を図ります。

市街地内における低地帯の浸水区域については、河川改修等の整備を図ります。

②避難路、避難場所の適正な配置

集中豪雨など自然災害へ対応するため、「美唄市地域防災計画」に基づき、地区別避難所及び広域避難所を適正に配置すると共に、避難路については、広域幹線道路と市街地内幹線道路、更には、地区幹線道路等により広幅員を確保した上での各避難所及び避難場所との必要物資輸送が円滑に進められるような避難路網の形成に努めて行きます。

③災害に対する危険度判定士制度の有効活用、応急危険度判定士制度の普及・啓発の推進

大規模災害発生時の地震や余震により被災した建物を調査し、その後、発生する更なる倒壊の危険性や外壁、窓ガラス等の落下に対する危険度判定を行うことにより、人命に係わる二次的災害への防止を目的とした応急危険度判定士制度の活用を推進していきます。

官民間問わず、認定要件の一つである建築士等に対し広く普及、啓発活動を行い一人でも多くの応急危険度判定士の認定に向け取り組んでいきます。

④被災宅地危険度判定士の啓発

災害対策本部が設置されるような大規模な地震または、大雨等によって、宅地が広範囲に被災した場合には、被災宅地危険度判定士が宅地の危険度判定を実施し、被害の状況を迅速かつ的確に把握することで二次災害の軽減、防止に努め市民の安全を確保していきます。

そのための被災宅地危険度判定士の普及に努めていきます。

⑤準防火地域の指定

市街地の火災時の延焼防止を目的とした準防火地域については、商業地域や近隣商業地域、一部の第1種住居地域を対象として適正な運用を図るとともに、将来の公共施設の集約化等により、必要が生じた場合には、準防火地域の拡大変更等についても検討を進めて行きます。

⑥耐震改修の促進

大規模な地震に備えた「美唄市耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び病院など多数の人が利用する一定規模以上の施設の耐震化率の向上を目指すことで、安全で快適な住環境の実現を目指します。

地震に強い住宅づくりを目的とする耐震診断及び耐震改修工事費への助成制度の運用と充実化への取り組みを推進します。

地震の危険性と耐震性についての意識の啓発及び知識の普及に努めていきます。

⑦組織づくり

災害に強いまちづくりとは、行政のみによって推進されるものではなく、地域や住民等との連携が要であるため地域の防災力の向上に向け、広く地域住民と共助できる関係が構築できるような啓発を行っていきます。

(3) CO₂削減に向けた都市づくり

都市構造と温暖化には密接な関係があるため、低炭素な都市づくりに向けて環境負荷の小さな集約化された都市づくりを目指していくことが重要となります。

その具体的な取組については、「交通運輸部門」、「民生家庭部門」、「みどり部門」の3分野で整理し推進していきます。

①交通運輸部門

交通エネルギー消費の観点からコンパクトな市街地を推進して、移動距離の短縮化を図り自動車利用から徒歩や自転車利用への転換を促していきます。

更には、交通需要密度の高まりから公共交通機関の採算性の向上が期待され、サービス水準が上がり自動車から公共交通への転換が図られることになります。

②民生家庭部門

都市の集約化に向けて、建物の更新が起こる際に、古い建物や設備が新しくなるため、より高断熱な建物がストックされ建物に起因するCO₂排出を抑制することとなります。

又、市街地内に集合住宅を増加させていくことが、建物の省エネルギー化への効果が高いと判断されます。これは、集合住宅が、戸建住宅に比べて、一世帯当たりのエネルギー消費量が低いためであり、特に、北海道においては、暖房エネルギーを抑えることがCO₂削減に大きく影響します。

③みどり部門

市民との連携や市民の主導による緑地の保全、創出施策を推進する他、既存緑地等の管理の質を高めることで、CO₂削減に取り組んでいきます。

以上の方針を踏まえ、低炭素都市づくりガイドライン北海道版を参考にCO₂削減目標を算定し、次のとおり設定します。

①交通運輸部門（単位千 t-CO₂/年）

	現 状	将 来（2040 年）	削減量（目標値）
自家用等小型車	33.64	9.28	24.36
貨物等大型車	17.21	4.75	12.46

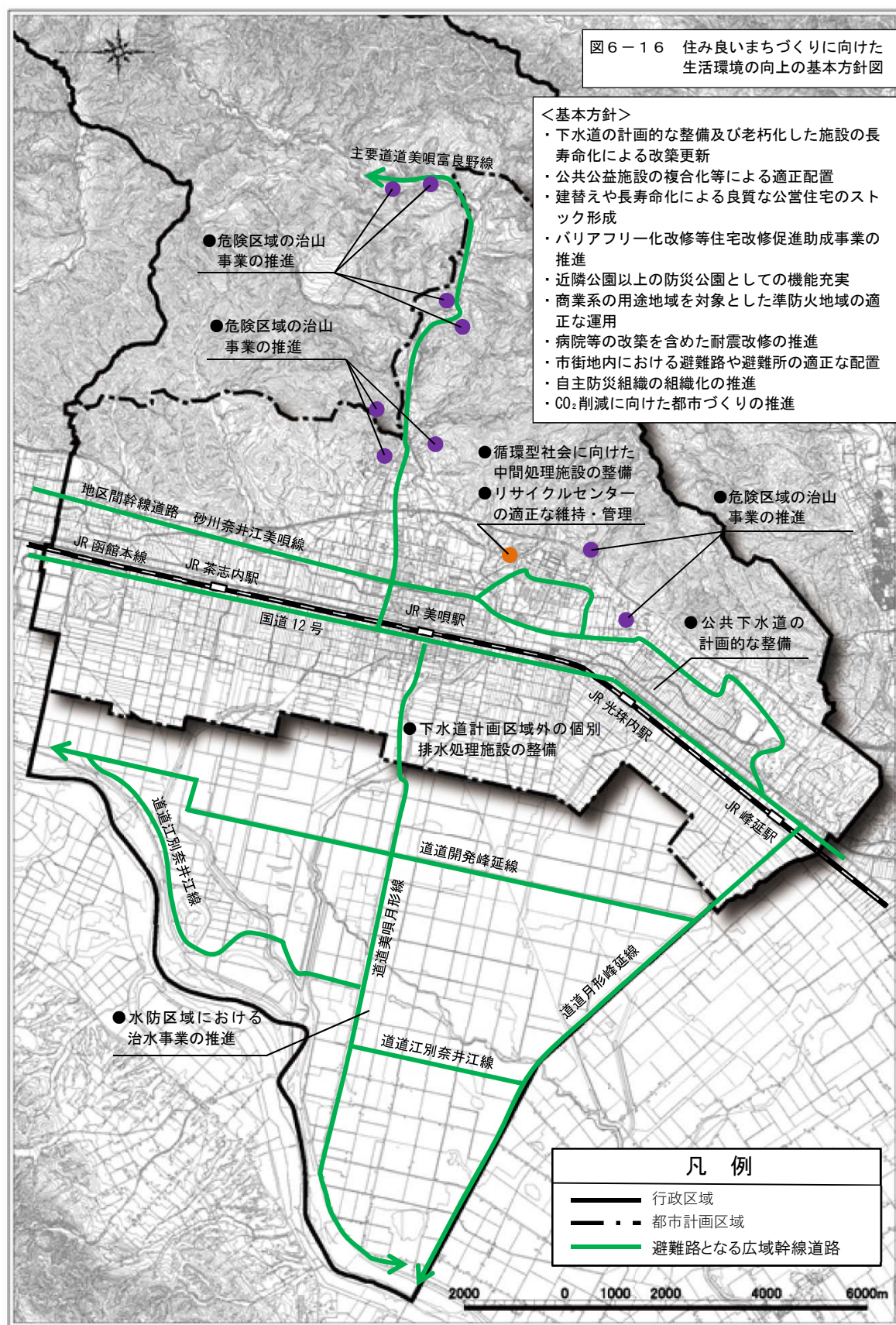
②民生家庭部門（単位千 t-CO₂/年）

	現 状	将 来（2040 年）	削減量（目標値）
自家用等小型車	48.92	38.71	10.21

③みどり部門（単位千 t-CO₂/年）※CO₂吸収量

	現 状	将 来（2040 年）	削減量（目標値）
都市公園	0.56	0.67	0.11

※上記の結果から、集約型の都市づくりを進めることにより、特に、自動車利用が減少するため、交通運輸部門におけるCO₂削減量に大きく期待することができます。



2-6 市民が主役のまちづくり

基本方針のテーマ

市民と行政とのパートナーシップの構築

(1) 市民参加体制の構築

計画の実現に向け、美唄市まちづくり基本条例で定める「市民主体のまちづくり」「情報の共有」「協働のまちづくり」を基本原則とし「市民のまちづくりへの参加」を主旨とする市民の権利を遵守した取組みを進めていきます。

本計画が実行性の伴う市民に身近な計画であるためには、財源内訳などを明確にした実行計画の策定が必要不可欠であり、そのためには、従来の行政の手法を乗り越えた事業毎のプロジェクトチームを編成し、専門的知見を活かすとともにワークショップの手法を取り入れた市民参加による魅力ある実行計画づくりを進めていきます。

(2) 役割分担の明確化

市民、企業、各種活動団体、町内会、行政などが各々の責任のもと適切な役割分担を明確にした上で、計画的な効率的な市民参加を図ります。

役割分担の明確化へのモデル的な一例として、東5条南2丁目の未利用地の解消に向けては、具体の造成計画案を行政が考え、これを民間の開発事業者が実行するとした取組みを図っていきます。

(3) 都市計画提案制度の活用

土地所有者、借地権者、まちづくり NPO 法人等に対して広く、本提案制度の普及啓発を進めていきます。

都市計画マスタープランの方針に適合し更には、充実化させる主旨での日常生活環境及び都市景観等の向上に関する意見などを幅広く求めています。

(4) 公民連携の取り組み

近年特に、少子高齢化の進行や公共施設の老朽化に対応するための財源確保及び社会情勢の変化や住人ニーズの多様化などにより、自治体の負担が増している現状にあります。

今後はこれまでの取り組みにとらわれず、民間のノウハウを活し市民生活の向上を図る上で公民連携の取り組みが重要となります。

公民連携を推進するため、国や北海道が推進している、官民交流や PFI 等の研修会へ参加し基礎知識を習得すると共に、コンサルタントマネジメントの活用を図りながら、まちづくりを進めて行きます。

第7章

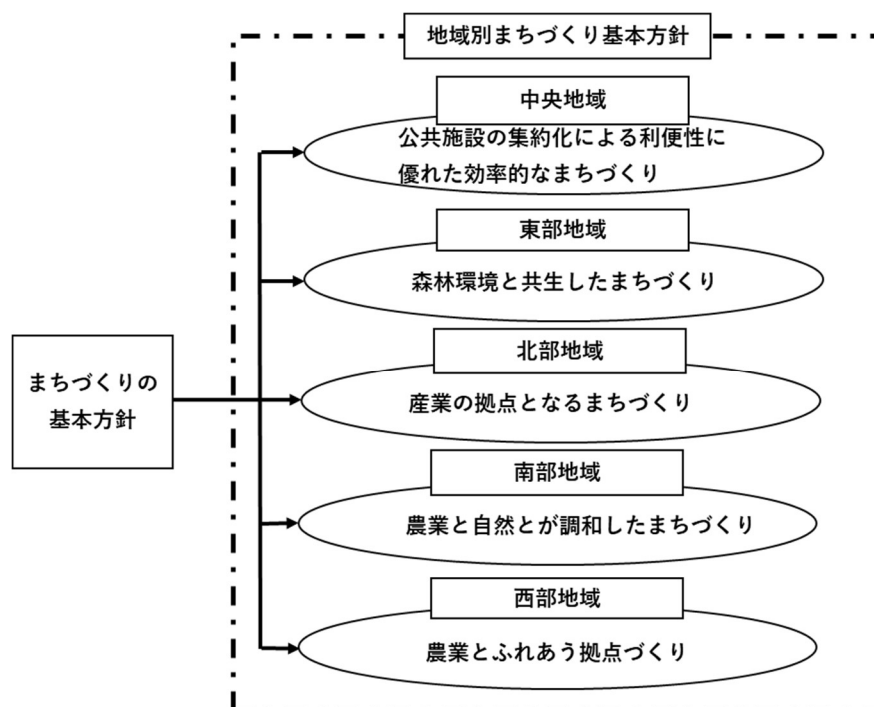
地域別まちづくり基本方針

1 地域別まちづくり基本方針の概要

1-1 地域別まちづくり基本方針の概要

第6章のまちづくりの基本方針に基づき、地域の特徴を生かした活力ある地域づくりを進めるため、計画対象区域を5つの地域に区分し、その地域別のまちづくり基本方針を設定します。

図 7-1 地域別まちづくり基本方針の概要



1-2 地域区分の設定

本市全体を自然的、社会的及び経済的諸条件を勘案して、次に示す5つの地域に区分します。

地域名	条丁目町名	備考
①中央地域	条丁目区域・東明町・共練町・南美唄町・進徳町・一心町・沼の内町・癸巳町	○は都市計画区域外
②東部地域	落合町・盤の沢町・我路町・○東美唄町	
③北部地域	北美唄町・茶志内町・日東町	
④南部地域	光珠内町・峰延町・○豊葦町	
⑤西部地域	開発町・○上美唄町・○西美唄町・○中村町	



2 地域別まちづくり基本方針

2-1 中央地域

(1) 地域まちづくりの目標

本地域は、本市の中心地として効率的で利便性に優れた快適な住環境の整備を基本に円滑な道路交通網の確保とうるおいのある緑づくり、景観に配慮した街並みづくりを目指していきます。本地域におけるまちづくりのテーマを「公共施設の集約化による利便性に優れた効率的なまちづくり」と設定します。

地域まちづくりのテーマ

公共施設の集約化による利便性に
優れた効率的なまちづくり

(2) 地域まちづくりの基本方針

①土地利用

- 市街地内に残っている未利用地の整備開発を適正に誘導し、コンパクトな市街地形成を図るため、用途地域の適正な見直しを行い、計画的な開発を誘導する規制の緩和と既存の良好な住環境を保全するための規制の維持・強化など、用途地域内の地区の特性に応じた土地利用規制の適正化を行うとともに、市街地周辺である進徳町、南美唄町の一部については、住環境に影響を及ぼす土地利用の進行を防ぐため、特定用途制限地域の適正な運用と建築形態制限の見直しにより、秩序ある市街地形成に向けた検討を行います。
- 市街地における土地利用は、6章の基本方針に基づき適正に配置し、具体の用途地域の指定は用途地域指定基準に基づき、その時代の土地利用動向や社会的情勢を考慮して、適正な見直しを図ります。特に、市役所及び市立美唄病院を核とする地域については、市民サービスをより一層向上させるため、これらと関連する各種の公共施設を集約するといった都市機能の誘導とその周辺部の居住誘導を図ります。そのために必要な用途地域の見直しを検討します。
- 一般工業地については、住宅やある程度の商業施設の立地を容認しつつ、これらの住環境に影響を与える重工業施設の立地を排除する特別工業地区（住宅混在型）を適正に運用するとともに、新たな指定の検討を行っていきます。

- 中心商業地及び一般商業地等の市街地に指定している準防火地域の見直し検討を行い都市の防火機能の向上を図ります。
- 市街地を取り囲む農地・森林地帯については、まちづくり基本方針に基づき、その自然環境を保全していきます。
- 主要道道美唄富良野線沿線で、住宅、商業、業務施設が混在している地区については、用途地域の見直し検討や特別用途地区等を活用し、交通利便性を活かした流通業務施設の立地や住宅地における住環境への保全を図ります。

②未利用地対策

- 東光団地周辺の区域については、北海道が進める施策等と調整を図りながら6次産業化への取組みの他、様々な視点での検討を慎重に進め、未利用地の解消に向けた取組みを進めます。
- 東5南1丁目～2丁目の区域については、北海道脊損センターが隣接している他、都市計画公園の東雲公園があり、その周辺区域は、第1種低層住居専用地域を指定しているため、閑静な住宅街が形成されています。このような立地条件を活かした、更なる魅力ある住宅街を提案するために地区計画制度を活用していきます。
宅地造成に関しては、民間の開発事業への情報発信を行うなど、官民一体となった取組みを進めていきます。
- 東3条南4丁目～南5丁目の区域については、その周辺に中層階を主体とする市営及び道営住宅が立地しています。又、市街地内の東南地区においては、東北、東南、西北、西南各地区の中で最も人口が多い地区でもあります。更には、都市計画道路の翠明通、東3条通に関しては、整備済みであり道路環境も充実している区域であり、こうした諸条件を考慮し、現在の用途地域を低層型の用途地域に変更する等検討し、より閑静で居住環境の向上した区域とすることでの未利用地解消へと努めていきます。
- 東5条南4丁目～南6丁目・西4条南4丁目～6丁目・西2条南7丁目～西3条南7丁目の各区域については、農地があるものの河川により分断されているため、将来、農地としての一体的な土地利用を図ることが困難な区域となっています。また、将来的にも宅地化が見込めない区域でもあることから、用途地域を縮小し、建築形態制限及び特定用途制限地域の指定を行い、適正な土地利用をコントロールしていきます。

※美唄市立地適正化計画において、当該各区域は、居住誘導区域外となっています。

- 西5条北1丁目～北3丁目の区域については、水田を主体とする農地であり、このように長期間農地であり、都市的な土地利用を図れない区域に関して、用途地域を縮小し農振法に基づく農用地を視野に入れた土地利用の適正化を進めていきます。

※美唄市立地適正化計画において、当該区域は、居住誘導区域外となっています。

- 西2条北4丁目の区域については、旧美唄工業高校跡地で美唄市立地適正化計画における都市機能誘導区域内に属し、当該区域の土地利用に関しては、将来のまちづくりを進める上で、大変重要な役割を果たすものと考えられます。

行政が集約型の都市構造を目指す先駆けとなる取組みとして、市内各地に点在する老朽化した公営住宅の移転、集約化の検討を進めていきます。

③市街地対策

- JR 美唄駅周辺区域においては、今後もその機能の保全・向上に努めていきます。

- 市街地における中心市街地の活性化を進めます。

- 本市の国道12号周辺の中心市街地については空き家及び空き地が多く、更には老朽化した木造建築物が目立っている現状に有り、このような現状を踏まえ、今後はまちのにぎわいの向上を図るべく、様々な手法を用いて市街地整備を推進していくことを検討していきます。

④交通体系

- 北海道縦貫自動車道とそれに連結する主要道道富良野線沿線及び国道12号、主要道道美唄月形線を広域幹線道路として位置付け、その交通機能の拡充を図ります。

- 国道12号及びJR 函館本線によって市街地が分断されていることから、市街地内の一体性の確保・向上のため、東西方向の幹線道路網の整備を図ります。

- 都市計画道路の旭通の一部については、道道昇格により、北海道が整備を進めていますが、今後も関係機関と連携・調整を図りながら整備を進めていきます。又、基本方針に基づき、東3条通の整備検討を進めていきます。
- JR 美唄駅を中心とした交通広場や駅の東西を結ぶ歩行者専用道路などの機能保全や都市景観の保全・向上を図ります。

⑤公園・緑地

- スポーツ・レクリエーションを通じて、東明公園を交流や緑のネットワークの拠点となるよう維持管理を行います。
- 都市計画運用指針に基づき、街区公園、近隣公園、を適正に配置し、土地利用の動向や市街地開発にあわせた整備を進めます。

○公園の種類と内容

- (1)街区公園 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 250m、面積 0.25ha を標準とする。
- (2)近隣公園 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 500m、面積 2ha を標準とする。
- (3)総合公園 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。主として一の市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する。面積をおおむね 10ha 以上とする。

- 旧美唄工業高校跡地への公園配置を検討し、公有地外である神社の敷地に都市計画公園の指定を行っている問題を解決するとともに、街区公園、近隣公園を適正に配置し、土地利用の動向や市街地の集約化にあわせた整備を進めます。
- 市街地内の北海幹線用水路については、市街地内の憩いとうるおいの場となるよう緑道としての機能の保全・向上を図ります。
- 緑のネットワークづくりのため、市街地幹線道路については、道路整備にあわせた緑化整備を進めるとともに、市街地内の街路樹については、適正な維持管理や中央通りや稲穂通の中央公園前などに花苗の植栽を行います。
また、都市緑化については、家庭の緑化など市民参加による緑化活動やコミュニティガーデン等の地域活動を推進していきます。

- 南美唄町においては、近隣公園規模に相当する南美唄公園の適正な維持管理を市民等との協働により進めていきます。

⑥生活環境

- 美唄市公営住宅等長寿命化計画の中間時見直しを適正に進めその上で、老朽化の著しい公営住宅の南美唄団地、いなほ団地、進徳東団地については、旧美唄工業高校跡地を建替え候補地のひとつにするなど移転、集約による建替えを進めていきます。

更には、有明団地、ゆたか団地、東雲団地、東明恵愛団地等の住宅改善を計画的に進めます。

- 本地域の市街地や集落地については、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）による計画的な整備を進め、また、それ以外の地域については、個別排水処理施設による整備を進めます。

- 本市における資源循環型社会の形成に向け、ごみの中間処理施設の整備・充実などの適正処理を図ります。

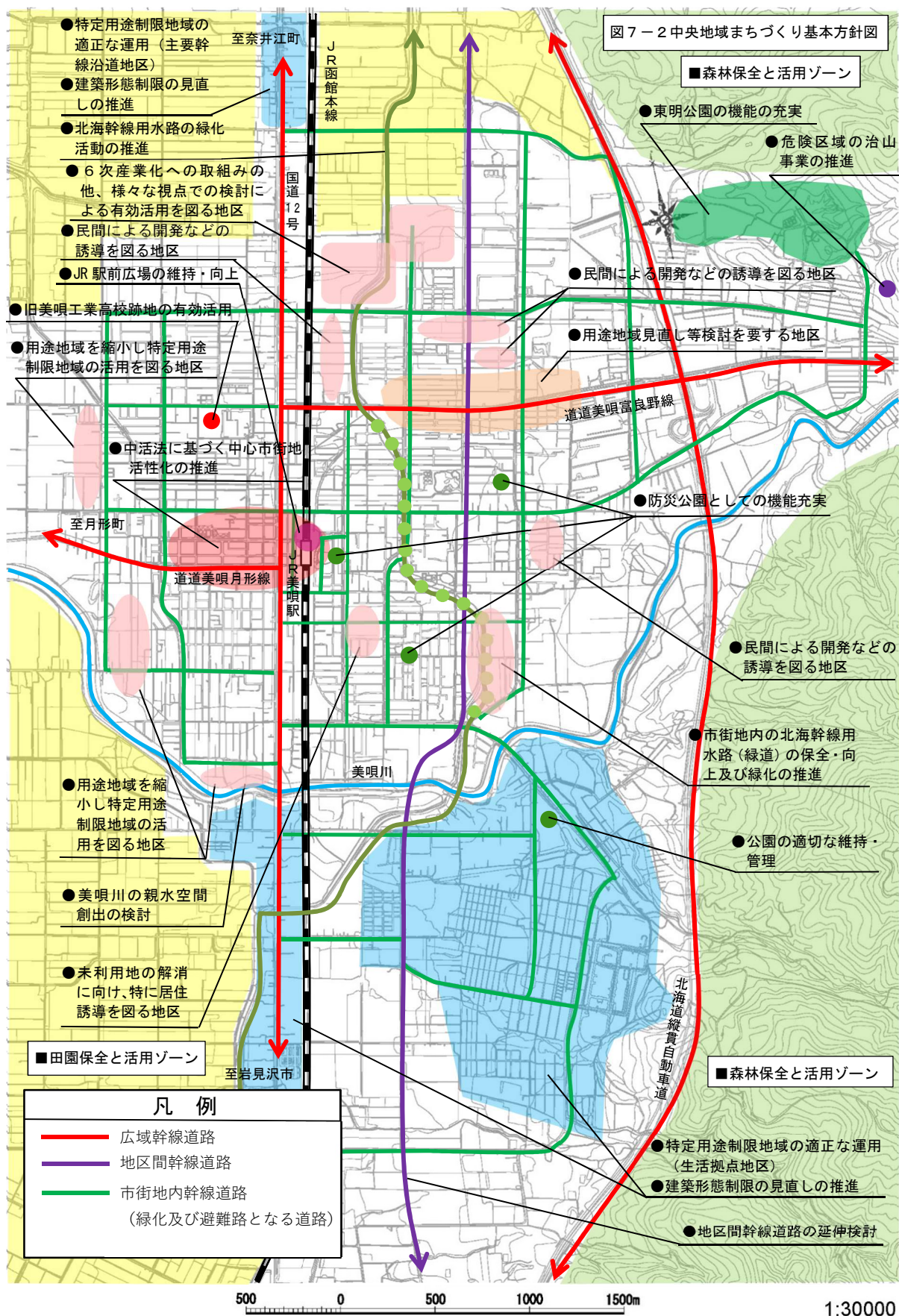
- 美唄市地域防災計画に基づき、市街地内に配置した中央公園、旭公園、ゆたか公園などの近隣公園の防災公園としての機能充実を図ります。

- 交通体系における幹線道路網を災害時の避難路に位置付けるとともに、快適な道路空間の形成を図るため、ゆとりと潤いのある歩道空間の配置を推進します。又、歩道と車道の段差解消等、道路のバリアフリー化を進めていきます。

こうした取組みは、美唄市立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域内において、既に整備済のバリアフリー化道路を活かしながら、更なるバリアフリー化道路網の形成に努めていきます。

- 市街地内や南美唄町等に多くに点在している空き家等については、空き家等対策協議会及び市内空き家等対策検討委員会において、景観、危険度等の緊急性を考慮し優先順位を決定した上での解消を図っていきます。

- 東明公園周辺及び南美唄公園周辺で地すべり、がけ崩れ等の危険性のある地区について、都市防災の観点から治山整備を進めます。



2-2 東部地域

(1) 地域まちづくりの目標

本地域は、大部分が森林に囲まれていることから、森林が持つ公益的機能が総合的に発揮され、集落地と共生したまちづくりを目指し、本地域のまちづくりのテーマを「森林環境と共生したまちづくり」と設定します。

地域まちづくりのテーマ

森林環境と共生したまちづくり

(2) 地域まちづくりの基本方針

①土地利用

- 本地域を取り囲む森林地帯については、その自然環境と自然景観を今後も保全していくものとし、アルテピアッツァ美唄周辺地区については、芸術文化と一体的な環境の保全に努めていきます。そのために特定用途制限地域の適正な運用を図っていくと共に景観保全に向けた取組を推進していきます。

②交通体系

- 広域幹線道路としての主要道道美唄富良野線については、美唄市、富良野市間での早期の全区間開通に向け関係機関との連携を図っていきます。

③公園緑地

- 炭鉱メモリアル森林公園については、道道美唄富良野線が美唄市、富良野市間で全区間開通することによる利用者数の増加への取組み検討を進めていきます。

具体的には、「やぐら 堅坑 櫓」等の郷土の歴史的な文化遺産の保全を進めていきます。

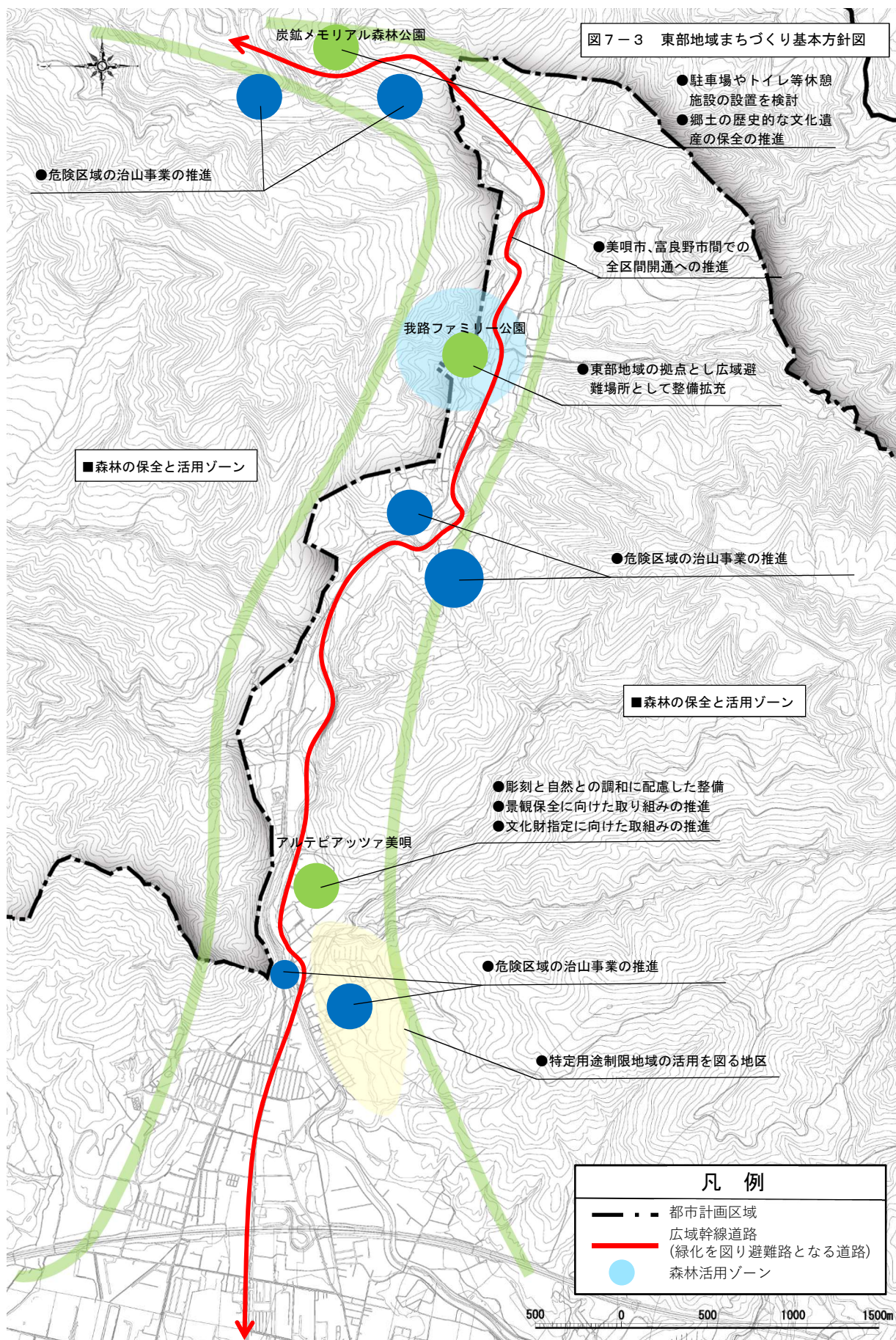
- 中央地域から続く美唄川の水辺環境の活用を検討を進めることで、本地域と中央地域を結ぶネットワークの形成を図ります。

④生活環境

- 本地域は、下水道計画区域外の地域のため、個別排水処理施設による整備を進めます。
- 落合町と盤の沢町周辺で地すべり、がけ崩れ等の危険性のある地区については、都市防災の観点から国及び北海道と連携し治山整備を進めます。
- 美唄市地域防災計画に基づき、避難場所の整備を進めます。

⑤景観形成

- アルテピアッツァ美唄周辺の区域については、特定用途制限地域の運用の他にも、更なる地域の景観及び環境保全に向けた検討を進めていきます。関係法人や地域住民との十分な合意形成を図りながら進めていきます。
アルテピアッツァ美唄の木造校舎棟及び体育館棟については、歴史的な背景を踏まえた文化財指定に向けた取組みを進めていきます。



1:30000

2-3 北部地域

(1) 地域まちづくりの目標

本地域は、空知団地の工業地域が位置していることやその周辺地域は、農業を主体とする土地利用が図られている点を踏まえ、本地域におけるまちづくりのテーマを「産業の拠点となるまちづくり」と設定します。

地域まちづくりのテーマ

産業の拠点となるまちづくり

(2) 地域まちづくりの基本方針

①土地利用

- 国道 12 号沿線の一部と空知団地については、本市と奈井江町が一体的な土地利用の形成を図っているため、今後においても奈井江町と連携しながら、工業の振興を目的とした土地利用を促進していきます。

又その一方で、国道 12 号沿道で、工業地域を補完する地域として必要でありながらも沿道利用ができない後背地については、農業の維持を図ることを推進し、工業と農業が共存する地域の発展を目指します。

- 空知団地を専用工業地とし、国道 12 号沿線（現況が農地である上記の区域を除く）の地域については、専用工業地に関連する施設の立地を誘導していき、都市的な土地利用の活性化を図ります。

- これらの工業地には、工業特化型と住宅混在型の特別工業地区制度を適切に運用していきます。

具体的には、国道 12 号沿線地域には、工業系と住居系が混在しながらも環境悪化のおそれのある工場を排除する等とする住宅混在型の第 1 種特別工業地区を今後も運用していきます。

空知団地に対しては、住宅を排除する等とする工業特化型の第 2 種特別工業地区を今後も運用していきます。

②交通体系

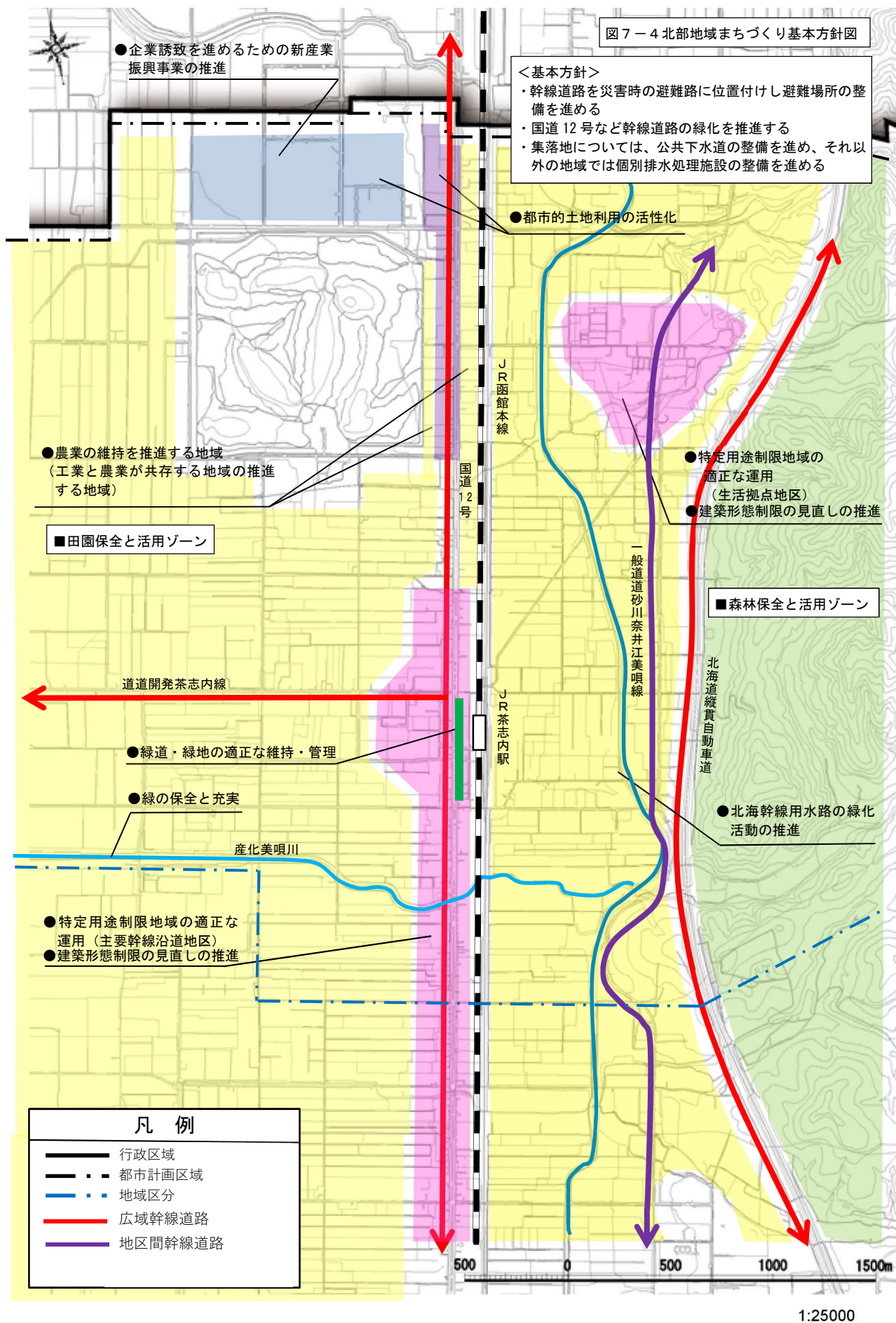
- 国道 12 号及び道道開発茶志内線を広域幹線道路に、本地域と市街地を結ぶ道道砂川奈井江美唄線を地区間道路に位置付け、これらを幹線道路と連結する生活道路網の整備を図ります。
- 空知団地内の交通の利便性を図るため、幹線道路を適正に配置します。

③公園緑地・緑化

- 茶志内幹線用水路跡地を活用し整備した緑道については、本地域の緑地としての機能の保全・向上を図るとともに、適正な維持管理を行います。
- 交通体系における国道 12 号などについては、市街地内の緑のネットワークとなるよう街路樹や花などの緑化整備を進めます。

④生活環境

- 集落地については、公共下水道の計画的な整備を進め、それ以外の地域については、個別排水処理施設による整備を進めます。
- 美唄市地域防災計画に基づき、避難所の整備を進めます。



2-4 南部地域

(1) 地域まちづくりの目標

本地域は、西側の田園地域と東側の山林地帯との間に光珠内町、峰延町の生活拠点地区が挟まれている地域であることを踏まえ、本地域におけるまちづくりのテーマを「農業と自然とが調和したまちづくり」と設定します。

地域まちづくりのテーマ

農業と自然とが調和したまちづくり

(2) 地域まちづくりの基本方針

①土地利用

- 国道 12 号沿線の峰延町等の区域には、秩序ある市街地形成に向け特定用途制限地域の適正な運用を図るなど、既存の住環境を保全していきます。
 - 本地域東側の森林地帯については、森林の持つ公益的機能と森林景観の保全を図ります。
 - 本区域西側の田園地域については、基盤整備事業を進めることで整形化された「ほ場と防風林」との一体的な田園風景の形成に努めるとともに、将来においてもこのような田園風景及び環境を保全していくため特定用途制限地域の適正な運用を図っていきます。
 - 光珠内調整池及び峰延町のため池は、農業用施設ではあるものの周辺には、良好な樹林地もあることから、農業施設としての機能を持った緑地としての保全を図っていきます。
- ※（樹林地）－森林のうち、森林が集団的に生育している土地及び樹木の点在地のうち樹冠の投影面積が30%以上占めているところをいう。竹林、伐採跡地及び未立木地は含めない。

②交通体系

- 国道12号及び道道月形峰延線を広域幹線道路に位置づけ、中央地域と本地域を結ぶ地区幹線道路の整備検討を進めるとともに、これと連結する生活道路網の形成を図っていきます。

特に、国道12号については、地域住民や関係機関との連携、調整を図りながら、早期の4車線化に向けた取り組みを行っていきます。

- 地域内の幹線道路を中心に街路樹や花などの緑化を進め、緑のネットワーク構成を図ります。
- 林業試験場及び火葬場など、地域内の主要施設の交通アクセスの確保を図ります。

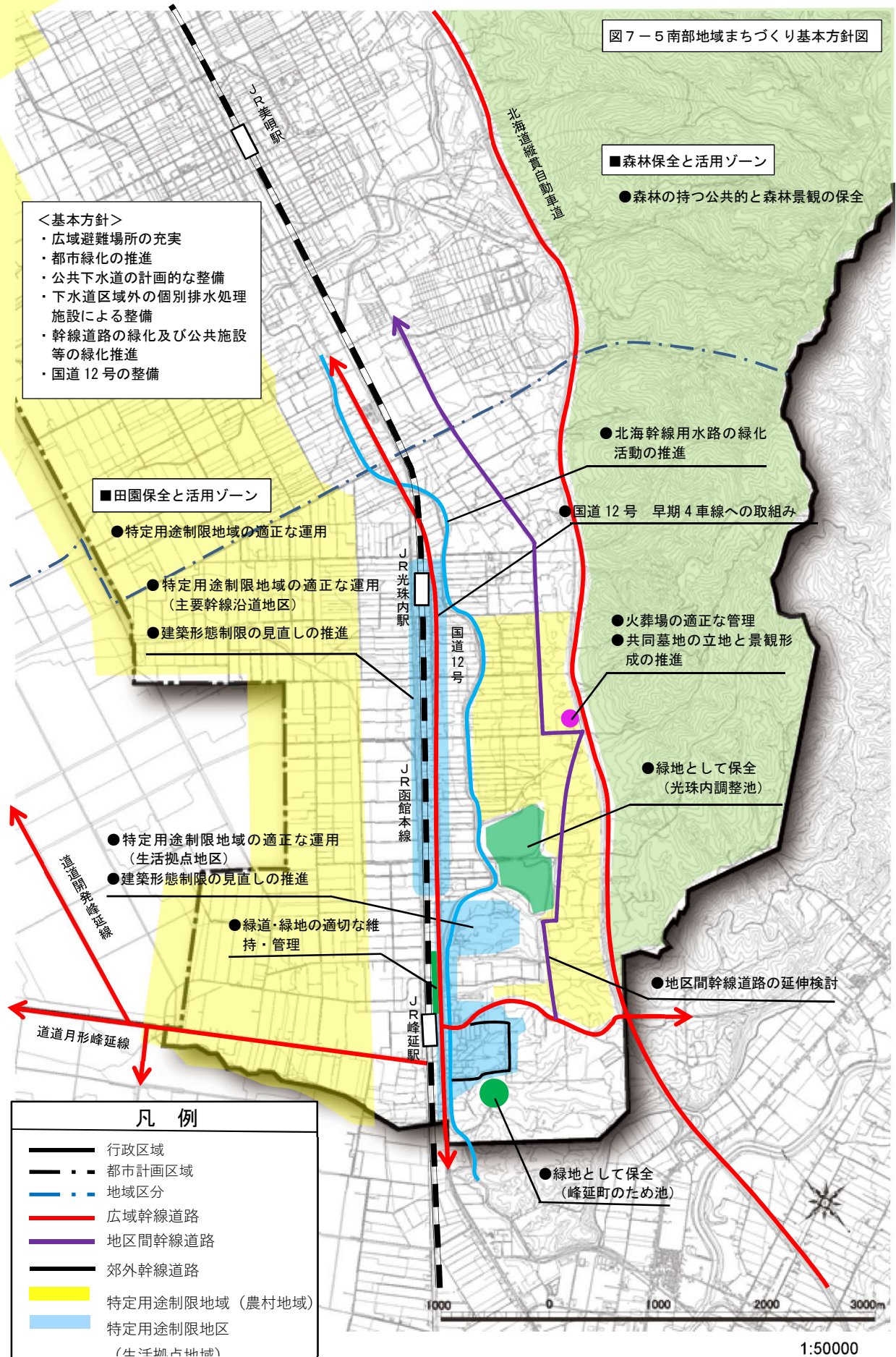
③公園緑地・緑化

- 峰延町の北海幹線用水路の緑道については、本地域の緑地としての機能の保全を図るうえで、適正な維持管理を行います。
- 交通体系における幹線道路については、市街地内の緑のネットワークとなるよう街路樹や花などの緑化整備を道路整備にあわせて進めます。

④生活環境

- 本地域の集落地については、特定環境保全公共下水道による計画的な整備を進め、それ以外の地域については、個別排水処理施設による整備を進めます。
- 火葬場については、適正な維持管理を行うとともに、その機能・向上に努めていきます。
- 火葬場に隣接して、共同墓地の立地を進め、火葬場と一体となった「やすらぎ」を感じることのできる景観形成を図っていきます。

図7-5 南部地域まちづくり基本方針図



2-5 西部地域

(1) 地域まちづくりの目標

本地域は、概ね計画対象地域外となっていますが、計画対象地域に良好な自然環境を享受する地域であるため、基盤整備により整備されたほ場の環境保全を図るとともに、自然学習と農業体験の拠点づくりを目指し、本地域のまちづくりのテーマを「農業とふれあう拠点づくり」を設定します。

地域まちづくりのテーマ

農業とふれあう拠点づくり

(2) 地域まちづくりの基本方針

①土地利用

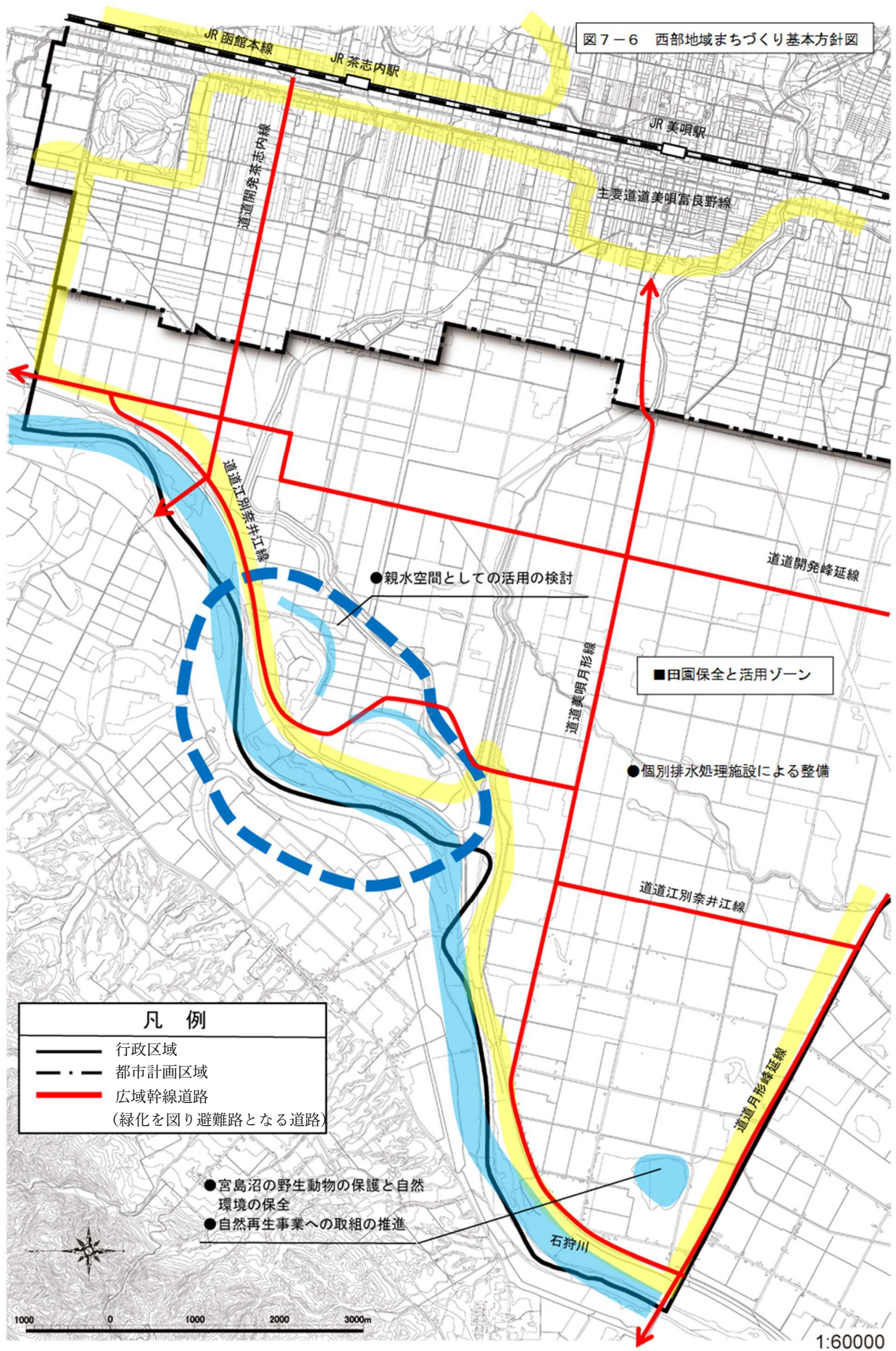
- 本地域の田園地帯については、基盤整備により整備されたほ場と防風林とが一体となった田園風景の保全を図っていきます。また、農地環境の保全を図りつつ都市と農村の交流を促進するため、グリーンツーリズムによる農業体験などの交流の場としての活用を図ります。

②宮島沼の保全と活用

- マガンの寄留地として、貴重な自然環境を有している宮島沼については、湿地環境を維持するため、自然環境保全や生物多様性に配慮した活動を進めます。
- 宮島沼については、宮島沼水鳥・湿地センターを拠点とした自然環境・環境学習の場としての活用を推進します。

③生活環境

- 本地域は、下水道計画区域外の地域のため、個別排水処理施設による整備を進めます。



第8章

概略実施プログラム

1 概略実施プログラムの概要

第6章及び第7章のまちづくりの基本方針の内容に基づき、その基本方針の実現に向けた概略の実施プログラムを策定し、土地利用・道路・公園などの個別の都市計画の実施の基礎とします。

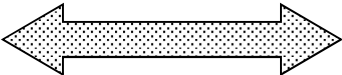
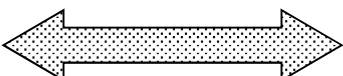
概略実施プログラムは、本計画の目標年次（令和22年度）までの20年間の計画期間を次に示す内容で優先順Ⅰ及びⅡに区分し、各々のまちづくり基本方針の緊急性・優先度及び計画性を考慮して、総合計画の施策と整合するように適正に具体的な施策を配分し、効率的かつ効果的なまちづくりの実現を図ります。

また、本計画の目標年次を超えての長期の取り組みが必要と判断される施策については、優先順位をⅢとしています。

表 8-1 優先順位の考え方

区 分	期 間	内 容
優先順位Ⅰ	令和3年度～令和7年度の5年間	概ね5年以内に事業化に向けた重点的な取り組みが必要な施策
優先順位Ⅱ	令和8年度～令和12年度の5年間	中期的な取り組みが必要な施策
優先順位Ⅲ	令和13年度～	長期的な取り組みが必要な施策

図 8-2 優先順位期間の概要

区 分	R3	R7	R8	R12	R13	R22
優先順位Ⅰ						
優先順位Ⅱ						
優先順位Ⅲ						

2 概略実施プログラムの内容

2-1 うるおいのあるまちづくりに向けた自然環境の保全と活用

森林地帯及び田園地帯における自然環境の保全と活用については、まちづくりの基本方針の内容を考慮して、計画期間を通して長期的に取り組めます。

田園風景を保全していくためには、農業・農村づくりを進めることが、重要でありそのための農業生産基盤の整備等を長期的に取り組めます。

2-2 コンパクトなまちづくりに向けた計画的な土地利用の推進

市街地及び集落地における計画的な土地利用の推進に向け、用途地域の外縁部の未利用地については、用途地域の除外を優先順位をⅠとして重点的に取り組めます。

用途地域の適正見直しや集落地における建築形態制限の見直し、更には、市街地内未利用地への地区計画の活用については、将来市街地の方向性を見極め、地域住民との合意形成を十分に図る必要性から、優先順位ⅡからⅢにかけた視点で取り組めます。

中心市街地の整備については、現状から緊急性は認められるものの、関係機関及び民間事業者の参加と協力が必要不可欠であることから、各々の合意形成を十分に図るため、優先順位をⅠ～Ⅱにかけた中長期的な視点で取り組めます。

表 8-3 うるおいのあるまちづくりに向けた自然環境の保全と活用における概略実施プログラム

まちづくりの基本方針		主 な 事業主体	優先順位			関 連 す る 他 の ま ち づ くり 基 本 方 針
具体的な展開方向			I	II	III	
優先順位Ⅰにおける具体的施策			R3～7	R8～12	R13～	
憩いとうるおい、交流の場の保全と活用						
森林地帯の保全と活用						
・森林地帯の保全						
市有林の保育管理	市	●	●	●		
民有林の適正管理	民間	●	●	●		
豊かな森づくりなどの推進・支援	民間	●	●	●		
市有林の保育管理	民間・市	●	●	●		
・森林地帯の活用(公園周辺)						
東明公園周辺の活用	市	●	●	●	公園・緑地の配置と緑化の推進 (拠点づくり)	
アルテピアッツァ美唄周辺の活用	市	●	●	●		
炭鉱メモリアル森林公園周辺の活用	市	●	●	●	公園・緑地の配置と緑化の推進 (歴史を生かした公園づくり)	
我路ファミリー公園周辺の活用	市	●	●	●		
田園地帯の保全と活用						
・田園地帯の保全						
生産基盤の整備	国・道・市	●	●	●		
農地利用集積の促進	市・民間	●	●	●		
多面的機能支払交付事業 H26～	国・道・市	●	●	●		
環境保全型農業直接支援対策事業	国・道・市	●	●	●		
田園風景の保全	市・民間	●	●	●		
農業振興地域の見直し	道・市	●	●	●		
防風林の維持管理	国・市	●	●	●		
・田園地帯の活用(体験交流の場づくり)						
グリーンツーリズムによる体験交流の促進	市	●	●	●		

表 8-4 コンパクトなまちづくりに向けた計画的な土地利用の推進における概略実施プログラム

まちづくりの基本方針		主 業 主 体	優先順位			関 連 す る 他 の ま ち づ くり 基 本 方 針
具体的な展開方向			I	II	III	
優先順位Ⅰにおける具体的施策			R3～7	R8～12	R13～	

コンパクトなまちづくりによる市街地の形成【立地適正化計画に基づいた施策の推進】						
用途地域の適正な見直し						
・用途地域						
用途地域の変更(用途地域の除外)						
	市街地西南地区	市	●			
	市街地西北地区	市		●		
用途地域の適正見直し						
	市街地中心部	市		●	●	交通体系の整備
	東南地区	市		●	●	
	東北地区(東光団地周辺地区)	市		●	●	
	良好な住環境のための地区計画等の活用	市・民間		●	●	未利用地の有効活用

土地利用規制の適正化						
・用途地域						
	特別工業地区の適正な運用	市	●	●	●	
	特別用途地区の適正な運用	市	●	●	●	
	特定用途制限地域の適正な運用	市	●	●	●	令和３年度施行
・用途白地地域						
	容積率、建ぺい率の適正な指定	市	●	●	●	

未利用地の有効活用と市街地開発						
・大規模未利用地						
	優良田園住宅制度の活用	市		●	●	生活環境の向上 (安心して住める住宅づくり)
	田園住居地域の活用	市	●	●	●	農業の利便の増進 (良好な住環境の保護)
・市街地開発						
	道住宅団地用地の活用検討	道・市・民	●	●	●	都市景観の向上
	民間の開発行為など適正な誘導	市	●	●		(街並み景観の向上)

まちの拠点づくりの推進						
・まちの中心となる拠点づくり(活性化とにぎわい創出、まちなか居住など)						
	産業振興計画の策定	市	●			
	市民、事業者、各種団体など一体となった取り組み	市・民間	●	●		
	市内各地に点在する公営住宅のまち中への移転集約	市	●	●		(安心して住める住宅づくり)
	空き店舗等の活用の推進・支援	市・民間	●	●		
	中心市街地の景観整備	市・民間	●	●		市民参加体制の構築
	まちなか交流広場の活用	市・民間	●	●		都市景観の向上
	市民ふれあいサロンの活用	市・民間	●			(街並み景観の向上)
	高齢者や子育て世帯などに対応した道営住宅の管理	道	●	●	●	北海道が運営・管理。
	農工商連携による産業の活性化	市・民間	●	●		
	駅周辺に整備された歩行者専用道路など 新たに創出した景観の維持・向上	市・民間	●	●	●	市民参加体制の構築 都市景観の向上 (街並み景観の向上)
・工業の拠点づくり(中核工業団地)						
	多様な分野の企業誘致の推進	市	●	●		
	雪・冷熱エネルギーを活用した施設の誘致活動	市・民間	●	●		
	雪・冷熱エネルギーの活用など新たな産業の育成	市・民間	●	●		
	農工商連携による産業の活性化	市・民間	●	●		
	農道離着陸場の利用拡大	市・民間	●	●		

2-3 円滑で安全な交通網に向けた交通体系の構成

市街地及び集落地における交通体系の構築に向け、国道及び道道の広域幹線道路の整備は、優先順位Ⅰ～Ⅱにかけた中長期的な視点で取り組みます。市街地内幹線道路については、将来的な市街地形成との関係が強いため、用途地域の見直しと連動した都市計画道路網の見直しを中長期的な視点で取り組み都市計画道路全体の整備としては、計画的かつ長期的な視点で整備を行います。

生活道路網の整備は、地域事情から緊急性のある路線については優先順位Ⅰとして重点的に取り組みますが、生活道路網全体としては計画期間を通して長期的に取り組めます。

幹線道路におけるバリアフリー化については、広域幹線・市街地内幹線道路の整備状況を勘案しながら、中長期的に取り組めます。

2-4 緑豊かなまちづくりに向けた公園緑地の配置と緑化の推進

公園緑地の適正な配置及び緑化の推進に向け、公園緑地の適正な配置と整備については、中期的に取り組めます。

また、既設公園の長寿命化計画に基づいた公園施設の再整備を中長期的に取り組めます。

緑のネットワーク及び都市緑化の推進については、中長期的な視点で取り組みます。

緑地の保全や緑化の推進に関して、市民参加による計画策定の検討を進めていきます。

表 8-5 円滑で安全な交通網に向けた交通体系の構成における概略実施プログラム

まちづくりの基本方針		主 事 業 主 体	優先順位			関 連 す る 他 の ま ち づ くり 基 本 方 針
具体的な展開方向			I	II	III	
優先順位 I における具体的施策			R3～7	R8～12	R13～	
日常生活を支える道路交通網の整備						
広域幹線道路網の整備					生活環境の向上 (災害に強いまちづくり)	
・国道 12 号の全 4 車線化の整備						
国道 12 号の全 4 車線化の整備	国	●	●			
・主要道道美唄富良野線の整備						
主要道道美唄富良野線の整備	道	●				
・国道 275 号までの交通アクセスの整備					土地利用の推進 緑化の推進 (緑のネットワークの構築) 都市景観の向上 (街路景観の向上)	
既存道道の整備・機能向上の要望						
既存道道の整備・機能向上の要望	道	●	●	●		
市街地内幹線道路網の整備と地区幹線道路網の整備						
・都市計画道路網の整備、交通広場						
都市計画道路網の見直し	市	●	●		土地利用の推進 緑化の推進 (緑のネットワークの構築) 都市景観の向上 (街路景観の向上)	
旭通の整備	道・市	●	●	●		
昭和通の整備検討	市	●	●	●		
三井通りの整備検討	市	●	●	●		
東 3 条通の整備(旭通～道道美唄富良野線の区間)	市		●			
かえで通の整備(旭通～道道美唄富良野線の区間)	道・市		●	●		
東明菜の花・公園線(菜の花通～美培線の区間)	市	●				
すずかけ通(あかしあ通～国道の区間)の整備検討	市		●			
JR 美唄駅交通広場の機能の維持・向上	市	●	●			
・地区間幹線道路網の整備						
一般道道砂川奈井江美唄線の延伸の検討	道・市	●	●			
生活道路網の整備						
・市街地内の幹線道路と連携した土地利用と一体となる整備						
路線名は記述しない	市	●	●	●		
安全な道路環境の整備						
・歩行者や自転車の安全な通行と高齢化に対応した整備						
幹線道路の整備に合わせた歩道の整備	市	●	●	●	市民参加体制の構築 (役割分担の明確化)	
幹線道路の整備に合わせたバリアフリー化の推進	市	●	●	●		
市民・事業者・行政が一体となった除排雪体制の充実	市・民間	●	●	●		
公共交通の充実						
・高齢化、過疎化に対応した利便性の向上						
市民バスなど路線バスの効率的な運行	市・民間	●	●	●		
高齢化、過疎化に対応した公共交通体系の再編 (乗合タクシー・スクールバス混乗)	市・民間	●	●	●		

表 8-6 緑豊かなまちづくりに向けた公園緑地の配置と緑化の推進における概略実施プログラム

まちづくりの基本方針		主 事 業 主 体	優先順位			関 連 す る 他 の まちづくり基本方針
具体的な展開方向			I	II	III	
優先順位 I における具体的施策			R3～7	R8～12	R13～	
緑のネットワークの創出						
緑のネットワークの構築						
・自然環境の保全						
森林や田園、河川などの自然環境の保全		国・道・市・民	●	●	●	自然環境の保全と活用
・道路緑化						
幹線道路の緑化推進		国・道・市・民	●	●	●	都市景観の向上 (街並み景観の向上)
・親水空間の活用						
石狩川、美唄川等の緑の保全と活用		国・道・市・民		●	●	都市景観の向上 (街並み景観の向上)
石狩川周辺における親水空間の活用について検討		国・市・民	●	●	●	
美唄川の親水空間の創出について検討		道・市・民		●	●	
北海幹線用水路の緑化活動の推進		市・民間	●	●	●	
市街地の北海幹線用水路の緑道としての機能の保全		市・民間	●	●	●	
・宮島沼の保全と活用						
宮島沼周辺の自然環境の保全と環境学習の拠点としての活用		国・道・市・民	●	●	●	
公園・緑地の適正な配置						
・適正な配置						
緑の基本計画の策定		市	●	●		都市景観の向上 (街並み景観の向上) 生活環境の向上 (災害に強いまちづくり)
公園の適正な配置と計画・整備		市		●	●	
公園緑地の都市計画決定		市		●	●	
整備された公園施設の長寿命化計画の策定		市	●			
公園施設の再整備		市	●	●	●	
市民と行政との協働による公園・緑地の維持管理 (美しきまちづくりサポーターや町内会など)		市・民間	●	●	●	
・拠点づくり						
東明公園のスポーツ・レクリエーション・交流の拠点としての機能保全・整備		市	●	●		自然環境の保全 (森林地帯の保全と活用)
交流拠点の整備・機能の充実		市	●	●	●	
安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の整備		市	●	●		
アルテビジョンと連携した周辺環境に関する検討		市	●	●		
・歴史を生かした公園づくり						
我路ファミリー公園の機能の維持・向上		市	●	●	●	
炭鉱メモリアル森林公園の機能の維持・向上		市	●	●		
都市緑化の推進						
・緑化活動の誘導や緑化意識の高揚						
家庭の緑化など市民参加による緑化活動の推進 (ふるさと森づくりなど花と緑のまちづくりの推進)		市・民間	●	●	●	市民参加体制の構築 都市景観の向上 (街並み景観の向上)
公共公益施設の緑化の推進		市・民間	●	●	●	
事業所敷地等の緑化の推進		民間	●	●		
コミュニティガーデン等の地域活動の推進		民間	●	●		
緑化活動への支援や緑化活動の組織づくり		市・民間	●	●	●	

2-5 魅力あるまちづくりに向けた都市景観の向上

都市景観の向上に向けた取組みを中長期的に推進し、その計画に基づいた地区計画等の活用については、未利用地対策と連動しているため、長期的な視点で取り組みます。ストリートファニチャーのデザイン化については、都市計画道路の整備と連動した施策であるため、優先順位ⅡからⅢにかけて取り組みます。

表 8-7 魅力あるまちづくりに向けた都市景観の向上における概略実施プログラム

まちづくりの基本方針		主 事 業 主 体	優先順位			関 連 す る 他 の まちづくり基本方針
具体的な展開方向			I	II	III	
優先順位 I における具体的施策			R3～7	R8～12	R13～	
魅力ある都市景観の向上						
街並み景観の向上						
・景観ガイドライン策定などによる都市景観の向上						
景観行政団体への移行の推進	市	●	●			
景観の創出のための地区計画等の活用	市・民間		●	●		土地利用の推進
屋外広告物条例の適正運用	市	●	●	●		
屋外広告物の巡回パトロールの実施	道・市	●	●	●		
アルテピアッツァ美唄周辺地区への景観計画等、景観法の活用推進	市	●	●			
アルテピアッツァ美唄(校舎棟、体育館棟)の文化財指定の推進	市	●				
コミュニティガーデン等の地域活動の推進	民間	●	●			市民参加体制の構築
市民・事業者・行政の協働による景観形成	市・民間	●	●			緑化の推進
市民・事業者・行政による緑化活動の連携	市・民間	●	●			(都市緑化の推進)
街路景観の向上						
・道路景観の創出						
幹線道路の緑化推進	国・道・市・民	●	●			緑化の推進 (都市緑化の推進)
電線の地中化の検討	国・道・市		●	●		
ストリートファニチャーのデザイン化の検討	市		●	●		

2-6 住みよいまちづくりに向けた生活環境の向上

生活環境の向上に向け、公共下水道や個別排水処理施設（合併処理浄化槽）の整備及び下水道施設の長寿命化については、衛生的な生活環境の確保を目指し、優先順位ⅠからⅡにかけて中長期的な視点で計画的に取り組みます。

公営住宅については、住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画の改訂を優先順位Ⅰとして重点的に取り組み、それらの計画に基づいた公営住宅の長寿命化への取り組みを優先順位ⅠからⅡにかけて実施します。

今後の環境重視型社会の進展を考慮し、ごみの中間処理施設の整備については、優先順位Ⅰとして重点的に取り組みます。

災害に強いまちづくりを目標に、地域防災計画の見直しを優先順位Ⅰとして重点的に取り組み、その計画を基に危険区域の解消に向けた施策を中長期的な視点で取り組みます。病院や老人福祉施設等の一定規模以上の建築物については、子供や高齢者、不特定多数の人々が利用することや近年、地震等の災害が多数発生している現状を考慮し、建物の耐震化改修への取り組みを優先順位Ⅰとして重点的に行います。

表 8-8 住みよいまちづくりに向けた生活環境の向上における概略実施プログラム

まちづくりの基本方針		主 事 業 主 体	優先順位			関 連 す る 他 の まちづくり基本方針
具体的な展開方向			I	II	III	
優先順位 I における具体的施策			R3～7	R8～12	R13～	
日常生活を支える都市施設の整備						
下水道の整備						
・衛生的で快適な生活環境の確保						
公共下水道の計画的な整備(特定環境保全公共下水道を含む)		市	●			土地利用の推進 (土地利用規制の適正化)
個別排水処理施設による計画的な整備		市	●	●	●	
下水道施設のストックマネジメントによる改築更新		市	●	●	●	
ごみ処理施設等の整備						
・「美唄市一般廃棄物処理基本計画」に基づいた整備						
ごみ中間処理施設の整備		市	●			
一般廃棄物処理施設の適正な管理		市	●	●		
共同墓地の景観形成の推進		市	●	●		
公共公益施設の適正配置						
・人口規模や利用需要、利便性を考慮した集約化等						
公共公益施設の適正配置や複合化などによる効果的配置		市など	●	●	●	

まちづくりの基本方針		主 事 業 主 体	優先順位			関 連 す る 他 の まちづくり基本方針
具体的な展開方向			I	Ⅱ	Ⅲ	
優先順位Ⅰにおける具体的施策			R3～7	R8～12	R13～	
安心して住める都市づくり						
安心して住める住宅づくり						
・公営住宅づくり						
公営住宅等長寿命化計画の改訂（中間見直し）		市	●			
個別改善・長寿命化（ゆたかニュータウン、有明団地、東雲団地、東明恵愛団地、進徳団地、峰延東陽光団地、有為団地の各団地）		市	●	●	●	
維持保全（東光団地、美の里団地、共練団地の各団地）		市	●	●	●	
公営住宅の移転集約（南美唄団地、進徳東及びいなほ団地の各団地）		市	●	●		
公営住宅等長寿命化計画の適宜見直し		市		●		
・住宅づくり						
既存住宅のバリアフリー化などへの支援		市・民間	●	●	●	
長期優良住宅認定制度の活用		市・民間	●	●	●	
北方型住宅の普及や優良田園住宅制度の活用		市・民間	●	●	●	土地利用の推進 （未利用地の有効活用）
空き家・空き地対策						
空き家等対策計画の適正な運用		市	●	●	●	
災害に強いまちづくり						
・危険区域の解消						
地域防災計画の見直し		市	●			
市街地における河川改修等の整備		市	●	●	●	新川の改修
治山・治水整備		道	●	●	●	自然環境の保全 （森林・田園環境の保全）
・避難場所、避難路の確保						
幹線道路の整備による避難路の確保		市	●	●	●	交通体系の整備 （市街地内幹線道路の整備）
避難場所としての防災公園の機能拡充		市		●	●	公園の適正配置
・災害対策判定の普及						
応急危険度判定の普及・啓発		市	●	●	●	
被災宅地危険度判定の普及・啓発		市	●	●	●	
・準防火地域の見直し						
準防火地域の適正な運用		市	●	●		
・耐震化の促進						
地震に強い住宅、建築物を確保するための支援		国・道・市・民	●	●	●	
病院等一定規模以上の建築物の耐震改修の促進		市・民間	●	●	●	
耐震に関する情報の提供		国・道・市	●	●	●	
・組織づくり（追加）						
町内会など自主防災組織の組織化の推進		民間	●	●		市民参加体制の構築

2-7 みんなでつくるまちづくりに向けた市民参加体制の構築

今後のまちづくりにおいては、市民の参加が重要であるので、まちづくりへの役割分担を明確にした市民参加体制の構築を、優先順位Ⅰとし重点的に進めます。

商工会議所や研究機関等の各団体と長く連携を図ることが、まちづくりにおいて重要であるため、市内関係機関との連携強化を長期的な視点で続けていきます。

表 8-9 みんなでつくるまちづくりに向けた市民参加体制の構築における概略実施プログラム

まちづくりの基本方針		主 業 事業主体	優先順位			関 連 す る 他 の まちづくり基本方針
具体的な展開方向			I	II	III	
優先順位 I における具体的施策			R3～7	R8～12	R13～	
市民と行政のパートナーシップの構築						
市民参加体制の構築						
・美唄市まちづくり基本条例による取り組み						緑化の推進 (都市緑化の推進) 都市景観の向上 (街並み景観の向上)
事業の各段階に応じた市民参加体制の確立	市	●	●	●		
まちづくりに関する情報の共有による市民参加の誘導や意識の啓発	市	●	●	●		
市内関係機関との連携強化	市	●	●	●		
役割分担の明確化						
・パートナーシップの構築						緑化の推進 (都市緑化の推進) 都市景観の向上 (街並み景観の向上)
美しきまちづくりサポーター制度の活用	民間	●	●	●		
市民、企業、各種団体、町内会組織などと行政との協働	市・民間	●	●	●		
市民参加の活動を通じた人材の育成	市・民間	●	●	●		
都市計画提案制度の活用						
・まちづくりNPO などが提案						
地区計画など民間提案制度の検討・活用	市・民間	●	●	●		
・公民連携の取組み						
公民連携のための人材育成に向けた取り組み	市・民間	●	●	●		

資料

資料 用語解説

■あ

一般工業地

軽工業地等として計画的な開発が図られた工業地、または開発が確実な工業地。

主要幹線道路等で工業系沿道サービス施設等が立地している、または立地することが適当な工業地。

エコロジー

人間も生態系の一員であるとの視点から人間生活と自然との調和、共存を目指す考え方。

NPO

非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う民間団体。

沿道商業業務地

住宅地を貫通する幹線道路等の沿道で、背後住宅地の住環境に支障のない大規模な沿道サービス施設等が立地している、または立地が見込まれる商業業務地。

■か

河畔林

河川の周辺の繁茂する森林。

グリーンツーリズム

都市住民が、農村漁村において、自然や文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

建築協定

住環境の維持や改善のため、一定の区域については関係者の合意により、建築物の用途やデザインなどの建築規制を行うこと。

コミュニティガーデン

別名「地域の庭」ともいわれ、企画、設置、運営まですべて地域住民が責任を持って行うことにその特徴がある。

コンパクトなまちづくり

北海道が、市町村の抱えているまちづくりに関する課題等を踏まえ、これまで「拡大・拡散してきた都市開発」から方向を転換し、街の中心に人や施設、各種機能が集まった「コンパクトなまちづくり」をめざすことを示し、平成18年7月に策定した基本方針。

■さ

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。平成12年6月に制定された循環型社会形成推進基本法で定義された。

準防火地域

都市計画上の地域地区の1つであり、市街地における火災の危険を防除するために定められる。地域内の建築物等に対する制限は建築基準法に定められている。

親水空間

水に触れたり、接したりして水に親しむため、様々な自然型の川づくりを行い、かつて人々の身近にあった川のような空間。また最近では、川と一体となった公園整備や魚類や昆虫などの共存を目指した取り組みも親水空間としてとらえられている。

水源かん養

森林の土壌がダムのように降水を貯水し、天然のろ過機能の働きにより、水をきれいに浄化する働き。別名、「みどりのダム」とも呼ばれている。

ストック

物を蓄えること。また、蓄えた物。在庫品。都市におけるストックとは、建築物、道路、公園、上下水道などに既に整備されている都市基盤等を示す。

ストリートファニチャー

歩道を単に歩くための空間としてだけではなく、楽しく散歩することができるようにするための施設で、街路灯や停留所、ベンチなどが含まれる。

■た

地区計画

建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し及び保全する計画。

デマンド乗合タクシー

交通不便地域の解消を図り、地域の移動利便性を高めるため、路線バスに代わる新たな交通手段として、営業用自動車を利用した乗合自動車。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域において、良好な環境の形成または保全、合理的な土地利用を目的として、制限すべき特定の建築物等の用途を定める地域。

特別工業地区

都市計画法に定められている特別用途地区の1つ。用途地域を補完するもので、工業の振興と利便性の向上を図ることを目的としている。

都市計画区域

都市計画法及びその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

北海道が都市計画区域ごとに、都市の目標、区域区分の有無及び方針、主要な都市計画の決定の方針を定めるもの。

都市計画道路

都市の骨格を形成する都市施設であり、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための重要な施設として、都市計画法に位置づけられたもの。

都市計画道路の見直しのガイドライン

北海道における都市計画道路のあり方について目指すべき方向性を示し、長期未着手の都市計画道路について、計画の変更・廃止を含めた基本的な考え方と手順について策定したもの。

■は

パートナーシップ

協力関係。それぞれの役割を担いながら、連携・協力すること。

バリアフリー

高齢者・障がい者が社会生活をしていく上での障壁（バリア）がないこと。

美唄市公営住宅等長寿命化計画

老朽化し更新時期を迎える公営住宅について、改善等により建物を長寿命化し、建設に伴う環境負荷とライフサイクルコストの低減を図ることを目的に策定した計画。

美唄市住宅基本計画

美唄市が、総合的かつ体系的な住宅施策の展開を図るため、策定した計画。

美唄市地域防災計画

美唄市が、災害対策基本法に基づき、防災に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧などの災害対策について定めた計画。

保健休養

森林浴やハイキングなどの森林レクリエーションをすること。安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりする効果がある。

北方型住宅

材質・断熱・気密性・耐久性・省エネ性などに配慮し、潤いのあるスペースや堆雪スペースを確保し、住宅のデザインや植栽による街並みとの調和を図った多雪寒冷地型住宅。

■ま

緑のネットワーク

緑が持っている機能・役割をより効果的に活用して潤いのある街並みを形成するため、緑化された道路、公園、水辺を活用して緑を網状に張り巡らしてつなぐこと。

■や

優良田園住宅制度

農山村地域、都市地域の近郊その他の良好な自然環境を形成している地域に、優良な住宅の建設の促進を図るための制度。

容積率・建ぺい率

容積率とは、建築物の延床面積の敷地面積に対する割合をいい、又建ぺい率とは、建築面積の敷地面積に対する割合をいう。双方とも地域の環境を保護するため定めるものである。

用途地域

都市計画法上の地域地区の1つで第1種低層住居専用地域など13種類の用途地域がある。用途は、住居系、商業系、工業系の用途の混在を防ぐために定められるものであり、それぞれの用途地域ごとに建てられる建築物または建てられない建築物は建築基準法に定められている。

■ら

ラムサール条約

湿地のもつ経済上、文化上、科学上の価値を認識し動植物、特に水鳥の生息地として確保すべく作られた国際条約。

流通業務地

主要幹線道路等の沿道で、流通関連施設等が立地している、または立地することが適当な工業地。

立地適正化計画

コンパクトシティ形成に向け、「住まい」と「生活に必要な施設」の場所を考えこれらを「交通ネットワーク」でつなぐ、新しいまちづくり計画。

美唄市都市計画マスタープラン

発行 美唄市 都市整備部 都市建築住宅課

〒072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号

e-mail kenchiku@city.bibai.lg.jp

TEL 0126-62-3131 FAX 0126-62-1088